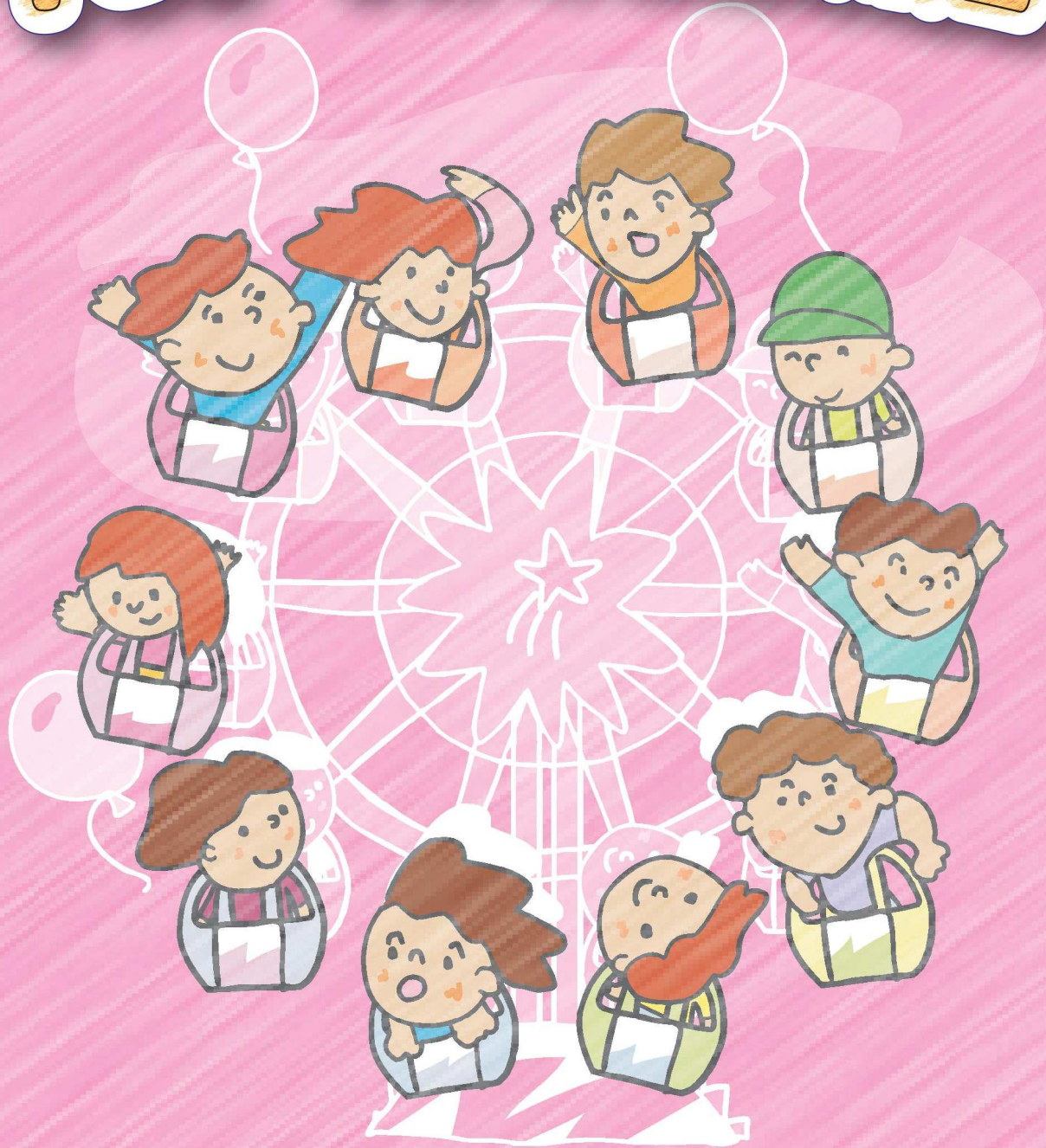


第2期北谷町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
北谷町



町長あいさつ

近年、急速な少子化と核家族化の進展、共働き世帯の増加等により、子育てを取り巻く環境は大きく変化しました。育児負担や精神的な不安感を感じる世帯が増加したことに伴い、妊娠期から学童期までの切れ目ない支援が求められております。また、ライフスタイルの変化に伴い多様化する教育・保育ニーズへの対応が必要となっております。

そのような中、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼稚園と保育所両方の機能を持つ認定こども園や、0歳～2歳児の受け入れに特化した地域型保育事業が創設されました。また、保護者のニーズに応じた教育・保育の認定区分が設けられるなど、教育保育施設の利用に係る手続や仕組みが大きく変わることになりました。市町村においては地域の子育て支援のニーズを把握し、5年を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本町におきましても、平成27年3月に、「北谷町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『笑顔がいっぱい、夢ふくらむまち・北谷』を基本理念に施策を推進してまいりましたが、第1期の計画期間が本年度で終了するに当たり、令和2年度を始期とする「第2期北谷町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第2期計画においても、引き続き地域のニーズに合った教育・保育の環境整備や地域子ども・子育て支援事業の推進、子どもの居場所づくりや、保護者支援を行うこととしており、第1期計画の事業評価と検証の結果や、アンケートによるニーズ調査の結果及び令和元年10月よりスタートした幼児教育・保育の無償化の影響等を勘案して策定しております。

すべての子どもたちが質の高い教育や保育を受けることができ、心豊かに成長できると、すべての家庭が安心して子育てができる北谷町をつくりあげていくことを目指した計画となっております。実現に当たっては、行政はもとより、家庭や学校、事業所、地域等、それぞれの立場においてできる取組や、関係機関の連携が必要となっておりますので皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、貴重なご意見を賜りました「北谷町子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」にご協力いただきました町民の皆様に心よりお礼を申し上げますとともに、次代を担う北谷町の子どもたちの健やかな成長を祈念申し上げ、挨拶といたします。

令和2年3月

北谷町長 野国 昌春

目 次

町長あいさつ

第 1 章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 法的根拠	2
(2) 計画の包含について	2
3. 国から示されている指針等	3
(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)について	3
(2) 新・放課後子ども総合プラン	5
(3) 女性の就労率について	6
(4) 幼児期の教育・保育の無償化について	7
4. 計画の期間	8
5. 計画の策定体制等	8

第 2 章 北谷町の現状と課題

1. 人口の推移と推計	9
(1) 北谷町の人口推計結果	9
(2) 中学校区別の推計結果	15
2. 人口動態（自然動態と社会動態）	21
(1) 自然動態	21
(2) 社会動態	21
3. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況	22
(2) 幼稚園	23
(3) 保育施設等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）	25
(4) 教育・保育施設の利用比較（5歳児）	31
(5) 地域子ども・子育て支援の状況	32
(6) 認可外保育施設	35
(7) その他	36
4. 北谷町の保育ニーズや保育所等の整備状況について	38
(1) 北谷町における動向の考察	38

5. ニーズ調査結果より傾向まとめ	41
(1) 調査の概要	41
(2) 就学前・小学生共通	42
(2)-1 子育て家庭の状況	42
(2)-2 母親の就労について	43
(3) 就学前児童の調査結果より	44
(3)-1 教育・保育サービスの利用について	44
(3)-2 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の教育・保育サービスの利用	46
(3)-3 地域子育て支援センターについて	46
(3)-4 病児・病後児保育について	46
(3)-5 一時預かりについて	47
(3)-6 育児休業等について	47
(4) 小学校低学年児童の調査結果より	48
(4)-1 放課後の過ごし方について	48
(4)-2 放課後児童クラブ(学童保育)の利用について	48
(4)-3 児童館の利用について	49
(5) 自由回答のまとめ	50

第3章 第1期計画の実施状況

点検1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	53
(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	53
(2) 保育士確保の推進	54
(3) 子どもの居場所づくり	55
(4) 子どもと子育て家庭のための保健対策の充実	57
点検2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり	63
(1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保	63
(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	64
(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の充実	65
(4) 相談、情報提供の充実	69

第4章 子どもと子育て家庭への支援対策

1. 計画の基本理念	71
2. 計画の基本目標	71
3. 支援対策の体系	72
4. 幼児期の教育・保育提供区域について	73

(1)教育・保育提供区域とは...	73
(2)町の教育・保育提供区域	73

第5章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策	75
(1)北谷町全体	75
(2)北谷中学校区	78
(3)桑江中学校区	79
2. 地域子ども・子育て支援事業	80
(1)時間外保育事業	80
(2)放課後児童健全育成事業	80
(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)	80
(4)子育て支援拠点事業	81
(5)一時預かり(幼稚園型)	81
(6)一時預かり(幼稚園型以外)	81
(7)病児・病後児保育	82
(8)ファミリーサポートセンター(就学児)	82
(9)利用者支援事業	82
(10)乳児家庭全戸訪問事業	83
(11)養育支援訪問事業	83
(12)妊婦健診	83
(13)実費徴収に伴う補足給付事業	84
(14)多様な主体の参入促進事業	84
(15)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	84

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

基本目標1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	85
(1)幼児期の教育・保育の一体的提供、推進	85
(2)保育士等の確保の推進	88
(3)子どもの居場所づくり	90
(4)子どもと子育て家庭のための保健対策の充実	93
基本目標2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり	98
(1)ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保	98
(2)子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	100
(3)専門的な知識及び技術を要する支援の充実	102
(4)相談、情報提供の充実	109

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
2. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
3. ニーズ等の定期的な把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
4. PDCAサイクルによる進行管理の実施・・・・・・・・・・・・・・ 114

資料編

- 資料1：北谷町子ども・子育て会議規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
- 資料2：北谷町子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・・・・・ 117
- 資料3：「第2期北谷町子ども・子育て支援事業計画(案)」策定までの流れ・・・・・・・・ 118

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 国から示されている指針等
4. 計画の期間
5. 計画の策定体制等

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

国の児童福祉施策においては、保育所の待機児童が社会問題となる中で、「子どもの最善の利益」の実現のために、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、待機児童対策のほか、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や家庭における子育て支援等が総合的に進められてきました。この制度では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所の整備をはじめとする各種事業・施策を計画的に推進することが求められ、本町は平成26年3月に「北谷町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

平成27年度から平成31年度(令和元年度)の5年間では、保育施設の定員拡充を中心とした取り組みを行ってきましたが、保育ニーズは当初の計画を上回る状況にあり、待機児童の解消には至っておりません。今後についても就労を希望する母親がさらに増えることが見込まれ、保育ニーズの上昇も続くことが予測されます。また、国は令和元年10月より「教育・保育の無償化」を開始したため、3～5歳児の教育・保育無償化(0～2歳児の一部含む)による、さらなる需要の上昇も考慮する必要が出てきました。

令和元年度は5年を1期とする計画策定期間となっており、このような状況とともに、子育て家庭の核家族化や地域のつながりの希薄化、幼児教育への高い関心等を踏まえながら、待機児童の解消を目指して供給量の確保を図るとともに、幼児教育・保育の質の確保、保幼小連携、地域子ども・子育て支援事業、母子保健事業、要保護児童対策など、子どもの健やかな育ちと安心、安全に子育てができる環境づくりを目指し、これまでの取り組みを一層強化するために本計画を策定しております。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の期限が 10 年間延長されたこと(平成 37 年 3 月 31 日まで)から、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しております。

また、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図っているほか、市町村計画においては、本町の上位計画である「第 1 次北谷町総合計画(改訂版)」および「後期基本計画(平成 25 年度～平成 29 年度)」を踏襲するとともに、子どもの福祉や教育に関する町の他計画などとの整合性を図り、調和を保って策定しております。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

(市町村行動計画)

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、(中略)その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

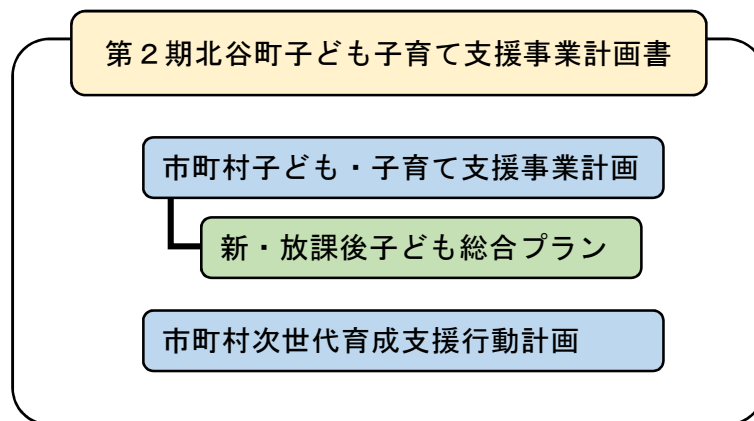
(2) 計画の包含について

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、次の 3 つの計画を包含する必要があります。

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画
2. 市町村行動計画(次世代育成支援行動計画)
3. 新・放課後子ども総合プラン

「市町村行動計画(次世代育成支援行動計画)」は、前項で示すように、北谷町子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定しております。

「新・放課後子ども総合プラン」は市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととする。」とされており、本町の場合は、北谷町子ども・子育て支援事業計画に盛り込んで策定しております。このため、3 つの計画等は、次のような位置づけとなります。



3. 国から示されている指針等

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)について

市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたっての基本指針は、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日公表)の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正が行われました。改正後の指針を踏まえ、本計画を策定しております。

(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。(第三の二3(二)関係)
- ・目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。(別表第三の三関係)

(2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ①児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、以下の事項等を追記。(第三の三2(一)、四5(一)、別表第三の四関係)
 - ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議

会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。

- ②社会的養育の充実について、平成 28 年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成 30 年 7 月 6 日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。（第三の四 5（二）関係）

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
- ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。（第三の一 6 関係）
- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二 2（一）、（二）(1) 関係）
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二 2（二）(1) 関係）
- ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項(第三の三 2（三）関係)及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項(第三の四 5（四）関係)に追加すること。
また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。（第三の四 5（四）関係）
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六 3 関係）

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。（第三の二 4 関係）
- ・ 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。（第三の四 3 関係）

(2) 新・放課後子ども総合プラン

国は第1期計画策定の際に「放課後子ども総合プラン」を定め、放課後の居場所づくりを進めてきました。第2期では、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しており、市町村においてもこれに基づいた計画づくりが必要となっております。

引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、新たなプランを策定されました。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

(3) 女性の就労率について

国においては、提供体制確保の実施時期の設定について、「2020 年度(令和 2 年度)末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する」としております。

これは、国の「子育て安心プラン」において、待機児童の解消を図るとともに、女性の就業率 80%に対応できるよう、2020 年度末(令和 2 年度末)までに 32 万人分の保育の受け皿を整備するという方針との整合性を図るための目標となっております。

市町村においては、ニーズ調査より潜在的保育ニーズの把握を行うとともに、上記の考え方を考慮しながら、保育の量の見込みを算定する必要があります。

<<参考：国の動き～待機児童解消に向けた取り組み～>>

【保育の受け皿拡大の状況】

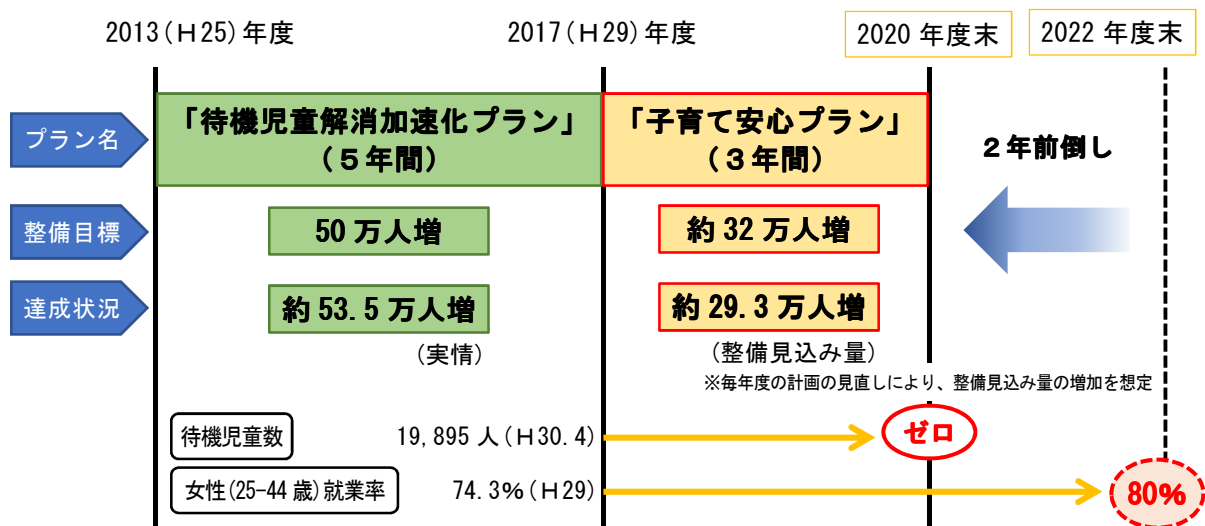
○待機児童解消加速化プラン(2013 年度から 2017 年度末までの 5 年間)による保育の受け皿拡大量は約 53.5 万人分(※)。待機児童解消加速化プランの政府目標 50 万人分を達成。

○子育て安心プラン(2018 年度から 2020 年度末までの 3 年間)による保育の受け皿拡大量の目標は約 32 万人。市区町村等の計画を積み上げると、2018 年度当初の予定としては、3 年間の整備見込み量は約 29.3 万人分(※)。

※これまでの経緯を踏まえれば、毎年度の計画の見直しにより、整備見込み量の増加が想定される。

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

○2018 年 4 月時点の待機児童数は、19,895 人となり、10 年ぶりに 2 万人を下回る結果。



(4) 幼児期の教育・保育の無償化について

国は、令和元年10月より「幼児期の教育・保育の無償化」を実施し、3～5歳の教育・保育施設利用者及び0～2歳の利用者の一部の保育料が無償化されました。この点も考慮した量の見込み等を計画策定に反映しております。

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する。

① 対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

② 支給要件以下のいずれかに該当する子どもであって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子ども
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

(2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。
- ※平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

4. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画であり、年度ごとに事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。



5. 計画の策定体制等

本計画の策定に当たっては、庁内の関係課との意見交換により取り組みの吟味を行ったほか、平成26年より有識者、地域の関係者、当事者等で構成される「北谷町子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定しております。

第2章 北谷町の現状と課題

1. 人口の推移と推計
2. 人口動態（自然動態と社会動態）
3. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況
4. 北谷町の保育ニーズや保育所等の整備状況について
5. ニーズ調査結果より傾向まとめ

第2章 北谷町の現状と課題

1. 人口の推移と推計

(1) 北谷町の人口推計結果

① 総人口

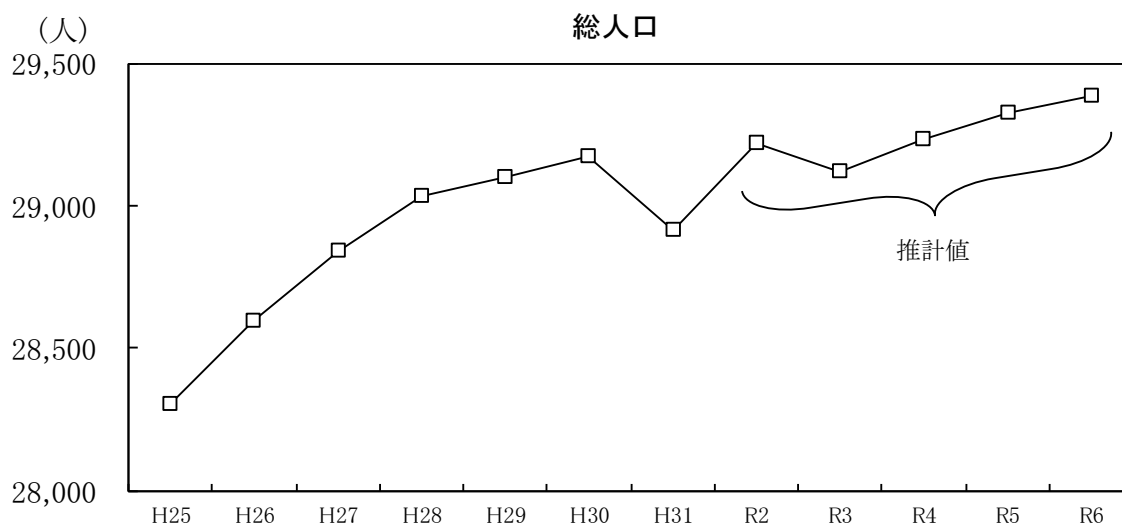
総人口は今後も増加を続けていくと予測されます。

平成31年の総人口は28,913人。増加傾向ではあるが年々増加人数は減少し、平成31年では前年より261人減少しております。

推計によると、平成31年の総人口減少は一時的なもので、第2期計画初年度の令和2年には平成31年より303人増加すると見込まれております。また、令和4年(中間年)は317人増加し、第2期計画最終年の令和6年は471人増と予測されます。

実績値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	28,299	28,593	28,838	29,034	29,098	29,174	28,913
前年からの増加人数	—	294	245	196	64	76	△ 261

						H31 実績からの増加分		
推計値	R2	R3	R4	R5	R6	H31→R2	H31→R4	H31→R6
総人口推計値	29,216	29,119	29,230	29,327	29,384	303	317	471



② 0～5歳児（就学前児童）

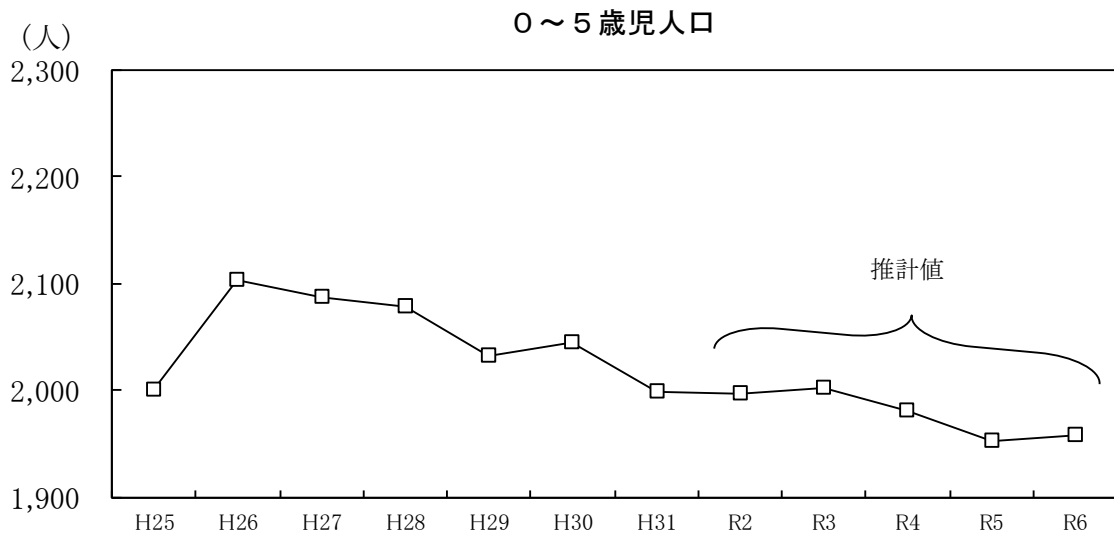
0～5歳児は、平成27年以降減少しており、今後も減少が続くものと予測されます。

平成31年の1,999人が、第2期計画初年度の令和2年には1,997人と平成31年より2人減少し、第2期計画最終年の令和6年には1,958人と平成31より41人減少します。緩やかではあるものの減少が見込まれております。

北谷町の合計特殊出生率は1.8前後で全国の1.4程度と比べて高くなってはおりますが、子を産む女性の世代、町の場合は25歳～34歳の年齢層の女性人口が減少傾向にあるため、出生数が伸び悩み、これにより0～5歳児数も伸びないと予測されます。令和4年以降にはこの世代の人口がやや増えると推計されるため、出生数の回復が見込まれます。

実績値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	2,000	2,102	2,086	2,078	2,032	2,044	1,999
前年からの増加人数	—	102	△ 16	△ 8	△ 46	12	△ 45

推計値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	H31 実績からの増加分		
						H31→R2	H31→R4	H31→R6
0～5歳児推計値	1,997	2,002	1,980	1,953	1,958	△ 2	△ 19	△ 41

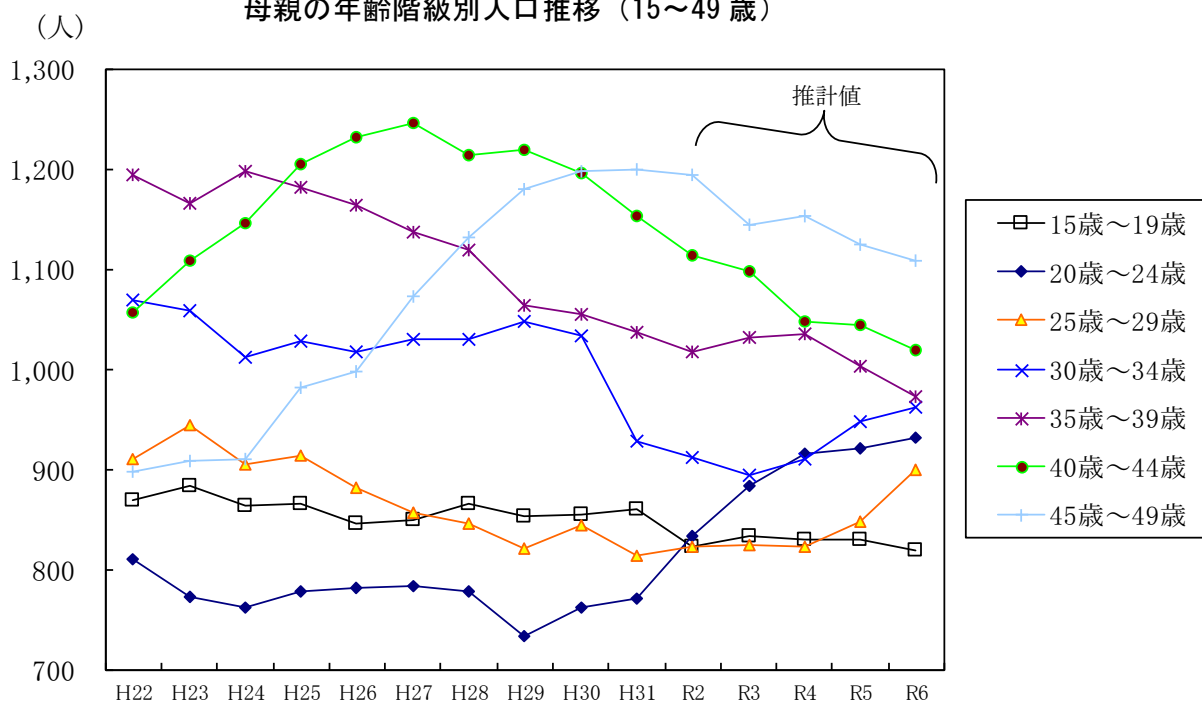


(参考) 母親の年齢階級別人口推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
15歳～19歳	—	—	—	868	883	863	865	845	849
20歳～24歳	—	—	—	809	772	761	778	781	783
25歳～29歳	—	—	—	910	943	905	914	882	857
30歳～34歳	—	—	—	1,069	1,059	1,012	1,028	1,017	1,030
35歳～39歳	—	—	—	1,193	1,165	1,197	1,181	1,163	1,136
40歳～44歳	—	—	—	1,056	1,109	1,146	1,204	1,231	1,246
45歳～49歳	—	—	—	898	908	909	981	997	1,073
総計	—	—	—	6,803	6,839	6,793	6,951	6,916	6,974

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
15歳～19歳	865	852	854	860	823	833	829	829	818
20歳～24歳	778	733	762	770	833	883	916	920	932
25歳～29歳	845	821	844	813	822	824	822	848	900
30歳～34歳	1,030	1,047	1,033	927	911	894	910	947	961
35歳～39歳	1,118	1,064	1,054	1,037	1,017	1,031	1,035	1,003	973
40歳～44歳	1,213	1,219	1,195	1,153	1,114	1,097	1,048	1,044	1,019
45歳～49歳	1,131	1,179	1,198	1,199	1,193	1,143	1,153	1,125	1,109
総計	6,980	6,915	6,940	6,759	6,713	6,705	6,713	6,716	6,712

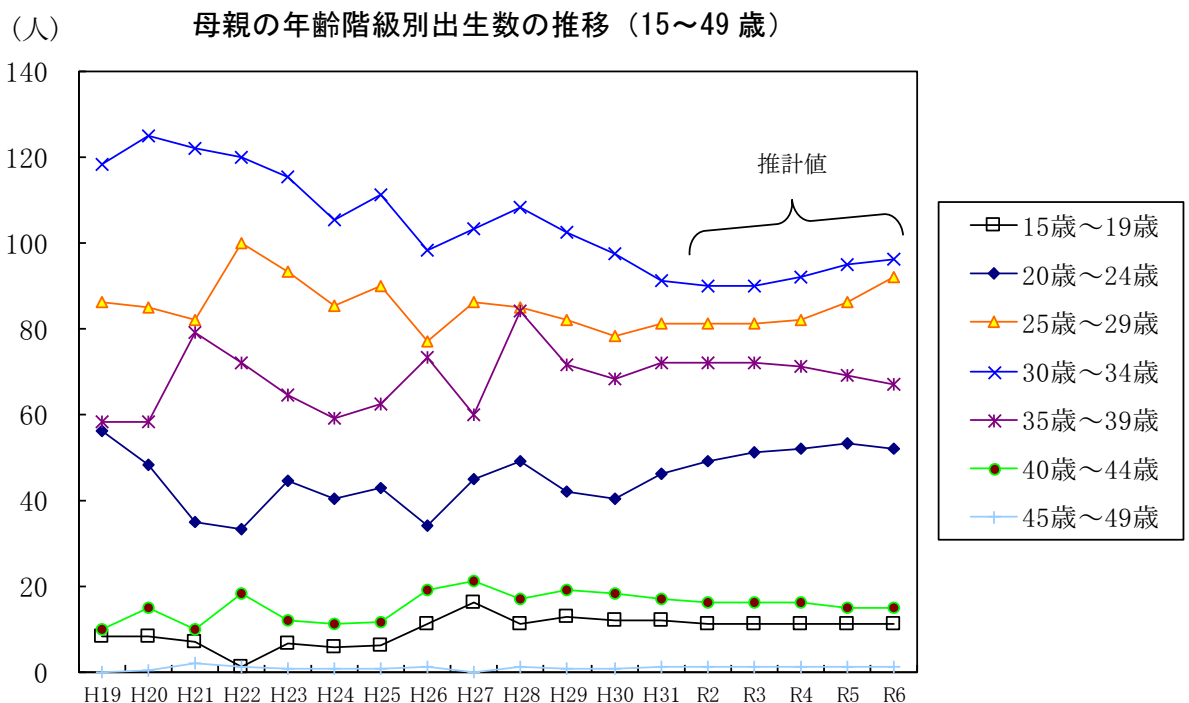
母親の年齢階級別人口推移 (15～49歳)



(参考) 母親の年齢階級別出生数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
15歳～19歳	8	8	7	1	6	6	6	11	16
20歳～24歳	56	48	35	33	44	40	43	34	45
25歳～29歳	86	85	82	100	93	85	90	77	86
30歳～34歳	118	125	122	120	115	105	111	98	103
35歳～39歳	58	58	79	72	64	59	62	73	60
40歳～44歳	10	15	10	18	12	11	12	19	21
45歳～49歳	0	0	2	1	1	1	1	1	0
総計	336	339	337	345	336	307	324	313	331

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
15歳～19歳	11	13	12	12	11	11	11	11	11
20歳～24歳	49	42	40	46	49	51	52	53	52
25歳～29歳	85	82	78	81	81	81	82	86	92
30歳～34歳	108	102	97	91	90	90	92	95	96
35歳～39歳	84	72	68	72	72	72	71	69	67
40歳～44歳	17	19	18	17	16	16	16	15	15
45歳～49歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1
総計	355	330	314	320	320	322	325	330	334



(参考) 母親の年齢階級別出生率

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
15歳～19歳	—	—	—	0.00115	0.00722	0.00675	0.00711	0.01302	0.01885
20歳～24歳	—	—	—	0.04079	0.05726	0.05307	0.05479	0.04353	0.05747
25歳～29歳	—	—	—	0.10989	0.09871	0.09398	0.09820	0.08730	0.10035
30歳～34歳	—	—	—	0.11225	0.10871	0.10394	0.10799	0.09636	0.10000
35歳～39歳	—	—	—	0.06035	0.05532	0.04919	0.05262	0.06277	0.05282
40歳～44歳	—	—	—	0.01705	0.01089	0.00962	0.00967	0.01543	0.01685
45歳～49歳	—	—	—	0.00111	0.00076	0.00069	0.00068	0.00100	0.00000
合計特殊出生率	—	—	—	1.72	1.70	1.59	1.66	1.60	1.74

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
15歳～19歳	0.01272	0.01478	0.01403	0.01395	0.01337	0.01321	0.01327	0.01327	0.01345
20歳～24歳	0.06298	0.05742	0.05255	0.05974	0.05882	0.05776	0.05677	0.05761	0.05579
25歳～29歳	0.10059	0.09985	0.09242	0.09963	0.09854	0.09830	0.09976	0.10142	0.10222
30歳～34歳	0.10485	0.09755	0.09408	0.09817	0.09879	0.10067	0.10110	0.10032	0.09990
35歳～39歳	0.07513	0.06731	0.06466	0.06943	0.07080	0.06984	0.06860	0.06879	0.06886
40歳～44歳	0.01401	0.01552	0.01507	0.01474	0.01436	0.01459	0.01527	0.01437	0.01472
45歳～49歳	0.00088	0.00056	0.00053	0.00083	0.00084	0.00087	0.00087	0.00089	0.00090
合計特殊出生率	1.86	1.77	1.67	1.79	1.78	1.78	1.78	1.79	1.78

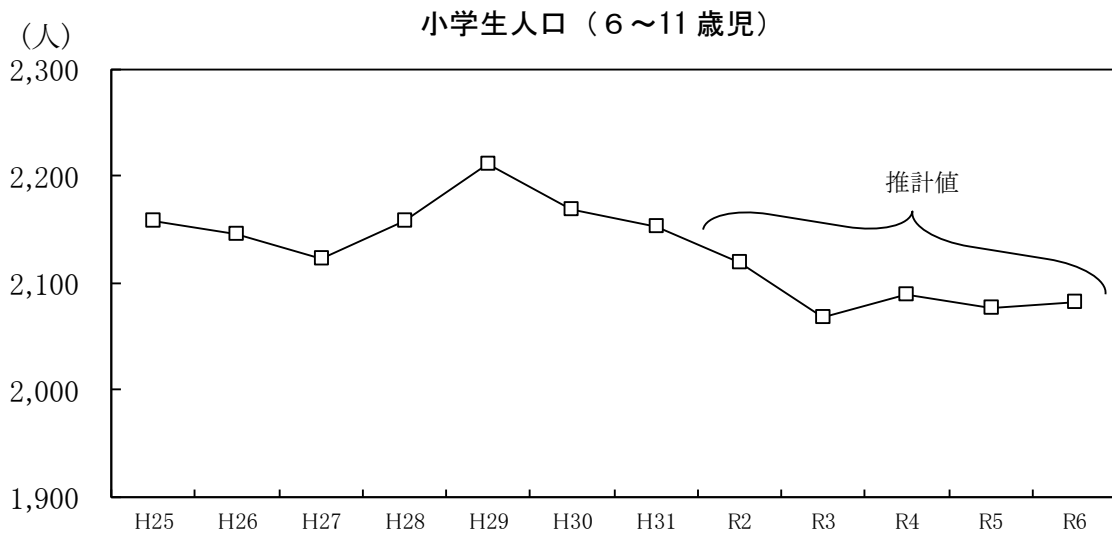
③ 6～11 歳児（小学生）

6～11 歳児は、平成 29 年から減少傾向で推移しております。推計では、令和 3 年を境に概ね横ばいになると見込まれます。

第 2 期計画初年度の令和 2 年には 2,118 人と平成 31 年より 34 人減少、第 2 期計画最終年の令和 6 年には 2,081 人と、平成 31 年より 71 人減少すると予測されます。

実績値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	2,158	2,145	2,123	2,157	2,211	2,169	2,152
前年からの増加人数	—	△ 13	△ 22	34	54	△ 42	△ 17

推計値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	H31 実績からの増加分		
						H31→R2	H31→R4	H31→R6
6～11 歳児推計値	2,118	2,068	2,089	2,076	2,081	△ 34	△ 63	△ 71

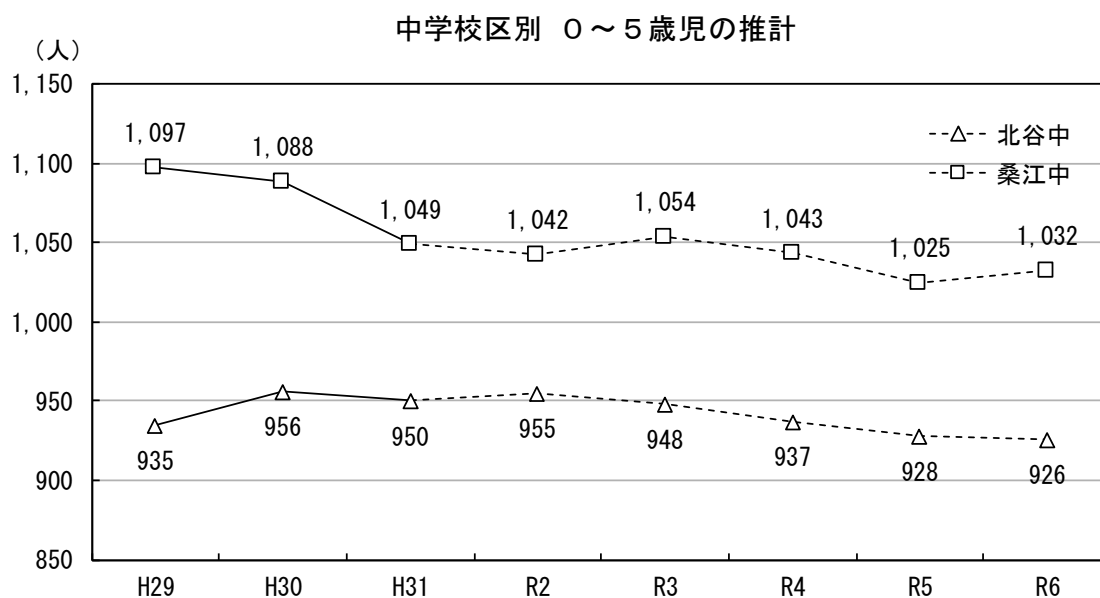


(2) 中学校区別の推計結果

① 0～5歳児の推計

0～5歳児の人口を中学校区別に見ると、北谷中学校区は緩やかな減少で推移しております。桑江中学校区は横ばい傾向にあります。

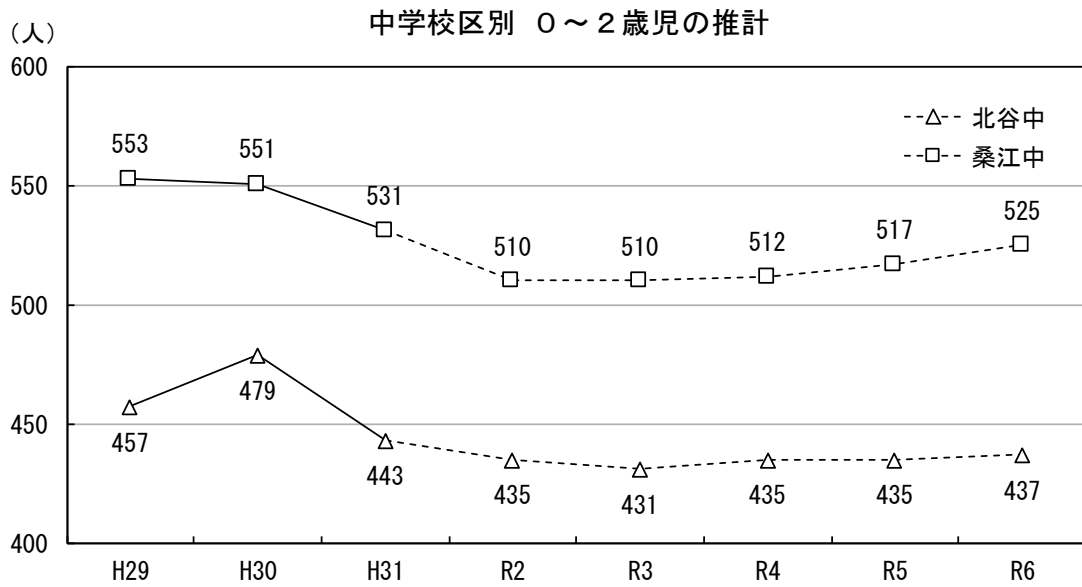
0～5歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	2,032	2,044	1,999	1,997	2,002	1,980	1,953	1,958
北谷中	935	956	950	955	948	937	928	926
桑江中	1,097	1,088	1,049	1,042	1,054	1,043	1,025	1,032



② 0～2歳児の推計

0～2歳児の人口を中学校区別に見ると、北谷中学校区は横ばい傾向にあります。桑江中学校区では令和2年・3年までは減少し、その後緩やかな増加に転じると推計されます。

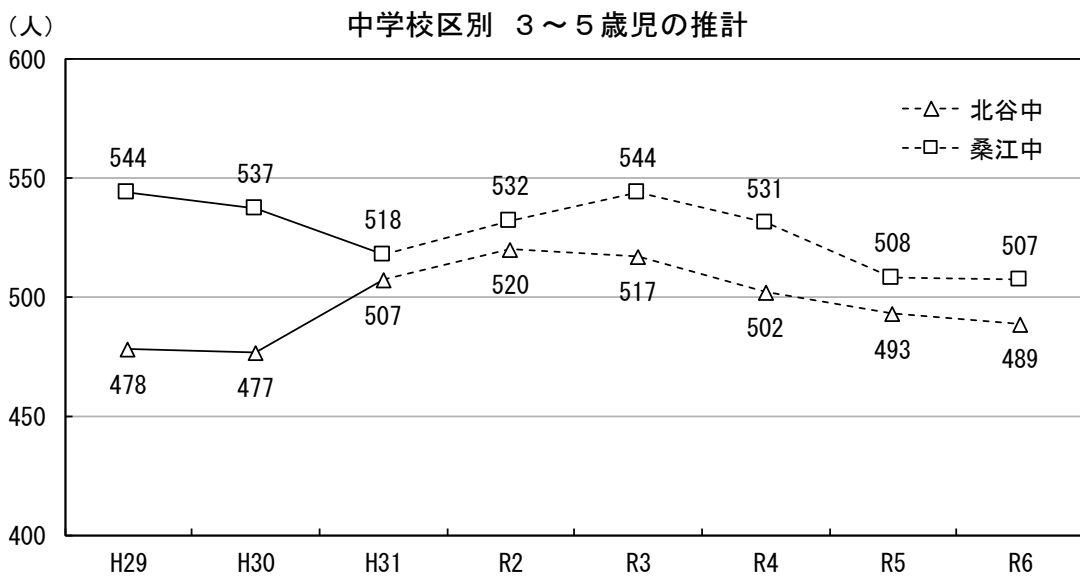
0～2歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	1,010	1,030	974	945	941	947	952	962
北谷中	457	479	443	435	431	435	435	437
桑江中	553	551	531	510	510	512	517	525



③ 3～5歳児の推計

3～5歳児の人口を中学校区別に見ると、北谷中学校区では令和2年までは増加で推移しておりますが、その後は減少に転じると推計されます。桑江中学校区では令和3年までは増加で推移しておりますが、その後は減少に転じると予測されます。

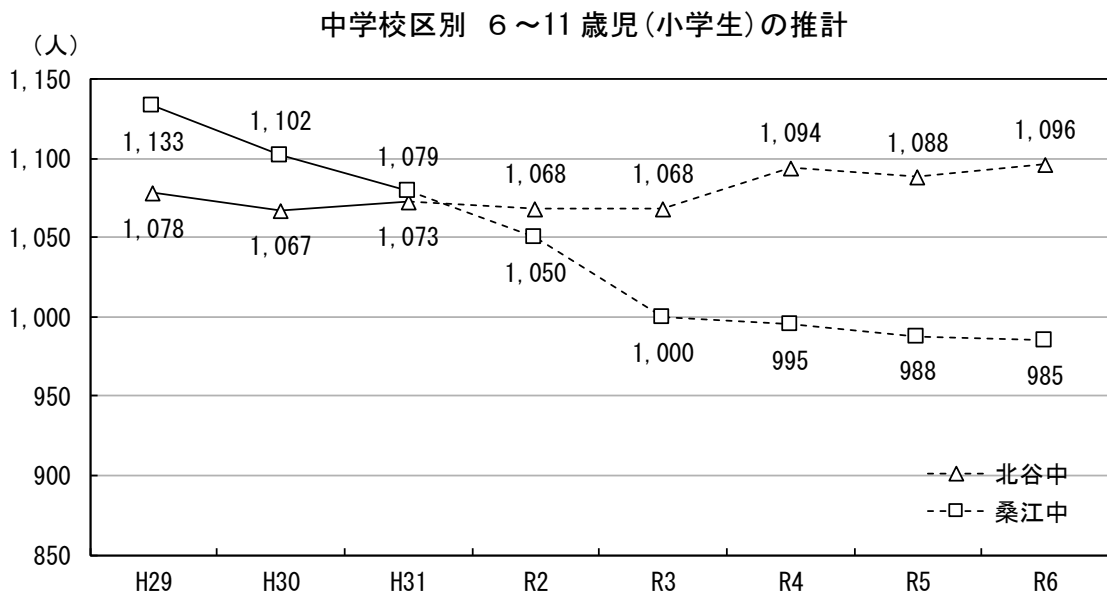
3～5歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	1,022	1,014	1,025	1,052	1,061	1,033	1,001	996
北谷中	478	477	507	520	517	502	493	489
桑江中	544	537	518	532	544	531	508	507



④ 6～11 歳児(小学生)の推計

6～11 歳児(小学生)の人口を中学校区別に見ると、北谷中学校区は緩やかな増加で推移しますが、桑江中学校区は令和3年までは減少で推移しており、その後は横ばいになると推計されます。

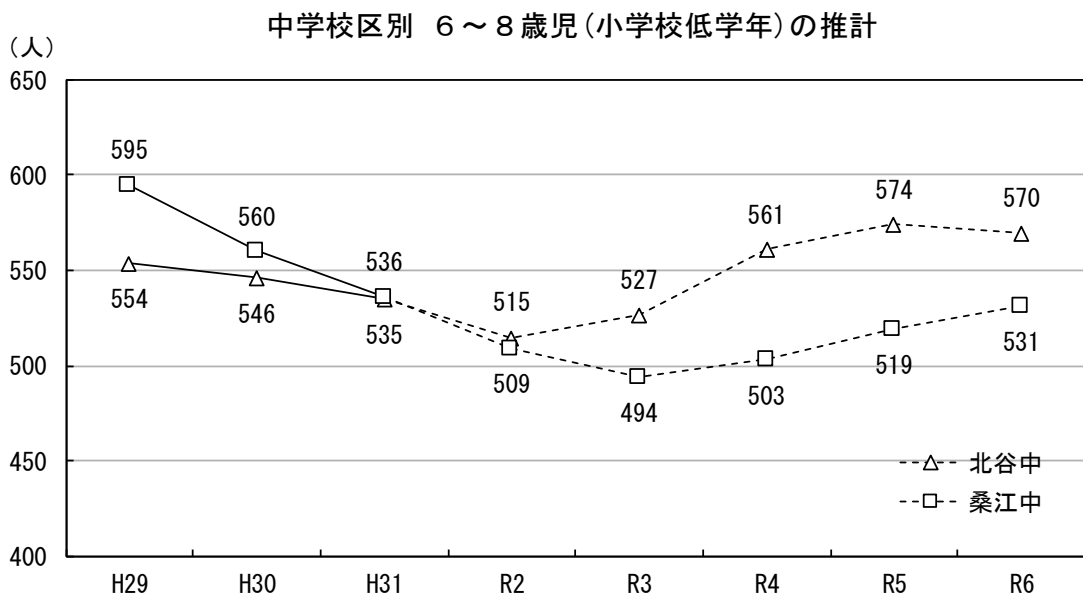
小学生	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総数	2,211	2,169	2,152	2,118	2,068	2,089	2,076	2,081
北谷中	1,078	1,067	1,073	1,068	1,068	1,094	1,088	1,096
桑江中	1,133	1,102	1,079	1,050	1,000	995	988	985



⑤ 6～8歳児(小学校低学年)の推計

6～8歳児(小学校低学年)の人口を中学校区別に見ると、北谷中学校区は令和2年まで減少した後、増加に転じると推計されます。桑江中学校区は令和3年までは減少で推移し、その後は増加すると見込まれております。

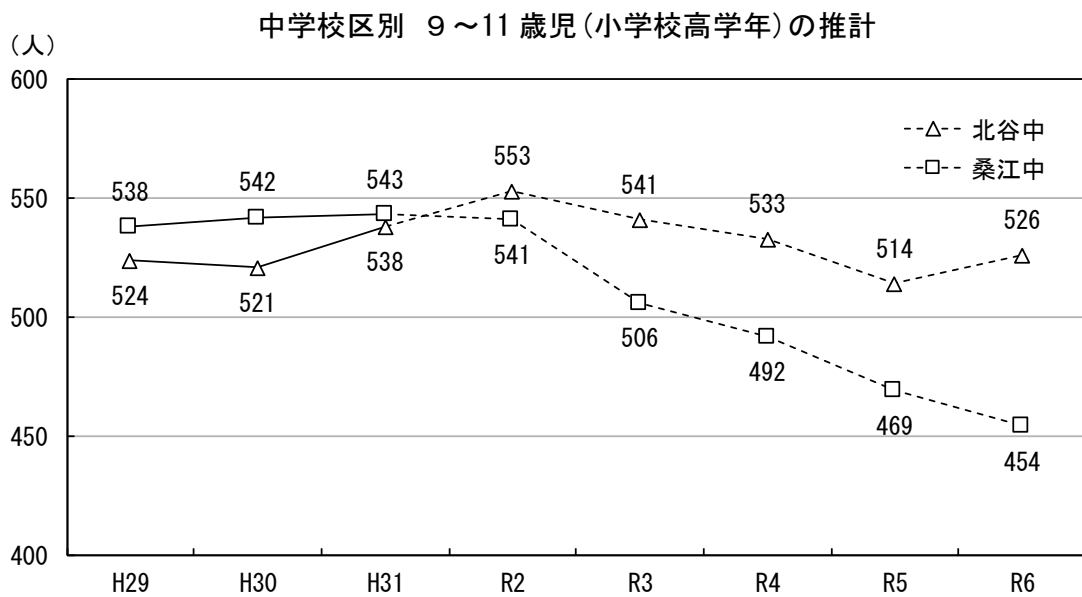
小学低学年	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	1,149	1,106	1,071	1,024	1,021	1,064	1,093	1,101
北谷中	554	546	535	515	527	561	574	570
桑江中	595	560	536	509	494	503	519	531



⑥ 9～11 歳児(小学校高学年)の推計

9～11 の人口(小学校高学年)を中学校区別に見ると、北谷中学校区では令和 2 年から減少しますが、令和 6 年で増加に転じると見込まれております。桑江中学校区は減少が続くと予測されております。

小学高学年	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総数	1,062	1,063	1,081	1,094	1,047	1,025	983	980
北谷中	524	521	538	553	541	533	514	526
桑江中	538	542	543	541	506	492	469	454

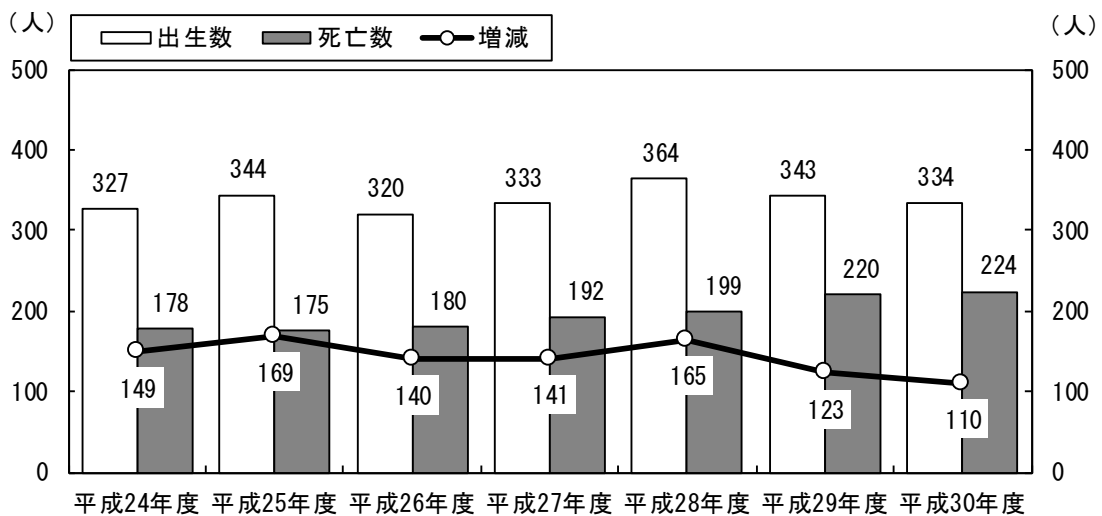


2. 人口動態（自然動態と社会動態）

(1) 自然動態

出生数は、平成 24 年度以降増減を繰り返しており、平成 24 年度が 327 人であるのに対し、平成 30 年度は 334 人となり、7 人増となっております。死亡数は、緩やかに増加しており、平成 24 年度が 178 人であるのに対し、平成 30 年度は 224 人となり、46 人増となっております。出生数と死亡数による自然動態は、各年とも出生数が死亡数を上回っているためプラス値となっておりますが、その数は平成 24 年の 149 人から 30 年の 110 人へと減少しております。

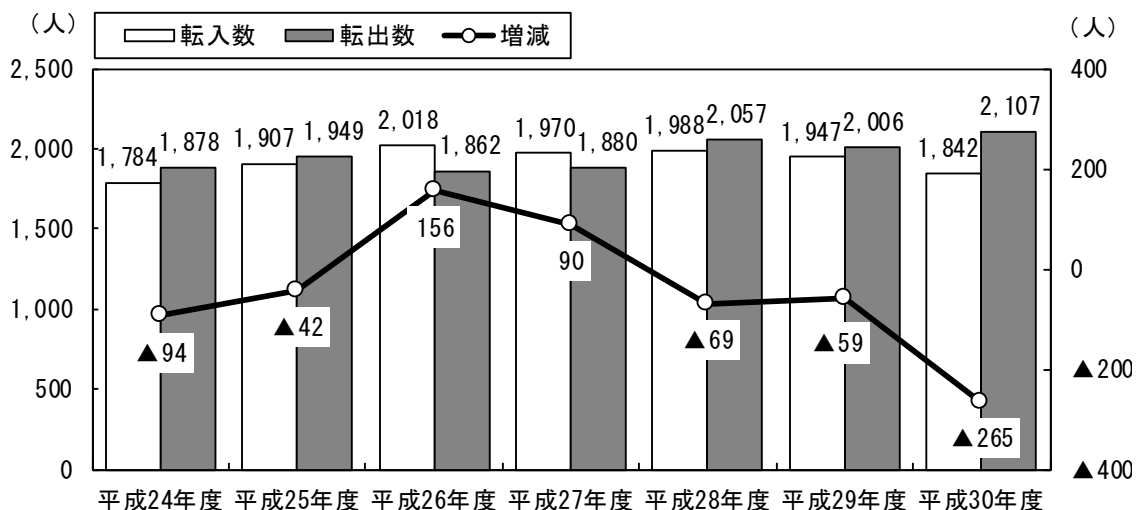
自然動態の推移



(2) 社会動態

転入数は、平成 24 年度以降増減を繰り返しており、平成 24 年度が 1,784 人であるのに対し、平成 30 年度は 1,842 人となり、58 人増となっております。転出数は、増減を繰り返しながら増加しており、平成 24 年度が 1,878 人であるのに対し、平成 30 年度は 2,107 人となり、229 人増となっております。転入数と転出数による社会動態は、ほとんどの年度で転出数の方が多いためマイナス値で推移しており、特に平成 30 年度はマイナス 265 人と高い値となっております。

社会動態の推移



3. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

①教育・保育施設等の定員数の推移

町内の教育・保育施設等の定員数を見ると、平成31年度では、1号認定は公立幼稚園や認定こども園の400人、2号認定は認可保育所や認定こども園の493人、3号認定は認可保育所や認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業の517人となっております。平成26年度以降の推移を見ると、2号認定、3号認定の定員は大きく増加しており、保育ニーズの上昇により受け皿の整備を進めてきたことがわかります。

(定員ベース)

単位：人

	平成26年				平成27年				平成28年			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	300			300	270			270	300			300
私立幼稚園	0			0	0			0	0			0
認可保育所		334	326	660		316	314	630		385	335	720
認定こども園	0	0	0	0	60	62	48	170	60	62	48	170
小規模保育			0	0			18	18				33
事業所内保育			0	0			0	0				19
計	300	334	326	960	330	378	380	1,088	360	447	435	1,242
1号、2号別計	300		660	960	330		758	1,088	360		882	1,242

(定員ベース)

単位：人

	平成29年				平成30年				平成31年			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
公立幼稚園	300			300	340			340	340			340
私立幼稚園	0			0	0			0	0			0
認可保育所		401	379	780		427	379	806		431	379	810
認定こども園	60	62	48	170	60	62	48	170	60	62	48	170
小規模保育			52	52			52	52			52	52
事業所内保育			19	19			38	38			38	38
計	360	463	498	1,321	400	489	517	1,406	400	493	517	1,410
1号、2号別計	360		961	1,321	400		1,006	1,406	400		1,010	1,410

各年4月現在（※認可保育所は公立、私立含む）

(2) 幼稚園

① 公立幼稚園利用状況

公立幼稚園の利用状況を見ると、平成 31 年では町内の 4 園で定員 340 人に対し、183 人が利用しております。すべての園で 4 歳児からの受け入れを行っております。

公立幼稚園新入園児、クラス数

単位：人、クラス

施設名	定員	利用園児数			クラス数		
		計	4 歳児	5 歳児	計	4 歳児	5 歳児
北谷幼稚園	85	28	6	22	2	1	1
北玉幼稚園	85	52	3	49	3	1	2
浜川幼稚園	85	45	4	41	3	1	2
北谷第二幼稚園	85	58	8	50	3	1	2
総 数	340	183	21	162	11	4	7

平成 31 年 4 月現在

公立幼稚園利用の推移を見ると、平成 30 年度まではそれほど大きな差はありませんが、平成 31 年度においては前年より 31 人減少しております。

公立幼稚園利用園児数推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
4 歳児	0	15	18	16	30	21
5 歳児	213	176	190	183	184	162
計	213	191	208	199	214	183

各年度 4 月現在

①-1 午後の預かり保育の利用推移

公立幼稚園での午後の預かり保育の状況を見ると、平成 26 年度は利用園児の 57.7%が利用、31 年度は 80.2%が利用しており、預かり保育のニーズが上昇していることがわかります。

公立幼稚園午後の預かり保育の利用推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
園児数(人)	213	176	190	183	184	162
預かり人数(人)	123	125	130	135	147	130
預かり利用割合(%)	57.7	71.0	68.4	73.8	79.9	80.2

各年度 4 月現在

公立幼稚園年齢別の午後の預かり保育の利用状況

単位：人

施設名	定員			利用園児数		
	計	4 歳児	5 歳児	計	4 歳児	5 歳児
北谷幼稚園	30	0	30	19	0	19
北玉幼稚園	60	0	60	36	0	36
浜川幼稚園	30	0	30	30	0	30
北谷第二幼稚園	60	0	60	46	0	46
総 数	180	0	180	131	0	131

平成 31 年 4 月現在 ※令和元年 10 月より 4 歳児の預かり開始

②私立幼稚園利用園児数

町内に私立の幼稚園はありません。町内の私立幼稚園の利用者は平成 30 年度では 14 人と前年より利用者が 26 人少なくなっております。

私立幼稚園利用園児数推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3 歳児	9	13	12	15	4
4 歳児	22	15	15	16	4
5 歳児	17	23	15	9	6
計	48	51	42	40	14

各年度 4 月現在

※北谷町民で、私立幼稚園(町外)に通っている方の人数(就園奨励補助金申請件数に基づいて記入)

(3) 保育施設等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）

① 申込者数の推移

保育施設等の申し込み状況を見ると、第1期計画開始年の平成27年は965人であるのに対し、平成31年では1,163人となっており、毎年増加で推移しております。0歳児は年度途中での入所希望が多くなるため、4月時点ではほかの年齢に比べて申し込みが少なくなっておりますが、10月時点でみると4月時点より多い数で推移しております。

保育所等申込者数推移（4月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	89	82	76	99	83	102
1歳	176	180	155	235	234	222
2歳	186	194	244	198	246	233
3歳	204	190	202	242	208	251
4歳	177	230	211	214	244	214
5歳	86	89	139	121	121	141
申込者数	918	965	1,027	1,109	1,136	1,163

各年4月1日現在

保育所等申込者数推移（10月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	149	124	145	153	153	167
1歳	184	194	170	243	224	222
2歳	188	194	218	199	246	242
3歳	215	192	206	252	211	253
4歳	179	224	209	218	242	216
5歳	85	95	138	120	118	139
申込者数	1,000	1,023	1,086	1,185	1,194	1,239

各年10月1日現在

②定員数の推移

保育施設等の定員を見ると、計画期間中、保育所等の創設や既存施設の定員変更等により整備を行った結果、第1期計画開始年の平成27年は758人であるのに対し、平成31年においては1,010人となっております。

保育所等定員数推移（4月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	69	84	102	120	126	126
1歳	125	143	161	183	189	189
2歳	132	150	172	195	202	202
3歳	137	150	163	179	184	184
4歳	111	125	163	163	181	181
5歳	86	106	121	121	124	128
定員数	660	758	882	961	1,006	1,010

各年4月1日現在

保育所等定員数推移（10月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	75	84	108	120	126	126
1歳	137	143	167	183	189	189
2歳	144	153	179	195	202	202
3歳	150	155	163	179	184	184
4歳	125	146	163	163	181	181
5歳	89	107	121	121	124	128
定員数	720	788	901	961	1,006	1,010

各年10月1日現在

③利用人数の推移

保育所等の利用人数について見ると、第1期計画開始年の平成27年は888人であるのに対し、平成31年においては1,052人と増加しております。特に3歳・4歳児で増加数が大きくなっております。

保育所等利用人数推移（4月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	48	67(0)	69(1)	89(1)	78(0)	89(1)
1歳	135	152(1)	143(0)	178(4)	178(1)	180(2)
2歳	162	181(0)	196(1)	185(3)	220(3)	211(1)
3歳	174	181(0)	195(1)	225(3)	198(0)	231(3)
4歳	166	218(0)	204(0)	203(0)	235(7)	203(2)
5歳	84	89(1)	137(0)	115(3)	118(6)	138(8)
利用人数	768	888(2)	944(3)	995(14)	1,027(17)	1,052(17)

各年4月1日現在（※町外の認可保育所・認定こども園に通う児童数も含む。）

※（ ）内の数字は町外の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等の利用人数

保育所等利用人数推移（10月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	64	78(0)	97(4)	101(2)	110(1)	105(3)
1歳	142	159(4)	155(0)	188(4)	185(1)	194(2)
2歳	158	184(1)	207(1)	186(3)	223(4)	225(1)
3歳	178	185(0)	195(1)	234(9)	198(0)	241(2)
4歳	165	215(0)	204(0)	211(6)	236(7)	215(2)
5歳	85	90(2)	136(0)	116(5)	114(5)	139(10)
利用人数	792	911(7)	994(6)	1,036(29)	1,066(18)	1,119(20)

各年10月1日現在（※町外の認可保育所・認定こども園に通う児童数も含む。）

※（ ）の数字は町外の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等の利用人数

④保育所等定員と利用児童数の推移（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育所等の利用人数は定員を上回る状況にあり、本町においてはほぼ毎年弾力化による受け入れを行っております。平成27年までは116%前後の弾力化率となっておりますが、その後は減少し、平成31年においては102.5%となっております。

保育施設等定員と利用児童数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
定員(人)	660	758	882	961	1,006	1,010
利用児童数(人)	768	886	941	981	1,010	1,035
弾力化率(%)	116.4	116.9	106.7	102.1	100.4	102.5

各年4月1日現在

※利用児童数が町外に通う人数も含まれている場合、その人数を除外した人数を入力

（③保育所等利用人数推移表の（ ）内の人数を除いた人数）

⑤認可保育所一覧（平成31年4月1日現在）

認可保育所の整備状況を見ると、平成31年4月現在において公立3か所、私立5か所の計8か所整備されております。私立のすべての施設で定員を上回る入所児童数となっております。

認可保育所別年齢別利用児童数

単位：人

保育園名	定員	利用児童数						
		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
謝苺保育所	90	75	6	12	18	20	18	1
上勢保育所	90	76	3	12	12	24	22	3
美浜保育所	60	55	3	6	12	15	16	3
小計(公立・管内)	240	206	12	30	42	59	56	7
愛育保育園	150	164	12	28	36	40	24	24
ファミリー保育園	120	136	12	18	24	30	30	22
絆保育園	150	165	6	24	30	40	30	35
つぼみっ子保育園	70	74	6	12	12	18	18	8
アスク北谷保育園	80	88	12	16	16	16	18	10
小計(私立・管内)	570	627	48	98	118	144	120	99
合計	810	833	60	128	160	203	176	106

平成31年4月1日現在

⑥認定こども園一覧（平成31年4月1日現在）

平成31年4月現在において、認定こども園は私立1か所となっております。利用児童数は135人となっております。

認定こども園別年齢別利用児童数

単位：人

認定こども園名	認定区分	定員	利用児童数						
			計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
ひだまり 認定こども園	1号	60	16				8	6	2
	2号	110	119	74			25	25	24
	3号			45	7	18	20		
合計		170	135	7	18	20	33	31	26

⑦地域型保育事業所一覧（平成31年4月1日現在）

平成31年4月現在において、地域型保育事業所は5か所の整備となっております。

地域型保育事業所の年齢別利用児童数

地域型保育事業所名	定員	利用児童数			
		計	0歳児	1歳児	2歳児
中央保育園	18	18	6	6	6
つぼみ園	15	15	3	6	6
リトルマザーグース保育園	19	19	6	7	6
チャチャ保育園	19	16	6	6	4
うみそら保育園	19	15	0	7	8
合計	90	83	21	32	30

⑧4月時点と10月時点の保育施設等利用者の比較（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）

平成30年度における入所児童数は、4月においては1,027人であるのに対し、10月には1,066人となり、39人増加しております。特に、0歳児は32人増となっており、他の年齢と比べ増加数が非常に多くなっております。

保育所等年齢別利用児童数

単位：人

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
4月児童数	1,027	78	178	220	198	235	118
10月児童数	1,066	110	185	223	198	236	114
増加人数	+39	+32	+7	+3	0	+1	▲4

平成30年実績

⑨待機児童数の推移

待機児童数を見ると、平成31年度においては40人となっており、第1期計画初期の平成27年度と比べて、14人減少しております。年齢別に見ると、4月時点では1歳児、10月時点では0歳と1歳児が待機児童のほとんどを占めており、低年齢児の待機児童解消が課題となっております。

待機児童数推移（4月）

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	0	3	4	0	5
1歳	24	0	43	43	26
2歳	11	38	7	2	4
3歳	9	0	3	0	5
4歳	9	0	0	1	0
5歳	1	0	0	0	0
待機児童数	54	41	57	46	40

各年4月1日現在

待機児童数推移（10月）

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	31	25	42	22	52
1歳	28	7	38	20	23
2歳	3	3	6	5	3
3歳	1	4	8	1	6
4歳	2	0	1	0	0
5歳	0	0	0	0	0
待機児童数	65	39	95	48	84

各年10月1日現在

⑩4月時点と10月時点の待機児童数の比較

平成30年度における待機児童数は、4月においては46人であるのに対し、10月には48人となり、2人増加しております。特に、0歳児は22人増となっており、他の年齢と比べ増加数が非常に多くなっております。

保育施設等年齢別待機児童数

単位：人

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成30年4月	46	0	43	2	0	1	0
平成30年10月	48	22	20	5	1	0	0
増減	+2	+22	▲23	+3	+1	▲1	0

⑪待機児童の保護者の就労状況

待機児童の保護者の就労状況をみると、平成31年においては就労中が52.8%、求職中が40.0%、その他の理由が7.1%となっております。

平成31年においては就労中が32.5%となっており、平成30年と比べると20.3ポイント減少しております。求職中は65.0%となっており、平成30年と比べると25ポイント増加、その他の理由は2.5%となっており、4.6ポイント減少しております。

待機児童の保護者の就労状況

単位：人、%

		就労中		求職中	その他 (出産・看護・災害等)	合計
		常勤	非常勤			
H25	人数	37	0	28	5	70
	構成比	52.8%	0%	40.0%	7.1%	
H31	人数	6	7	26	1	40
	構成比	15.0%	17.5%	65.0%	2.5%	

各年4月1日現在

(4)教育・保育施設の利用比較（5歳児）

教育保育施設の利用について、第1期計画開始前の平成26年と平成31年を比較すると、5歳児については、平成26年は公立幼稚園利用が59.3%であるのに対し、平成31年は46.2%に減少しております。反対に、保育所利用の5歳児は、平成26年は23.4%であるのに対し、平成31年は39.3%に増加しており、5歳児保育を実施する保育所の増加に伴い、利用状況に変化が見られ始めております。

平成26年と平成31年の教育・保育施設の利用者比較

単位：人(%)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立幼稚園 1号認定	H26					0(0.0)	213(59.3)	213(10.1)
	H31					21(6.5)	162(46.2)	183(9.2)
保育園 2号・3号認定	H26	48(13.4)	135(42.3)	162(47.6)	174(44.7)	166(49.4)	84(23.4)	769(36.6)
	H31	89(28.9)	180(55.9)	211(61.3)	231(65.8)	203(62.8)	138(39.3)	1,052(52.6)
児童人口	H26	359	319	340	389	336	359	2,102
	H31	308	322	344	351	323	351	1,999

(5) 地域子ども・子育て支援の状況

① 延長保育事業の利用状況

延長保育の利用について見ると、徐々に増加しており、平成30年は681人が利用しております。

延長保育事業の利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数			
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
延長保育	576	648	628	681

①-1 一時預かりの利用状況（保育所）

保育所における一時預かり利用者数は、平成27年においては917人となっておりますが、その後減少し、平成30年においては690人となっております。

一時預かりの利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数			
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
一時預かり	917	310	850	690

①-2 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)については、保育所3か所で実施しており、年間延べ14,769人の利用となっております。

地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数			
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
謝苺保育所 子育て支援センター	6,837	6,754	8,391	6,737
ひだまりの里 子育て支援センター	6,697	5,272	5,518	6,779
ちゅらはまみはま	1,925	977	794	1,253
計	15,459	13,003	14,703	14,769

各年4月現在

②病児・病後児保育事業

病児・病後児保育は、病院1か所とファミリーサポートセンターにおいて実施しております。利用者数は減少傾向となっており、年間延べ利用人数が、平成30年では487人となっております。

病児・病後児保育事業の推移

単位：人

	年間利用延べ人数			
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
やびく産婦人科・小児科	330	211	118	111
ファミリーサポートセンター	396	508	455	376
計	726	719	573	487

③ファミリーサポートセンター事業

③-1 会員数

ファミリーサポートセンターの会員数について見ると、平成30年においてはおねがい会員が732人、まかせて会員が152人、どっちも会員が71人となっており、おねがい会員に比べて子どもを預かるまかせて会員・どっちも会員が少ない状況となっております。

会員数の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
おねがい会員	552	624	685	732
まかせて会員	111	130	140	152
どっちも会員	50	58	60	71

各年4月1日現在

③-2 延べ利用人数

ファミリーサポートセンターの延べ利用人数は徐々に増加しておりますが、特に、子育て援助活動支援事業(就学後)が増加しており、前年より388人増加しております。

延べ利用人数の推移

単位：人

	年間延べ利用人数			
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	1,909	1,868	2,016	2,105
子育て援助活動支援事業(就学後)	862	1,429	1,789	2,177
病児・緊急対応事業	396	508	455	376
合計	3,167	3,805	4,260	4,658

各年4月1日現在

④放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブについて見ると、平成31年4月現在において6か所となっており、322人の利用となっております。学年別に見ると1・2年生での利用が非常に多くなっており、高学年になると利用は少なくなる傾向があります。

放課後児童クラブの推移

単位：カ所、人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
クラブ数	6	5	6	6	6	6
利用児童数計 (未就学除く)	193	254	290	312	323	322
1年生	100	127	127	131	109	112
2年生	61	79	92	94	101	102
3年生	26	34	53	59	65	67
4年生	6	13	14	20	35	29
5年生		1	4	7	8	8
6年生		0	0	1	5	4

各年度4月現在

放課後児童クラブの年齢別利用児童数

単位：人

名称	地区(学校)	利用児童数						
		計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 北谷町立宮城児童館 放課後児童クラブ	浜川小学校	21	11	0	7	2	1	0
2 学童教室太陽の子 (本校)	北谷小学校、 北谷第二小学校	64	23	21	15	5	0	0
3 学童教室太陽の子 (上勢頭校)	北玉小学校、 浜川小学校	58	20	20	10	3	2	3
4 絆学童	全小学校	96	35	38	14	8	1	0
5 つぼみ学童クラブ1	浜川小学校	52	23	0	21	3	4	1
6 つぼみ学童クラブ2	浜川小学校	31	0	23	0	8	0	0
総 数		322	112	102	67	29	8	4

平成31年4月現在

(6) 認可外保育施設

① 認可外保育施設の推移

平成31年4月現在において、認可外保育施設は22か所となっており、町内からは198人が利用しております。

保育施設等定員と利用児童数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数	20	26	21	23	22
利用園児数(人)	931	993	987	970	1,071
うち北谷町在住児(人)	169	179	206	194	198

各年4月現在

認可外保育施設別年齢別利用児童数

単位：人

施設名	定員	利用児童数							
		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
1 Ai International Preschool	94	77(31)	7(3)	12(3)	20(11)	23(7)	8(4)	7(3)	
2 American Preschool in Okinawa	14	14(0)	0(0)	0(0)	3(0)	3(0)	5(0)	3(0)	
3 イーストウェストモンテソーリスクール	58	60(9)	0(0)	0(0)	8(2)	17(3)	18(1)	17(3)	
4 ウィークア インターナショナルスクール	85	56(3)	3(0)	7(0)	9(0)	16(3)	16(0)	5(0)	
5 OKINAWA MONTESSORI SCHOOL INTERNATIONAL	30	21(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	8(0)	11(0)	
6 キディキャッスル 国際保育センター	28	34(10)	0(0)	6(2)	7(3)	9(3)	8(2)	4(0)	
7 子どもの森		48(48)	4(4)	11(11)	11(11)	10(10)	9(9)	3(3)	
8 Golden Mind Achievers International School Chatan	239	114(3)	9(0)	13(2)	21(1)	29(0)	18(0)	24(0)	
9 サンシャインモンテソーリスクール	134	97(6)	7(0)	11(0)	15(4)	21(1)	23(1)	20(0)	
10 サンタモニカ インターナショナルキッズスクール	277	198(4)	1(0)	25(0)	28(1)	47(1)	60(1)	37(1)	
11 Z's International Daycare&Preschool	12	11(0)	0(0)	2(0)	4(0)	4(0)	1(0)	0(0)	
12 たんぽぽ乳児園	15	14(9)	1(1)	8(6)	5(2)	0(0)	0(0)	0(0)	
13 にらい保育園	42	43(30)	4(3)	13(7)	10(6)	10(9)	6(5)	0(0)	
14 Busy Bee School	90	71(7)	0(0)	1(0)	16(2)	18(0)	26(5)	10(0)	
15 BABY123	34	20(0)	1(0)	5(0)	5(0)	8(0)	1(0)	0(0)	
16 Hope International Academy シーサイド保育園	30	22(10)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	10(5)	12(5)	
17 Hope International Academy ビーチサイド保育園	30	28(15)	0(0)	7(3)	15(8)	6(4)	0(0)	0(0)	
18 みのりハウス	10	11(9)	4(3)	6(5)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	
19 琉球モンテソーリスクール	40	18(0)	0(0)	3(0)	4(0)	7(0)	3(0)	1(0)	
20 レインボーモンテソーリエドケイションセンター	64	92(4)	11(0)	20(1)	26(1)	16(1)	12(1)	7(0)	
21 育伸北前幼児園	15	0	0	0	0	0	0	0	
22 Dukes Preschool Center	20	22(0)	3(0)	3(0)	5(0)	3(0)	4(0)	4(0)	
総数	1,361	1,071(198)	55(14)	153(40)	213(53)	249(42)	236(34)	165(15)	

平成31年4月1日現在

※()の数字は北谷町民で認可外保育施設に通っている人数

(7) その他

①放課後子ども教室の推移

平成 31 年度において、放課後子ども教室は 8 か所で実施しており、利用者数は 105 人となっております。

放課後子ども教室の学年別利用児童数

単位：カ所、人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
子ども教室数	10	10	10	9	8
利用児童数計	211	197	200	137	113
1 年生	37	45	41	25	13
2 年生	46	31	43	24	20
3 年生	55	30	28	30	26
4 年生	28	47	26	14	54
5 年生	25	29	34	24	
6 年生	20	15	28	20	

各年度の利用者数

①-1 放課後子ども教室の利用状況

放課後子ども教室でもっとも多く利用されているのは北谷小学校の「北谷っ子こども教室(チャレンジ教室)」で 34 人となっております。

放課後子ども教室別学年別利用児童数

単位：人

名 称	地区（学校）	利用児童数				
		計	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生以上
北谷っ子こども教室 (チャレンジ教室)	北谷小学校	34	6	10	3	15
北玉っ子こども教室 (英会話教室)	北玉小学校	18	4	5	3	6
北玉っ子こども教室 (琉舞・押花教室)	北玉小学校	6	0	1	0	5
浜川っ子こども教室 (三線教室)	浜川小学校	7	0	0	2	5
浜川っ子こども教室 (茶道教室)	浜川小学校	10	0	0	3	7
北二っ子こども教室 (三線教室)	北谷第二小学校	7	0	0	2	5
北二っ子こども教室 (茶道教室)	北谷第二小学校	24	2	4	12	6
しまくとぅば こども教室	ニライセンター	7	1	0	1	5
総 数		113	13	20	26	54

令和元年度の状況

②児童館の推移

児童館は3か所あり、年間の利用者数は平成30年度においては延べ49,918人となっております。小学校低学年の利用が多くなっております。

児童館の学年別利用児童数

単位：カ所、人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童館数	3	3	3	3	3
延べ利用児童数計	37,636	45,879	54,545	56,832	49,918
1年生	9,593	13,711	12,491	16,678	11,581
2年生	6,236	7,389	15,371	8,765	12,014
3年生	6,705	7,496	9,477	12,001	6,524
4年生	6,484	7,182	6,073	6,793	10,345
5年生	3,378	5,547	6,874	4,726	5,624
6年生	3,011	3,041	2,945	6,550	1,932
中学生以上	2,229	1,513	1,314	1,319	1,898

②-1 児童館の利用状況

児童館別で見ると、北玉児童館が年間21,458人でもっとも多くなっております。

児童館別学年別利用児童数

単位：人

名 称	地区(学校)	利用児童数						
		計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
上勢桑江児童館	北谷・北谷第二	14,776	3,601	4,004	1,602	3,035	2,134	400
宮城児童館	浜川	11,786	2,881	3,584	2,151	1,772	395	1,003
北玉児童館	北玉	21,458	5,099	4,426	2,771	5,538	3,095	529
総 数		48,020	11,581	12,014	6,524	10,345	5,624	1,932

平成30年度実績

4. 北谷町の保育ニーズや保育所等の整備状況について

(1) 北谷町における動向の考察

児童人口の推移を見ると、就学前児童に当たる0～5歳児については、緩やかな減少傾向で推移しております。第一期計画策定時には就学前児童数の増加で見込んでおりましたが、実際は減少しているという状況にもかかわらず、保育ニーズは見込みを上回っております。

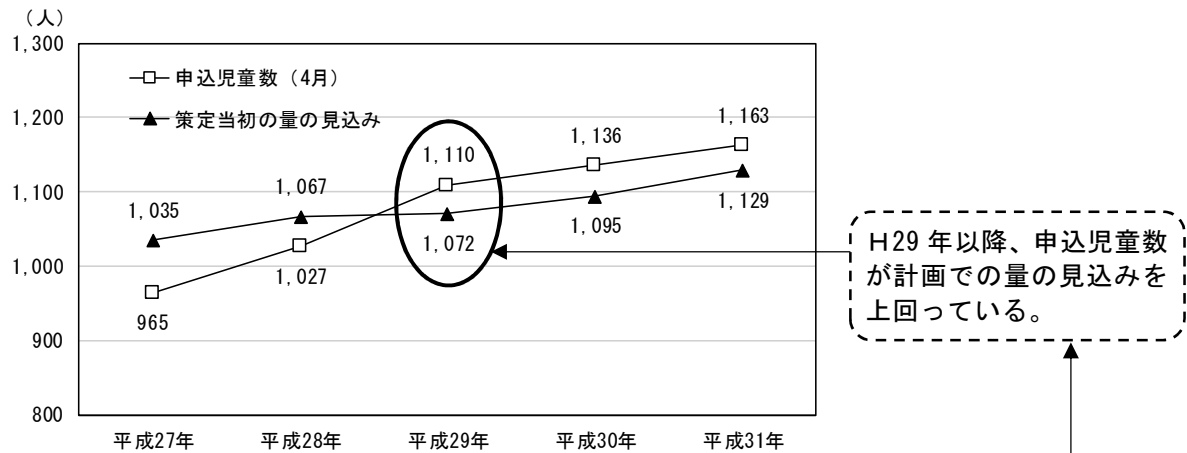
そこで、保育所の利用希望率に着目すると、第一期計画の策定当初では希望率を50.7%で設定しているのに対し、実際は58.2%となっており、保育所の利用希望率を低く見込んだことにより乖離が生じております。

第2期計画策定年度である平成31年度(令和元年度)においては、平成30年度に実施したニーズ調査結果や今後の児童人口推計を見極めながら、利用希望率を精査した上で、量の見込みを算出していく必要があります。

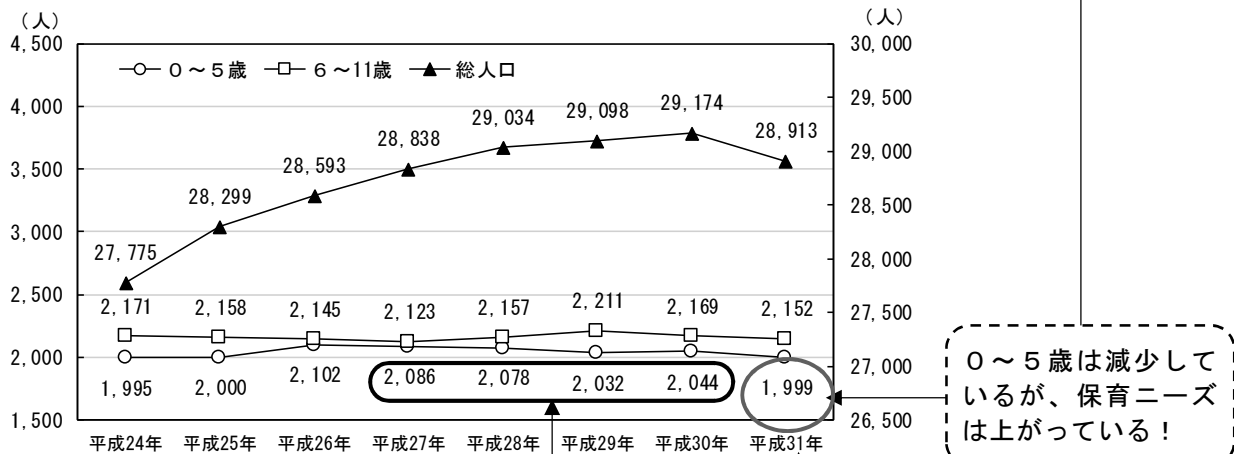
さらに国は、2019年10月から教育・保育の無償化を開始しました。この影響も踏まえ、例えば1号認定3歳の受け入れ体制づくりを検討するなど、新たな展開も求められております。保育施設や小規模保育事業の整備のほか、既存施設を活用するために、例えば、町立幼稚園での複数年保育や、状況によっては他市町村で見られるように認定こども園への移行など、第2期計画での量の見込みを見極めながら、受け入れ枠の確保に向けて検討することも必要です。

保育所整備による受け入れ枠の拡大を進めていくこととなりますが、無償化の影響がどの程度であるか、女性の就労希望率の上昇はどれくらいであるか、こういった点をニーズ調査で把握するとともに、大きな課題である保育士の確保についても、町としてできることを掲げるなど、新しい課題への対応を検討しながら、子どもと子育て家庭のための施策を第二期計画に盛り込む必要があります。

■ 第一期の量の見込みと申込児童数の実績推移（計画値と実績の比較）



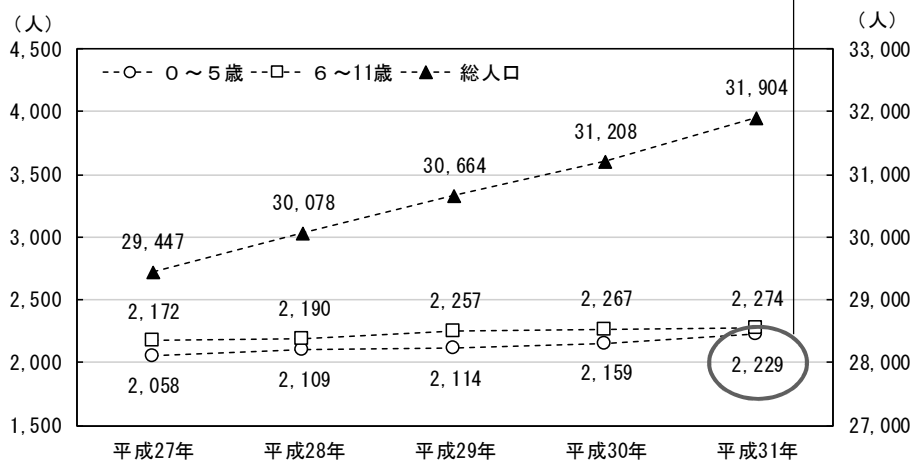
■ 総人口と児童人口の推移



※各年4月1日現在

0～5歳が減少傾向
推計値より低い

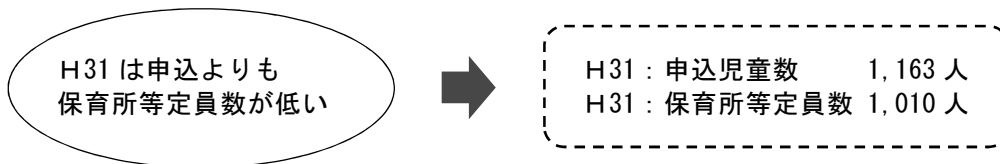
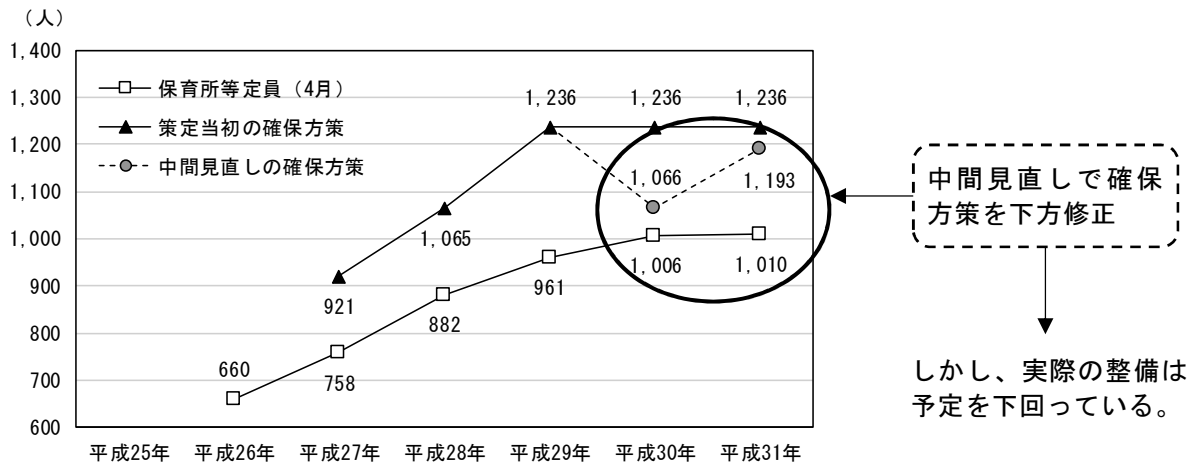
■ 推計人口の推移



利用希望率は策定当初の見込みを上回っている。（H31）

- ・（策定当初） $1,129 \div 2,229 = 50.7\%$
- ・（実際） $1,163 \div 1,999 = 58.2\%$

■ 第一期確保方針と保育所等定員の推移（計画値と実績の比較）



待機児童数は？

待機児童数推移（4月） 単位：人

	平成30年	平成31年
0歳	0	5
1歳	43	26
2歳	2	4
3歳	0	5
4歳	1	0
5歳	0	0
待機児童数	46	40

待機児童数は存在している

各年4月1日現在

5. ニーズ調査結果より傾向まとめ

(1) 調査の概要

①調査の目的

平成31年度に策定する「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、就学前の教育・保育施設等の利用や小学生の放課後児童クラブなどのニーズ及び子育て家庭の実態を把握するために本調査を実施した。

②調査の対象者

町内に在住する就学前児童と小学生(1～6年生)の保護者を調査対象とした2種類の調査を実施。就学前児童保護者調査は1,562人、小学生保護者調査は1,405人に配布。就学前児童調査は、一世帯に複数の調査票が配布されないように調整を行った。小学生保護者調査は、学校・学年別の児童数を勘案しながらクラス単位で配布するように調整を行った。

③調査方法

就学前児童保護者調査 …………… 郵送による発送・回収
小学生保護者調査(1年～6年生) …………… 小学校を通じた配布・回収

④調査期間

平成31年1月(就学前:1月10日～1月22日、小学生:1月15日～1月26日)

⑤回収率

	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	1,562件	511件	32.7%
小学生保護者調査	1,405件	856件	60.9%

⑥回収状況

回収状況を居住地の小学校区に見ると、就学前では北玉小学校区で実際の比率より多めに回収されているが、概ね実際の比率に近似している。また、小学生では、北谷第二小学校区が実際の比率より多めに回収されているものの、回収による地域のバランスは概ね保たれている。

(2) 就学前・小学生共通

(2)-1 子育て家庭の状況

① 兄弟の状況

●就学前、小学生ともに2人兄弟が最も高い。就学前では1人っ子、小学生では3人が2番目に高い。

●「3人」「4人」は北谷中学校区の方で割合が高い。

兄弟の数を見ると、就学前児童では、「2人」の38.9%が最も高く、次いで「1人」の30.1%、「3人」の19.0%となっている。小学生でも「2人」が38.1%で最も高いが、「1人」は小学生では9.0%と大幅に下がる。また「3人」は33.9%へと大幅に上昇している。

中学校区別に見ると、「3人」、「4人」は北谷中学校区の方が、桑江中学校区よりやや高くなっている。また、「1人」は就学前児童では、桑江中学校の方が高い。

② 世帯の状況

●核家族世帯が圧倒的に多く、北谷中学校区の方で桑江中学校区より僅かに高い。

世帯構成について見ると、「核家族世帯」が就学前児童は83.8%、小学生は73.6%となっており、ほとんどの家庭が核家族であることがわかる。また、「母子世帯」は就学前児童の5.1%、小学生では12.9%となっている。

世帯構成を中学校区別に見ると、核家族世帯は、就学前児童、小学生ともに北谷中学校区の方が僅かながら高くなっている。また3世代世帯については、就学前児童で桑江中学校区の方が僅かながら高くなっている。

③ 日頃お子さんを見てもらえる方

●多くの家庭が祖父母・親族の支援を受けられるが、10%程度は見てもらえる人がいない。

お子さんを見てもらえる方について尋ねたところ、祖父母や親族等が「緊急時や用事の際」あるいは「日常的に」見てもらえるという回答が大半を占めているものの、お子さんを見てもらえる方が「いずれもない」という回答が就学前児童で14.1%、小学生では10.4%ある。

④ 相談できる人・場所の有無、孤独感

●相談相手が「いない」人では、子育てで孤立を感じている割合が高い。

気軽に相談できる人がいる・場所があるという回答が90%を超えているが、その一方で、「相談できる人がいない(場所がない)」という人は就学前児童保護者で3.5%、小学生保護者では5.7%いる。

子育てなどでの“孤独感については、就学前児童保護者の24.4%、小学生保護者の18.0%が感じている。

世帯構成別で見ると、ひとり親世帯の方で、孤立感を感じる割合が高くなっていることがわかる。

相談先の有無別に見ると、「相談できる人がいる」という回答では、“孤独感あり”が就学前児童で 22.3% (小学生 16.5%) であるのに対し、「相談できる人がいない」では、就学前児童で 72.2% (小学生が 46.9%) と 7 割余りを占めている。さらに「(孤独感を)よく感じる」も「相談できる人はいない」で 27.8% (小学生が 6.1%) となっており、相談先の有無と子育ての孤独感で関係性が見られる。

⑤相談先・相談内容

●相談先は身近な人が大半であるが、悩み事は専門的な内容が多くなっている。

相談先としては、祖父母や友人・知人といった身近な人をあげる回答が大半を占めている。しかし、相談内容では子どもの発達や栄養・教育などの専門的なことも高くなっており、身近な人だけではなく専門的な人や機関による相談や情報提供などの充実も必要がある。

⑥行政に望む子育て支援の内容

●経済的負担軽減や子どもと楽しめる場の整備を求める声が最も高い。

「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」(66.9%) という経済的負担軽減を望む声と、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」(60.1%) が特に高くなっている。また、「公園を増やして欲しい」が 40.5% あり、3 番目に高い。

(2)-2 母親の就労について

①母親の現在の就労状況・就労希望

●母親の就労率(80.6%)・就労希望率(87.0%)は前回調査時点より上昇している。

就学前児童の母親の就労状況を見ると、フルタイムで就労している母親は就学前児童保護者で 52.9% (小学生保護者で 46.4%)、パート・アルバイト等が 27.7% (小学生保護者は 33.2%) であり、就労している母親が就学前児童保護者の 80.6% (小学生保護者の 79.6%) を占めている。また、就労希望率は 87.0% となっている。第一期計画策定時のニーズ調査(前回調査)では、母親の就労率(就学前児童保護者)は 68.9%、就労希望率(同)は 80.4% であり、女性の就労率や就労希望率は前回は上回っている。また、フルタイムでの就労割合が前回調査では 40.5% であったが、今回は 52.9% と大きく上昇している。

母親の就労率上昇は、共働き家庭の増加となり、保育ニーズの上昇にも直結する。児童人口が急減していなければ、前回調査時点と比べて、量の見込みは上がるものと推察される。

※母親の就労希望率=(「現在就労している母親数」+「現在未就労で“今すぐにでも働きたい”と回答した母親数」)÷有効回答者の母親数で算出

②現在就労していない母親の就労希望

●すぐにでも働きたいという母親は34.7%。

就労していない母親のうち、すぐにでも働きたいと考えている割合は、就学前児童保護者で34.7%、小学生保護者の32.5%となっている。特に就学前児童保護者では就労したい割合が高く、保育園入所希望の「潜在的ニーズ」として量の見込みを算出する際に考慮する必要がある。

(3) 就学前児童の調査結果より

(3)-1 教育・保育サービスの利用について

①教育・保育のサービスの利用の有無

●2歳以上の子どもの約8割が教育・保育施設等を利用している。

就学前の教育・保育サービス利用は74.6%であり、1歳児では4割余り、2歳児以上は8割を超える利用率となっている。また、認可外保育施設利用者を除いた教育・保育施設の就園率は3歳児で61.0%、4歳児で66.2%、5歳児で84.0%となっており、3～5歳児全体では70.4%となる。

②利用している教育・保育サービスの状況

●「社会福祉法人の認可保育所」の利用率が最も高いが、「認可外の保育施設」の利用率も同程度ある。

「社会福祉法人の認可保育所」の利用が25.5%で最も高いが、「認可外の保育施設」が21.3%で同程度利用されている。認可外の保育施設利用者の中には認可保育所を待機となって利用している人も多く、こういった対象者も潜在的な保育ニーズとして捉える必要がある。

③教育・保育サービスを利用していない理由

●「空きがない」ために教育・保育施設等を利用していない割合は32.6%。

保育・教育のサービスに空きがないために利用していない、つまり、“潜在的も含めての待機児童”となっている割合は32.6%であった。子どもの年齢別では1歳児から3歳児でこの回答が高い。特に1歳児では52.2%を占める。

“空きがない”を中学校区別にみると、桑江中学校区の方が39.7%で、北谷中学校区より16ポイントほど高い。

④教育・保育のサービスの利用希望

●「町立保育所」、「社会福祉法人の認可保育所」を望む声が非常に高い。居住地の近くの施設利用希望が高い。

教育・保育サービスの利用希望では、「町立保育所」が43.1%、「社会福祉法人の認可保育所」を望む声が38.2%で高くなっている。また、「町立幼稚園」が31.7%でこれらについて高い。

現在、利用している教育・保育サービスを今後も希望する人が概ね80%以上となっているが、現在「認可外保育施設」を利用している人で今後も認可外を希望する割合は56.8%と低く、「町立保育所」(35.8%)、「社会福祉法人の認可保育所」(34.6%)など、保育所等を希望する声も3割程度見られる。

また、利用したい場所と居住地区との関係を見ると、居住している地区内での教育・保育サービス利用希望が2つの中学校区ともに8割程度となっており、住まいから近いところに預けたいという声が高いことがわかる。

⑤教育・保育サービスを選ぶときに重視すること

●「居住地に近い場所を選びたい」という声が、両中学校区とも非常に高い。

教育・保育サービスを選ぶ際に重視することとしては、「居住地に近い場所」が最も高く79.8%を占めている。そのほか、「保育士、先生、職員の対応」が72.2%、「教育・保育の方針や内容」が61.6%と続いている。これら3項目が特に高い。

教育・保育施設を選ぶポイントとして「居住地の近く」が利用先の希望や園選びで重視することとして多く挙げられており、供給体制の整備においてもこの点を踏まえ、各地域の児童人口等を踏まえて提供区域ごとの施設等整備を図る必要がある。

⑥町立幼稚園の複数年保育の利用希望

●「3歳から通わせたい」という声は26.8%となっている。

町立幼稚園の複数年保育希望については、「3歳から通わせたい」が26.8%で最も高かった。「4歳から」は9.6%、「5歳から」は17.2%であるが、「よくわからない」が23.9%あった。また、「3歳から」という声は桑江中学校区で31.7%あり、北谷中学校区より10ポイント程高くなっている。

なお、保育所等を利用する(幼稚園は利用しない)という声は20.2%あった。

⑦町立幼稚園を複数年保育で利用する際の条件について

●「土曜日の受け入れ」や「毎日給食にして欲しい」などの声が見られた。

町立幼稚園を複数年保育で利用する際の条件等について尋ねた。「土曜日の受け入れ」、「毎日給食にして欲しい」、「19時までの延長を希望」の3つが特に多く見られた。

(3)-2 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の教育・保育サービスの利用

①土曜日・日曜日の利用希望

●土日の利用希望も一定程度見られる。

土曜日は63%、日曜・祝日は29.1%が教育保育施設を利用したいと回答している。土曜日のほか、日曜・祝日の利用希望も少なくない。なお、土曜日の毎週利用希望は30.7%、日曜日の毎週利用希望は3.3%であった。

②幼稚園の長期休暇期間の教育・保育サービスの利用希望

●夏休み等の長期休暇期間も教育・保育サービスの利用が望まれている。

幼稚園の夏休みなど長期休暇期間における施設の利用希望は、「ほぼ毎日利用したい」が49.2%を占めている。

(3)-3 地域子育て支援センターについて

①地域子育て支援センターの利用状況、利用希望

●現在の利用率は10%程度で低いが、今後の利用希望は27.2%ある。

地域子育て支援センターの現在の利用者は10.0%であり、現在利用していないが今後利用したい割合は27.2%となっている。特に、0歳児(52.9%)での利用希望が半数を超えている。

②地域子育て支援センターで利用したい内容

●一時預かりや教育・保育施設等の入所相談、病児保育の希望が比較的高い。

地域子育て支援センターで利用が望まれている内容は、「一時預かり」(38.9%)が最も高く、約40%を占めている。また、「保育所や幼稚園の入所・利用に関する相談」(31.9%)と「病児保育」(31.1%)、「子育てに関する相談」が30.1%で比較的高い。子どもの年齢別にみると、0・1歳児といった低年齢児では、保育所利用相談や子育て講演会、親子の交流の場などを望む声が高く、2・3歳児では「一時預かり」、3～5歳児では「病児保育」の声が高い傾向にある。

(3)-4 病児・病後児保育について

①病児・病後児保育の利用希望

●病児保育の利用希望は4割ある。

病児・病後児保育の利用希望は40.4%となっている。1年間で利用したい日数については、「5日以内」が54.3%を占める。

(3)-5 一時預かりについて

①一時預かりの利用意向

●一時預かりの利用希望は約4割であり、0・1歳児や6歳児で比較的高い。

一時預かりを「利用したい」という声は39.3%を占めており、0歳児(43.1%)、1歳児(46.9%)のほか、6歳児(44.6%)も比較的高い。

(3)-6 育児休業等について

①育児休業の取得状況・取得しなかった理由

●母親全体の中では約半数が育休を取得。父親の取得は僅かである。

育児休業を取得した割合は、母親全体の中では49.1%、父親では6.7%となっている。また、当時就労していた人を母数として算出した“育児休業取得率”は、母親で80.1%、父親では7.1%となる。全国値(2018年)は母親82.2%、父親6.2%であり、父親の取得率は僅かながら全国を上回っている。

育児休業を取得していない理由としては、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」が27.4%、「子育てや家事に専念するため退職した」が25.8%で高い。

②育児休業の期間について（母親）

●保育所入所できるタイミングを考慮しながら、希望する育休期間を早めるなどしている。

育児休業は、子どもが1歳になるまで取得したいという希望が76.4%で圧倒的に高い。

育児休業を希望通りの期間取得できたという回答は45.2%、「希望より早く復帰した」が44.6%でそれぞれ4割半ばとなっている。希望より早く復帰した理由は、「希望する保育所に入るため」が55.7%で大半を占めている。

また、希望より遅く復帰した理由でも「希望する保育所に入れなかったため」が76.5%で圧倒的に高く、育休の復帰時期を早めたり遅くしたりしている大きな理由には、“保育所入所”が影響していることがわかる。

③仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み

●子どもの病気やけがの時に休暇を取れる職場環境などが求められている。

仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組みとしては、「子どもが病気やけがの時などに休暇を取れる環境」が58.7%で最も高い。また「妊娠中、育児期間中の勤務を軽減する」(46.8%)、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深める教育を行う」(44.4%)が比較的高くなっている。

仕事と子育てを両立しやすい職場環境とともに、職場の理解が求められており、安心して働きそして子育てもできるように、企業への啓発及び企業と連携した取り組みも必要である。

(4) 小学校低学年児童の調査結果より

(4)-1 放課後の過ごし方について

①放課後の過ごし方

●子どもの放課後の過ごし方では、「習い事」を望む声が比較的高い。

小学生の放課後の過ごし方では、「自宅」(58.3%)のほかに、「習い事」(47.3%)が特に高い。

年齢別に見ると、「習い事」は2年生以上の各学年で高く、「自宅」は3年生以上で高くなる。また、「放課後児童クラブ」は1年生が最も高く、学年が上がるとともに割合が減少していく。

中学校区別に見ると、「部活・クラブ活動」や「祖父母宅や友人・知人宅」は、北谷中学校区の方が、桑江中学校区よりやや高くなっている。

希望する放課後の過ごし方では、「自宅」(44.3%)よりも「習い事」(51.1%)の方が高くなっている。また「習い事」は、1年生から5年生までで最も高くなっており、6年生のみ「自宅」の割合が習い事を上回っている。

(4)-2 放課後児童クラブ(学童保育)の利用について

①放課後児童クラブ(学童保育)の現在の利用状況と利用希望

●低学年では3～4割程度、高学年でも2割半ばの利用希望が見られる。

放課後児童クラブの現在の利用率は16.5%であり、学年別に見ると1年生が36.8%、2年生が23.0%、3年生が17.1%と、学年が上がるとともに利用割合は減少している。

今後の利用希望率は30.5%となっている。学年別では、1年生が51.6%、2年生が40.0%、3年生が30.0%であり、現在の利用率を大きく上回っている。

また、4年生以降の高学年では、現在の利用率は10%未満にとどまっているが、今後の利用希望率は15～17%程度あり、現在の利用を上回るニーズが見受けられる。

②小学校区別に見る放課後児童クラブ(学童保育)の利用状況と利用希望

●浜川小学校区と北谷小学校区で、利用ニーズがやや高い。

放課後児童クラブの利用率を小学校区別に見ると、各小学校区とも10%台の利用率となっているが、今後の利用希望率では、浜川小学校区と北谷小学校区が30%台前半で、他の2校よりやや高い。

放課後児童クラブについては整備が進んでいる地域と進んでいない地域の差が見られる。利用ニーズも、現在の利用率が高いところのほか、整備不足の地域への新規整備もニーズ量を見極めながら検討していく必要がある。

③放課後児童クラブ(学童保育)の利用料金

●10,000円未満を望む声が7割半ば。利用料が高いと感じる人では8,000円未満が8割。

放課後児童クラブ(学童保育)を利用していない理由の中には、「利用料金がかかる(高いから)」が32.3%あり、利用していない人の3割余りを占めている。

放課後児童クラブの利用料金の希望額としては、「5,000円未満」が45.2%で最も高い。これに次いで「5,000円以上10,000円未満」の29.9%となっている。これらを合わせると10,000円未満を望む声が75.1%となっている。

また、利用料金がかかる(高い)ことを理由に放課後児童クラブを利用していない人の声としては、「5,000円未満」が77.9%で約8割を占めており、全体に比べてより低額が求められていることがわかる。

(4)-3 児童館の利用について

①児童館の利用状況

●児童館の利用率は、小学校区で大きな差が見られる。

現在、児童館を利用している割合は37.3%であり、1年生が36.1%、2年生が50.9%、3年生が33.6%となっている。

利用率は、小学校区別で大きな差が見られ、北玉小学校区(57.3%)や北谷第二小学校区(49.1%)がほかの2校区よりも大幅に高くなっている。

②児童館を利用していない理由

●「子どもが利用したがらないから」が33.1%となっている。

児童館を利用していない理由では、「子どもが利用したがらないから」が33.1%であり、2番目に高い(1番目は「利用する必要がない」の38.6%)。利用したがらないからという声を小学校区別に見ると、浜川小学校区が41.1%で最も高く、他の小学校区より高くなっている。なお、「児童館が近くにないから」は13.1%であった。北谷小学校区が21.3%で、他の小学校区より10~15ポイントほど高い。

(5) 自由回答のまとめ

①就学前児童保護者調査結果より

就学前の自由回答記入数は192件であった。回収数は511件で、自由回答への記入率は37.5%となっている。記述式の回答は手間がかかることから、回答者には子育て支援分野への不満や困りごとなど切実な事情を抱えている人が非常に多いとともに、改善への期待が込められていると捉えられる。

保育関連の自由記述内容のみを抜き出して、全体的な傾向をまとめた。

傾向としては、

- ・待機児童の解消
- ・保育士の給与や待遇を良くして確保してほしい
- ・様々な遊具や駐車場が整備された年齢別に利用しやすい広い公園
- ・今ある公園の整備、遊具の修繕や充実
- ・天候に関係なく遊んだり学ぶことができる屋内施設
- ・職場に対して育児への理解と育休やお休みを取りやすい環境づくり
- ・病児保育ができる施設の拡充

このような声が多く見られた。

中でも、待機児童関係の声が数多く、希望する保育施設に入れない、仕事をしたいが保育所に入れないために就労できないという声も見られた。また、産休・育休明けの時期や早生まれなど子どもの誕生月によっては保育所入所が難しいという声も見られたため、いつでも(年度の途中からでも)保育所を利用できるよう環境を整える必要がある。

また、保育士の待遇改善と確保を望む声や、職場の育児への理解と休みを取得できる環境づくりを訴える声も目立った。

公園に関する要望も多く、既存の遊具の修繕や誰でも利用しやすい新しい公園を望む声も数多く見られた。

地区ごとに見ると、北谷中学校区では保育所を増やしてほしい、保育所の土曜預かりを勤務証明なしでも利用できるようにしてほしいといった声が見られた。

桑江中学校区では、気軽に相談できる窓口や町外出身者の地域のつながりについて望む声も見られた

②小学生保護者調査結果より

自由回答への記入は 150 件あった。回収数は 856 件であり、自由回答への記入率は 26.6%となっている。

自由回答の中から、全体的な傾向をまとめてみた。

傾向としては、

- ・学童を安くしてほしい
- ・公園をつくってほしい。整備してほしい
- ・放課後、子どもが安全に遊べる場所
- ・長期休暇中に預かってくれる場所
- ・給食費の無料化

このような声が多く見られた。

特に、学童をもっと安くしてほしいという声が多かった。また、地域の中で安全に過ごす場所を求める声が目立ち、放課後過ごす場所として公園のほか児童館や放課後子ども教室利用の要望も見られた。

その他、長期休暇中(夏休みなど)に子どもが過ごす場所について悩みを抱えている保護者も多く見られた。

経済的な支援の面では、給食費無償化の要望もあった。

地区ごとに見ると、北谷中学校区では、児童館の利用希望(特に北谷小学校区)、病児保育を望む声が見られた。

桑江中学校区では、通学路に関しての声が多く、北玉小学校区通学路のガードレールの設置、国道 58 号線を横切るためのスクールバスの運用や歩道橋を望む声も見られた。他には、学校内で子どもたちが過ごすことができるよう教室の開放や学童の設置、土日祝に安心して利用できる場所の確保も要望が多い。

第3章 第1期計画の実施状況

- 点検1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- 点検2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

第3章 第1期計画の実施状況

点検1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方

- ・ひだまり保育園が平成27年度よりひだまり認定こども園に移行し、教育・保育の受皿が拡大された。(定員：保育90人→保育110人、教育60人)。
- 予定箇所数の整備には至っていない。また、小規模保育事業等の整備を進めていくに当たり、卒園児の受皿不足が今後生じてくることが見込まれる。

② 保育の質の向上

- ・ 町内の認可保育施設及び認可外保育施設の保育従事者等を対象にアレルギー対応、障がい児対応等の研修を実施。アレルギー対応研修は受講者から好評だった。
- ・ 新規参入施設等への巡回支援を実施。
- ・ 県が実施する子育て支援員研修の周知。
- 研修は町内の認可保育施設における保育の質の底上げにつながっていると思われるが、保育の内容や質についての苦情が散見される。

③ 保幼小連携の推進

③-1 保育・教育機関の連携強化

- ・ 副園長や所長会議による情報共有のほか、幼保こ小会議及び研修会、幼稚園の申し送り、幼稚園との交流会、小学校とのお招き会を実施している。
- 幼保の共通理解及び小学校とのつながりの機会増により、子どもがスムーズに小学校に移行していく取り組みが課題。

③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な移行支援

- ・ 保幼小連携において、合同研修会や情報交換会を開催している。
- ・ 町内の認可保育所においては、教育・保育施設の園児と小学生との交流会(保護者同伴)や保育所児童保育要録による引継及び情報共有を行っている。
- 年1回の情報交換では時間が十分ではない。
- 保育所・幼稚園等と小学校の職員との交流や研修の場を増やし、さらに相互理解を充実させ、円滑な移行支援を行う必要がある。
- 教育・保育課程の工夫等も研修をとおしてさらに学習を深め、移行支援に繋げていく事が重要である。

③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

- ・地域型保育事業5施設全て連携施設を確保した。
- 現時点では全ての施設が連携施設を確保できているが、今後低年齢児の受皿確保のため、地域型保育事業の整備を進めると、新たに整備された施設は連携施設を確保できない可能性も見込まれる。

(2) 保育士確保の推進

① 保育士等の確保

- ・保育士年休取得等支援事業や北谷町認可保育所運営費補助金（職員処遇改善費の補助）、保育士宿舍借り上げ支援事業等を実施。また、保育士合同就職説明会や保育士試験受験者支援事業、子育て支援員研修も実施している。
- ・また、保育士合同就職説明会や保育士試験受験者支援事業、子育て支援員研修も実施している。
- 保育士年休取得等支援事業は、年休代替保育士の確保が困難で、一部の事業者しか活用できていない。
- 北谷町認可保育所運営費補助金による処遇改善は、一時金という形で支給している事業者が多く、求人の際に明確に手当の額を示せず、支給額も少ないため効果は薄い。
- 保育士試験受験者支援事業における試験対策講座の受講者数やその出席率が低い。

② 幼稚園教諭の確保

- ・幼稚園教諭の資質向上の為、園内研修の充実及び研修機会の確保に努めている。
- ・臨時職員が継続雇用できるようになり、園行事等の経験が次年度の園経営に活かされ、幼児教育の資質向上へとつながった。
- 預かり保育利用希望者や特別な支援を要する幼児の入園が増えており、預かり保育担当教諭や特別支援教育加配教諭の確保が課題となっている。

③ 放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童支援員の確保

- ・沖縄県主催の放課後児童支援員認定資格研修を、町内各クラブへ周知し参加を促進している。
(平成30年度修了者：6名)
- ・民間の放課後児童クラブに対しては支援員の処遇改善に係る費用の補助を行っており、各クラブにおいて継続的な給与等の改善が図られている。

③-2 地域人材の確保

- ・保護者や地域の方々が、これまで培った技能や経験を子どもたちに伝える場を提供することで、放課後の居場所(放課後子ども教室)の中でボランティアの参加協力が得られている。ボランティア：26名(協働活動支援員・協働活動サポーター)。
- ボランティア等の協力の下実施可能な事業であり、今後も理解を得ながら継続して人材の確保が必要である。

④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

- ・サポーター養成講座 年2回実施(委託、開催月 7月、2月)。講座開催の周知については、ポスター掲示や横幕設置などにより行っている。
- ・平成31年3月29日改正の子育て援助活動支援事業実施要綱に「預かり手増加のための取組」事業が新たに加わった。
- おねがい会員と比較して、まかせて会員及びどっちも会員の増加が少ない。

(3) 子どもの居場所づくり

①放課後の居場所づくり

①-1 放課後こども総合プランの一体的推進

- ・一体型の整備がなかったため、一体的な活動は実施なし。
- ・H29より放課後子ども教室(地域学校協働活動推進事業運営委員会)として運営委員会を開催
- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室は、北谷町生涯学習まつりで体験活動や成果の展示や舞台発表を実施。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室との担当者間での協議を進め連携を図る。
- 夏休み等の長期休業日は、放課後子ども教室としての学校施設の活用は厳しい。
- 新・放課後子ども総合プラン運営委員会の実施が必要。

①-2 放課後児童健全育成事業の推進

- ・平成28年度に新規の放課後児童クラブを2カ所開設し、量的拡充を行った。
- ・県主催の放課後児童支援員等資質向上研修の受講を促し、資質向上を図っている。
- 受講申込をして、1度も受講しない者が数名いる。
- 公的施設を活用した放課後児童クラブの整備が進んでおらず、必要量を確保できていない。

①-3 放課後こども教室の推進

- ・各小学校でのこども教室開催及びちやたんニライセンターでのしまくとうばこども教室を行っている。
- ・毎年、北谷町生涯学習まつりや各学校での行事において、放課後こども教室の舞台発表などを行っている。
- 各教室により、実施回数等が異なるので、子どもの安全安心な居場所を設けるためにも安定的な継続実施を図る。

②地域における居場所の確保・充実（児童館、地区公民館）

②-1 児童館の充実

- ・町内3つの児童館で、運動遊び、イベント、季節にあった制作活動、食育活動、地域交流などを実施している。
- ・子どもによる児童館運営を実施し、役割を最後までやり遂げる達成感・自信・子どもリーダー育成につながる。
- ・地域の活動に参加・協力することで地域に根差した親しみある児童館となる。
- 子ども達が安心・安全で楽しく過ごせるよう職員の資質向上、職員体制の課題、人材確保が必要。

②-2 多様な居場所づくり

- ・各小学校とニライセンターでこども教室を実施。
- ・平成29年10月末まで、上勢区公民館で土曜日にサタデースクールを行っていたが、参加者の減少と指導者の都合により終了。
- 公民館での実施は、近隣の児童や地域住民等は参加しやすいが、校区内であっても他行政区の児童等が日頃行き慣れていない場所への参加が難しい。

(4) 子どもと子育て家庭のための保健対策の充実

①切れ目ない、妊産婦・乳幼児への保健対策

①-1 母子(親子)健康手帳の交付及び妊娠届出時の相談の充実

- ・母子保健法により妊娠届出時に妊婦健診受診票を交付。
- ・早い段階(妊娠 11 週以内)に届出を行うことで、妊娠中に受診することが望ましい時期に、妊婦健診を公費助成で実施でき、早くから妊婦と胎児の健康管理が可能。
- ・平成 31 年度から沖縄県標準妊娠届出書を活用し、ハイリスク妊婦の早期把握に努めている。
- 広報紙やホームページなどを活用して、妊娠届出を行うことと、妊娠中の定期受診の重要性を広く周知する必要がある。
- 妊娠届出時間診票により、妊婦のリスク層を把握し、リスク層に応じた適切な支援につなげる必要がある。

①-2 妊娠健診の充実

- ・全 14 回の妊婦健診について受診券による公費負担を実施。
- ・里帰り出産を希望する妊婦には、個別に医療機関との契約や償還払い等に対応。
- ・母子手帳交付時の保健師による全数面談の実施。
- 妊婦健診データが届くまで受診から 2 か月以上を要するため、データ活用ができていない。
- 妊婦健診未受診者の把握及び未受診対策は実施できていない。

①-3 新生児・産婦訪問事業の充実

- ・委託助産師による訪問指導(対象：新生児、乳児、未熟児、産婦、妊婦)。
- 乳児家庭全戸訪問事業と混同している住民が多いため、それぞれの事業の目的や内容について周知が必要。
- 令和 2 年度から母子健康包括支援センターを設置するため、本事業の位置づけなど整備が必要。

①-4 未熟児訪問指導の実施

- ・県立中部病院で行われる未熟児連絡会へ地区担当保健師が適宜参加。
- 未熟児の保護者同士の交流や育児に関する勉強の場がなく、個別支援のみになっている。
- 両親とも外国人の場合の支援について難しい場合がある。(言語コミュニケーション、文化の違いなど。)

①-5 両親学級の充実

- ・平成 28 年度途中から委託事業へ移行。
 - ・参加者アンケートの要望から平成 30 年度から日曜日開催を実施。
 - ・対象者への個別の案内や子育てだより、町のホームページでの周知・広報に加え、妊娠届出時に両親学級の写真をアルバムにし、実際の様子を見てもらいながら受講の意欲を高めた。
 - ・両親学級の参加者同士で連絡先を交換し、出産後も育児の相談をし合う様子が伺え、地域における仲間づくりの場となっている。
- 両親学級に参加できない妊婦への対応が課題。

①-6 母子栄養食品の支給

- ・平成 31 年 3 月 15 日の第 547 回例規審議委員会をもって「北谷町母子栄養食品支給要綱」を廃止した。

①-7 母乳育児の推進

- ・助産師による母乳育児相談(乳児一般健康診査に併設)を実施しており、「両親学級」、「育児学級」、「妊産婦・新生児訪問指導」等においても母乳育児についての相談、指導を行っている。
- 乳児健診対象者以外の保護者も相談可能であるが、周知が不足している。

①-8 育児学級の充実

- ・月齢(発達段階)に応じた事業(すくすくスクール)を開催。
 - ・平成 28 年度途中から一部を委託事業へ移行し、参加者アンケートの要望から内容の変更や時間帯の変更を実施。
- すくすくスクールに参加できない保護者への対応が課題。

①-9 離乳食実習の実施

- ・平成 28 年度より、学級の周知方法についてはがきでの通知だけでなく、乳児健診での案内を強化した。また、平成 31 年度より親子健康手帳アプリでの配信も行った。
 - ・平成 29 年度より、離乳食実習で調理する内容をWEBサイトにて配信し、参加できない保護者にもレシピの提供を行った。
 - ・平成 30 年度よりかみかみスクール(歯科衛生士による離乳食講話)を年間 4 回実施し、離乳食の目的・重要性を伝えた。
 - ・パクパクスクール(離乳食実習)に加えてかみかみスクール(離乳食講話)を追加し、離乳食の与え方や子どもの口腔機能の発達について伝える機会を設けることができた。
- かみかみスクール(離乳食講話)の内容は歯が生える前から生えた後まで広く周知したい内容だが、15%と参加率が低い。

①-10 乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲あり）

- ・不在や訪問拒否を減らすため保護者の携帯電話に留守番電話メッセージを残したり、ショートメールを活用し訪問実施につなげた。
- ・支援が必要な家庭を早期に把握し、地区保健師や養育支援訪問事業等必要な支援につなげることができた。
- 厚労省ガイドラインで定める期間内(原則生後4ヶ月以内)に訪問できない事例がある。

①-11 母子保健推進員の活動支援

- ・母子保健推進員は、町の保健事業の協力などを行っている。
- ・出生届時に、各地区母子保健推進員の顔写真を提示し、子育て世帯へ紹介している。
- ・定数を満たしていないため、広報ちゃたんでの呼びかけや、欠員行政区の自治会長へ公文書にて推薦依頼をしている。

①-12 ハイリスク妊産婦に対する個別支援

- ・ハイリスク妊産婦に対する個別支援（疾患合併、若年、未婚、経済的問題等）
- ・子ども家庭課で妊娠届により把握された対象について、タイムリーに連絡を受けている。
- 妊娠初期には対象者の支援ニーズが低く、介入が難しいケースもあり、支援開始が出産後になるケースが多い。出産や産後の育児開始等に向けて、対象者と一緒に想定される課題の確認や対応策の検討ができるよう、妊娠中期から後期にかけての支援が必要。

②子どもの健康支援

②-1 予防接種率の向上

- ・定期予防接種（BCG、ヒブ、小児肺炎球菌、4種混合(DPT-I T P)、MR混合、水痘、日本脳炎、2種混合(DT)、子宮頸がん)
- ・行政措置予防接種（おたふく風邪、麻しん流行時の麻しん含有ワクチン)
- ・乳児が対象となる予防接種は、全て90%以上の受診率となっている。
- 米軍基地内居住の場合、軍病院で米国の法に基づく予防接種が実施されており、保護者へ接種履歴確認通知を送付しても返信がない場合も多々ある。

②-2 乳幼児健診および未受診対策の充実（未受診対策に関しては再掲あり）

- ・乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施している。
- ・平成29年度からの保育園の協力により3歳児健康診査の受診率が向上している。
- ・健康診査の場に保健師、心理士、栄養士、助産師、視能訓練士などを配置することで、相談支援体制の充実を図った。令和元年度からは心理士が不在となったため、保育士を配置し、育児に関する相談だけではなく、保育所入所についての相談も行える体制を確立した。
- 乳幼児健診全体として受診率が低い。他の市町村の取り組みとして基地内居住者を除く場合もあるようだが、北谷町としては全員受診を目指す。
- 健診時間の短縮が大きな課題。

②-3 乳幼児歯科相談の実施

- ・年12回実施（乳児一般健康診査に併設）
- ・乳児健診にて歯科衛生士による歯科相談を実施。乳児後期に限らず、乳児前期の保護者へも相談を促し、指導・助言を実施。
- ・年12回実施（乳児一般健康診査に併設）
- 乳児健診時に時間がなくて相談できなかったが、歯が生える前の準備等についての情報が知りたかったという声あり。

②-4 2歳児歯科健診の実施

- ・年6回（2か月に1回）実施。
- ・再通知による受診勧奨を行うことで更なる受診率向上につなげた。
（受診率 H27 65.9%→R1 76.8%）
- ・2歳児歯科健診受診票に児の発達面や子育て、栄養、生活習慣に関する質問項目を設け、会場にて保健指導や栄養相談を実施。
- ・健診前に専門職へ対象者についての情報提供を行い、1歳6か月児健康診査の事後フォローの確認を実施。
- 他の乳幼児健診のような未受診対策を実施していないため受診率が低い。

③食育の推進

③-1 栄養、食育に関する情報の提供充実

- ・すこやか健康・栄養相談を実施。
- ・食生活改善推進員活動等における栄養、食育に関する情報提供。
- ・健診BOOKの活用(H31より)、離乳食サンプルの活用(H31より)、育児学級の案内チラシの活用(H29より)などを実施。また、WEBサイトに離乳食や保育所献立のレシピ掲載(H29より)。
- 「すこやか健康・栄養相談」における管理栄養士による栄養相談について、周知不足が考えられる。
- 保健師が支援している妊産婦・乳幼児の中で栄養指導が必要な対象者に支援が行き届いていない。
- 「育児学級」や「すこやか栄養相談」、「健診」等の機会を利用してもらえるよう、相談窓口の情報提供方法について今後も検討していく必要がある。

③-2 保育所における食育の推進

- ・園児による季節の野菜の栽培・収穫の実施、収穫した野菜を給食食材に加える等の取り組み。
- ・苦手な野菜等がある子でも栽培・収穫したことにより自ら食べて見ようという意欲に繋がった。
- ・調理体験をし、子どもの食事に対する意識が変わり、残食が減ってきた。
- ・保護者懇談会にて、栄養や食事の大切さ、親子で食べることの大切さを話す。
- ・保護者懇談会でおやつや離乳食の試食会
- ・管理栄養士が給食日より食育に必要な正しい知識を記載し、発信している。
- 天候や環境作り(土づくり)の影響で不作の年があり、食育計画通りに行うことができなかった。
- 4、5歳児が中心となってクッキングを行っているが、低年齢の子がクッキングに参加できるような工夫が必要。
- 保護者が実際に保育所の給食を食べる機会がほとんどない。
- 保護者へ家庭でできる食育を伝える機会が少ない。

③-3 学校における食育の推進

- ・食育年間指導計画に基づいた実践、毎月19日「食育の日」の実施、栄養職員・栄養教諭との連携、食育授業の実施、体験給食会の実施(幼稚園等)
- ・自分の体をつくる食べ物について知ること、苦手な食材も食べようとする姿がみられた。
- 栄養職員、栄養教諭との日程調整
- 朝食欠食児童への対応

③-4 食育についての連携の強化

- ・実施なし(関係課で未調整)

④望ましい生活習慣の確立

- ・乳幼児健診時の保健指導にて、全員へ子どもの望ましい生活習慣についての資料を配付。必要な者には保健指導を実施。

⑤子どもの事故防止対策

- ・すくすくスクール2では、救急救命士による事故予防と応急手当の実践を行い、予防方法と事故等が起こった際の適切な対処・対応について学ぶ。
- ・「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」による家庭訪問の際に乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)についてのリーフレットを配布しSBS予防を啓発
- すくすくスクール2に参加できない保護者への対応
- SBS以外にも家庭内事故についての注意喚起や予防策の周知が必要。

⑥学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

⑥-1 幼い頃からの一貫した性に関する指導の推進

- ・小学3年生…誕生学アドバイザーによる誕生学講話
- ・小学5年生…ふれあい体験学習促進事業(妊娠シミュレーターによる妊婦体験、沐浴人形を使用した赤ちゃん抱っこ体験)
- ・中学3年生…助産師による思春期の性と生についての講話
- 小学生を対象とする事業については、学校が主体となり関係機関と連携して実施する方法を検討する必要がある。

⑥-2 未成年に対する飲酒・喫煙防止教育および青少年に対する薬物乱用防止教育の推進

- ・飲酒、喫煙及び薬物乱用による心身、人間関係に及ぼす悪影響についての理解を深め、正しい判断・行動がとれるよう意識を高める内容を町内各小中学校で年1回の講演を行っている。
- 夏季休業前(飲酒・喫煙、薬物乱用の場に接する危険が高い長期休業の前)の講師との日程調整が難しい。

点検 2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

(1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保

① 0歳児、1歳児の保育の拡充

- ・低年齢児の受入に特化した地域型保育事業の整備を図るなど、待機児童解消に努めた。
- 連携施設の確保が課題となっている。既存の地域型保育事業は全ての施設が連携施設を確保しているが、今後新たに整備される施設については確保が困難となるおそれがある。

② 保育所における5歳児保育の拡充

- ・既存施設の定員を見直し、受皿の拡大を図った。
- ・5歳児の保育ニーズは高まっているが、受皿の拡大により計画期間中は各年度の4月1日時点において5歳児の待機児童は発生しなかった。

③ 認定こども園の整備

- ・ひだまり保育園(定員：保育90人)が平成27年度よりひだまり認定こども園(定員：保育110人、教育60人)に移行し、教育・保育の受皿が拡大された。
- 教育利用(1号認定)と保育利用(2号認定)の違いが保護者にとって理解困難。

④ 公立幼稚園における複数年保育の実施

- ・公立幼稚園での4歳児からの受け入れを、平成27年度1園、28年度1園実施し、平成30年度からは全園4・5歳児の複数年保育を実施している。
- 4歳児の入園者数が伸びていない。共働き世帯の増加に伴う、午後の保育を必要とする幼児に対応する受入体制整備が必要となっている。

⑤ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実(預けやすい環境整備)

- ・預かり保育(延長預かり)の実施及び、卒園式後の春休み期間の受け入れを行っている。
- ・平成31年度からは給食提供回数を増やし、保護者負担の軽減を図った。
- 共働き世帯等の増加に伴う、利用者の増加が見込まれる。
- 入園式前(4月1日から4月8日)の預かり保育受入れを希望する声がある。

⑥ 認可外保育施設との連携・支援

- ・認可外保育施設への現物支給(牛乳、児童健康診断など)及び補助金交付(給食費など)を行っている。
- ・認可外保育施設の届出対象について未届の場合指導している。
- 補助基準の算出方法が複雑で認可外保育施設の手続きに時間を要す。

(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

① 地域での子育てネットワークの構築

①-1 子育て支援のネットワーク化の推進

- 本町においては関係機関がそれぞれ子どもの育成や子育て支援に取り組んでいるが、横の連携はまだ不十分な状況。
- 各組織が一体となって子育て支援の方向性を見据え、一緒になって取り組む体制の確立が必要。

② 地域子育て支援センターの充実

②-1 子育て支援センターの充実（別項目に再掲あり）

- ・ 3 保育所（謝苅保育所、絆保育園、ファミリー保育園）で子育て支援センターを実施。
- ・ 育児相談、子育てに関する情報提供、親子で遊べる場所の提供。
- ・ 窓口、ホームページ等による子育て支援センターについての周知を行った。
- 1 施設においては専任の保育士を配置できていない状況となっている。
- 町民への周知拡大のために、支援センターホームページを支援センター便り掲載のみではなく、ホームページの更なる充実を図る必要がある。

③ 地域子ども・子育て支援事業の推進

- ・ 一時預かりや病児保育、放課後児童健全育成事業など、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられている事業を実施した。
- 公立保育所における一時預かり事業については人員不足によりニーズに対応できていない。
- 病児保育事業については利用実績が減少している。

④ 新規参入施設の巡回支援

- ・ 新規参入施設へ支援員2名を派遣するなど巡回支援を行っている。
- ・ 経験豊富な保育士からの指導・助言等により、安心安全な保育を実施するための良い相談先となっている。
- 巡回相談員2名により実施しているが、保育所巡回や報告書作成等、拘束時間が長く、相談員の負担が大きい。

(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実

- ・療育グループ、特別支援保育交流会、育ちの支援センターいっぽ利用者交流会、保護者向け講演会などの機会を設けている。
- ・就園、就学説明会を行うことにより、保護者に就園、就学における発達支援の具体的な情報を提供している。
- ・ペアレントトレーニングの実施。終了後のアンケートでは「子育て不安の軽減に繋がった」との声もある。
- ペアレントトレーニングの周知の仕方に工夫が必要である。

② 妊娠期からの児童虐待防止対策の充実

②-1 妊娠期からの児童虐待防止の推進

- ・児童虐待防止の啓発のために、町民ギャラリーでの児童虐待防止啓発パネル展や虐待防止パンフレットの全戸配布など実施した。
- ・町内小中学校および保育所、医療機関等へ虐待防止啓発ポスターの掲示依頼
- ・泣き声通報や学校等関係機関から、早期の段階で相談・通告が増え、事態が深刻化する前に介入している。
- ・妊娠届出時のアンケート等から支援が必要と認められる妊婦に対し、子ども家庭課(児童相談)および保健衛生課(地区保健師)と連携して個別支援を実施。
- 特定妊婦および要保護児童等の相談・支援体制の仕組みが不十分。
- 虐待相談や継続支援ケースの増加に伴い、帳票管理や記録作成に時間を要す。
- 増加する児童虐待相談・通告への対応。

②-2 乳児家庭全戸訪問事業の推進(再掲)

- ・不在や訪問拒否を減らすため保護者の携帯電話に留守番電話メッセージを残したり、ショートメールを活用して訪問実施につなげた。
- ・平成29年度300件(実施率88%)、平成30年度は296件(実施率92%)
- ・支援が必要な家庭を早期に把握し、地区保健師や養育支援訪問事業等必要な支援につなげることができた。
- 厚労省ガイドラインで定める期間内(原則生後4ヶ月以内)に訪問できない事例がある。

②-3 乳幼児健診未受診対策の強化(再掲)

- ・保育園の先生からの案内(受診票の配布)、母子保健推進員による家庭訪問、保健師による電話での受診勧奨などにより未受診への対応を行っている。
- 乳幼児健康診査全体として受診率は県平均を下回っており、上昇には至っていない。

②-4 養育支援訪問事業

- ・ 居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。
- ・ H30 年度から全利用者へ個別支援計画を作成。
- ・ 利用者支援方針を共有するため、保育所や保健師など関係機関を招集した会議開催や要対協個別支援会議へ参加。
- 保護者が不適切な養育に気づき、より良い養育方法の実践につながるような支援が必要。
- 個別支援計画書に基づく利用者振返りが不十分。

②-5 要保護児童対策地域協議会の機能強化

- ・ 要保護児童対策地域協議会における各種会議を開催し、要保護児童等の適切な支援を図るため、関係機関との情報共有および連携・支援を行った。
- ・ 要対協主催による関係機関向け研修会を実施した。
- ・ 「北谷町虐待対応の流れ」フローチャートを作成し、関係機関への普及を図った。
- 子育て世代に対する啓発強化が必要。
- 関係機関との連携強化が必要。
- 養護教諭及び学校医と子ども家庭課の連携構築。
- 学校教育課(S S W)と子ども家庭課(児童相談員)の役割の整理と周知。

③ひとり親家庭の支援の充実

③-1 ひとり親家庭の相談支援、実態把握

- ・ ハローワークやゆいは一と等の支援機関と連携し、ひとり親が多く来庁する児童扶養手当の現況届の期間である8月に、臨時窓口を本庁に設置した。
- ・ 就業支援以外についてもひとり親家庭の相談を受けている。

③-2 ひとり親家庭の生活援助対策の推進

- ・ 手当の支給や補助などの周知のために、本町のホームページや広報誌での広報、チラシの配布を継続的に行った。また、ゆいは一とや北谷町母子寡婦会等の支援機関と連携し、ひとり親家庭に各種支援が行き渡るように努めた。
- ・ 支援機関と連携し、様々な支援事業を周知できたことで、ワンストップ窓口として機能することができた。
- ・ ファミリーサポートセンターの利用について、ひとり親家庭、非課税世帯、ダブルケア世帯の利用促進を図るため「子育てサポート券(1枚500円)」を交付している。
- 様々な支援事業がある中で、支援対象者が求めている支援を提供できているか、難しさがある。
- 子育てサポート券の利用率が低い。

④障害を持つ児童等への適切な対応

④-1 障害の早期発見、早期支援

- ・個別支援として訪問指導や来所・電話相談等を行っている。
- ・支援における連携については、育ちの支援センターいっぽ、保育施設、医療機関等と連携している。
- ・発達障害児者支援連絡会議や北谷町自立支援協議会の「こども支援部会」等への参加による情報共有や連携を図っている。
- 乳幼児健診からの要フォローの数が多く、また連絡が取りづらいケースもあり、全数を適切にフォローすることが難しい。
- 健診後フォローで連絡すると保護者がフォローの必要性を認識していないケースもある。
- タイミングによっては、健診事後教室や療育グループの定員がいっぱいで、タイムリーな支援につながらないケースがある。

④-2 障害を持つ児童等の保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実

- ・障がい児の受け入れを行っている保育所への加配の補助を行い、積極的に受け入れを進めている。特別支援保育の対象児は、すべて受け入れることができている。
- ・障がい児の受け入れを行っている放課後児童クラブに対して補助金を交付し、積極的な受け入れを進めている。
- ・子ども家庭課窓口において、特別支援保育申込世帯に対し、保育所等訪問支援の案内を行っている。
- ・保育所等訪問支援の利用により、障がい児福祉サービス事業所が教育・保育施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援(保育士及び保護者に対し)が期待できる。
- ・幼稚園や学校では、加配を付けるほか、特別支援教育支援員を配置し、一人一人の発達や障害等に対する理解を深め、関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行っている。
- 保育士不足等の理由により、私立認可保育施設で特別支援保育の受け入れ体制が整っておらず、保護者の希望に添えない事例がある。
- 保育所等訪問支援サービス利用開始には医師の診断書が必要だったり、事業所の確保が難しかったり、利用開始までに数ヶ月かかる場合もある。
- 特別な支援を要する幼児児童生徒の増加に伴う、特別支援教育加配教諭及び特別支援教育支援員の人員確保が課題となっている。

④-3 障害に関する相談・情報提供及び障がい児へのサービス提供の充実

- ・町ホームページ及び広報紙での相談先及び障害福祉サービス等の広報を行うとともに、福祉課窓口でのパンフレット配付による案内を実施している。
- ・育ちの支援センターいっぽの保護者説明会で、障がい児福祉サービスの説明を行っている。
- ・相談支援事業の委託先を増やし、相談事業の強化を図った。
- ・障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の手当について、障害者手帳の手続き時などに周知を行っている。
- 保育所等訪問支援に関しては、サービス提供事業所数が少なく、ニーズに対して供給が充足できていない。（町内事業所1か所。実績なし）
- 児童発達支援の事業所は、親子分離型(児童のみ通所)は増えているが、親子通園型が町内にないため、利用希望があってもなかなか利用できない状況。

④-4 発達障害の支援の充実

- ・役場窓口で、特別支援保育申込世帯に対し、保育所等訪問支援等の案内を実施している。
- ・障がい児のサービス事業所が教育・保育施設を訪問して助言や指導することで適応（保育士等や保護者）のための専門的な支援が期待できる。
- ・発達障害についての保育士や教職員の研修は特に実施していない。
- ・発達支援に関わる関係課の共通理解、連携体制の構築を目的とした「発達支援担当者会議」をH27年度に設置。H30年度に自立支援協議会の組織再編に伴い、「こども支援部会」及び「保護者支援ワーキンググループ」へ移行
- ・障がい児等保護者座談会やペアレントトレーニング事業を実施し、保護者支援も行っている。
- 保育所等訪問支援サービス利用開始には医師の診断書が必要だったり、事業所の確保が難しくかったり、利用開始までに数ヶ月かかる場合もある。
- 保育所等訪問支援のサービス提供事業所数が少なく、ニーズに対して供給が充足できていない。
- 自立支援協議会のこども支援部会では、各課の係長級職員等を構成員として協議しているが、情報や課題を整理し、今後は実務者を対象とした勉強会等へと発展させたい。
- 座談会の参加者が少ない。

(4) 相談、情報提供の充実

① 相談機能の充実

①-1 子育て支援センターの充実（再掲）

- ・ 町内 3 保育所で実施している子育て支援センターにおいて、育児相談、子育てに関する情報提供、親子で遊べる場所の提供を行っている。
- ・ 窓口、ホームページ等で子育て支援センターについての周知を行った。
- 1 施設においては専任の保育士を配置できていない状況となっている。

①-2 関係機関等による各種相談の充実

- ・ 関係機関内での情報共有のため、要保護児童対策地域協議会実務者会議において青少年支援センターの機能と役割について共通理解を図った。
- 各相談機関の機能と役割について周知が不足していると思われる。

①-3 利用者支援事業の実施

- ・ 平成 26 年 11 月から利用者支援業務員(保育士資格所有者)を子ども家庭課に配置。
- ・ 教育・保育施設や、その他子育て支援施設等の利用案内や子育てに関する相談等に対応した。
- 利用者支援業務員について周知が進んでおらず、窓口での相談内容が認可保育施設等の入所に関するものがほとんどとなっている。

② 情報提供の充実

②-1 子育て情報提供の充実

- ・ 「子育てだより」を発行し、子育てに関する情報提供を行っている。
- ・ 「健康だより」や広報誌については、町内の全戸配布には至っていない。
- ・ 令和元年度から乳幼児健診場で保育士を配置し、教育・保育事業に関する情報提供や育児に関する相談業務を行える体制を確立した。
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業の家庭訪問時に、ファミリーサポートセンターやブックスタート、子育て支援センターの情報提供を行ったほか、必要に応じて教育・保育事業に関する相談窓口を紹介した。
- 業務が多忙になると、乳幼児健診における保育相談が実施できない場合がある。
- 乳児家庭全戸訪問事業で案内する資料が多くなっているが、全戸訪問は 4 か月児までを目安として実施しているため、保護者が必要とする情報が必要な時期に届いていないことも考えられる。

③経済的負担の軽減

③-1 児童手当の給付

- ・ 中学校終了前までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定を支援している。
- 出生・転入時の申請もれが懸念される。
- 現況届の未届により支給差し止めになる方が多い。

③-2 就学、就園に対する減免

- ・ 公立幼稚園の保育料は、保護者の所得に応じた額に設定されたことにより保護者の負担軽減が図られました。また、私立幼稚園の保育料は、幼稚園就園奨励費補助金を交付し、保護者の負担軽減が図られた。
- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、幼稚園就園奨励事業が廃止された。公立幼稚園及び新制度に移行していない私立幼稚園について、幼児教育・保育の無償化制度について、周知が必要になる。

③-3 医療費の助成

- ・ 平成27年度より対象年齢の拡充(中学校卒業まで通院・入院費)を実施した。
- ・ 平成30年度より現物給付方式を導入した。
- 県内で導入した現物給付方式はレセプト併用方式でないため、健康保険(保険者)との調整を担当職員が直接行うこととなり、専門的な知識が必要となる。

③-4 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施

- ・ 低所得世帯(主に生活保護世帯)の子どもに係る、日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を免除した施設に対し、その費用を補助することにより、負担軽減が図られた。
- 対象児童のいる世帯に対し、当該事業の周知が進んでおらず、実績が伸びていない状況となっている。

第4章 子どもと子育て家庭への支援対策

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 支援対策の体系
4. 幼児期の教育・保育提供区域について

第4章 子どもと子育て家庭への支援対策

1. 計画の基本理念

○本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定しており、“子どもの最善の利益”を念頭に置きながら、最終的な到達点としては子どもと子育て家庭の「笑顔」のために、さまざまな支援策を講じる計画であることから、本計画では以下の基本理念を掲げます。

基本理念

笑顔がいっぱい、夢ふくらむまち・北谷

2. 計画の基本目標

本計画では、以下の2つの目標を掲げます。

目標1 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- ・子どもの育ちのために必要な環境を整える
- ・子どもの最善の利益を第一として各種事業等の充実・強化を行う

目標2 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

- ・子を持つ家庭が安心して子育てできるように必要な環境を整える
- ・子を産み、育てることに喜びを感じられるゆとりある暮らしを目指す

3. 支援対策の体系

基本理念

笑顔がいっぱい、夢ふくらむまち・北谷

基本目標1

子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

基本施策

- (1) 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進
 - ① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方
 - ② 教育・保育の質の向上
 - ③ 保幼小連携の推進
 - ④ 幼児教育アドバイザーの配置
 - ⑤ 外国につながる幼児への支援・配慮
- (2) 保育士等の確保の推進
 - ① 保育士等の確保
 - ② 幼稚園教諭の確保
 - ③ 放課後の居場所における人材確保
 - ④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保
- (3) 子どもの居場所づくり
 - ① 放課後の居場所づくり
 - ② 地域における居場所の確保、充実（児童館、地区公民館）
- (4) 子どもと子育て家庭のための保健対策の充実
 - ① 妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援対策
 - ② 子どもの健康支援
 - ③ 食育の推進
 - ④ 望ましい生活習慣の確立
 - ⑤ 子どもの事故防止対策
 - ⑥ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

基本目標2

子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

基本施策

- (1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保
 - ① 0歳児、1歳児の保育の拡充
 - ② 保育所における5歳児保育の拡充
 - ③ 認定こども園の整備
 - ④ 公立幼稚園における複数年保育の実施
 - ⑤ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実
 - ⑥ 認可外保育施設との連携・支援
- (2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
 - ① 地域での子育てネットワークの構築
 - ② 地域子育て支援センターの充実
 - ③ 地域子ども・子育て支援事業の推進
 - ④ 新規参入施設の巡回支援
- (3) 専門的な知識及び技術を要する支援の充実
 - ① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実
 - ② 児童虐待防止対策の充実
 - ③ ひとり親家庭の支援の充実
 - ④ 障害を持つ児童等への適切な対応
 - ⑤ 子どもの貧困対策の充実
- (4) 相談、情報提供の充実
 - ① 相談機能の充実
 - ② 情報提供の充実
 - ③ 経済的負担の軽減

4. 幼児期の教育・保育提供区域について

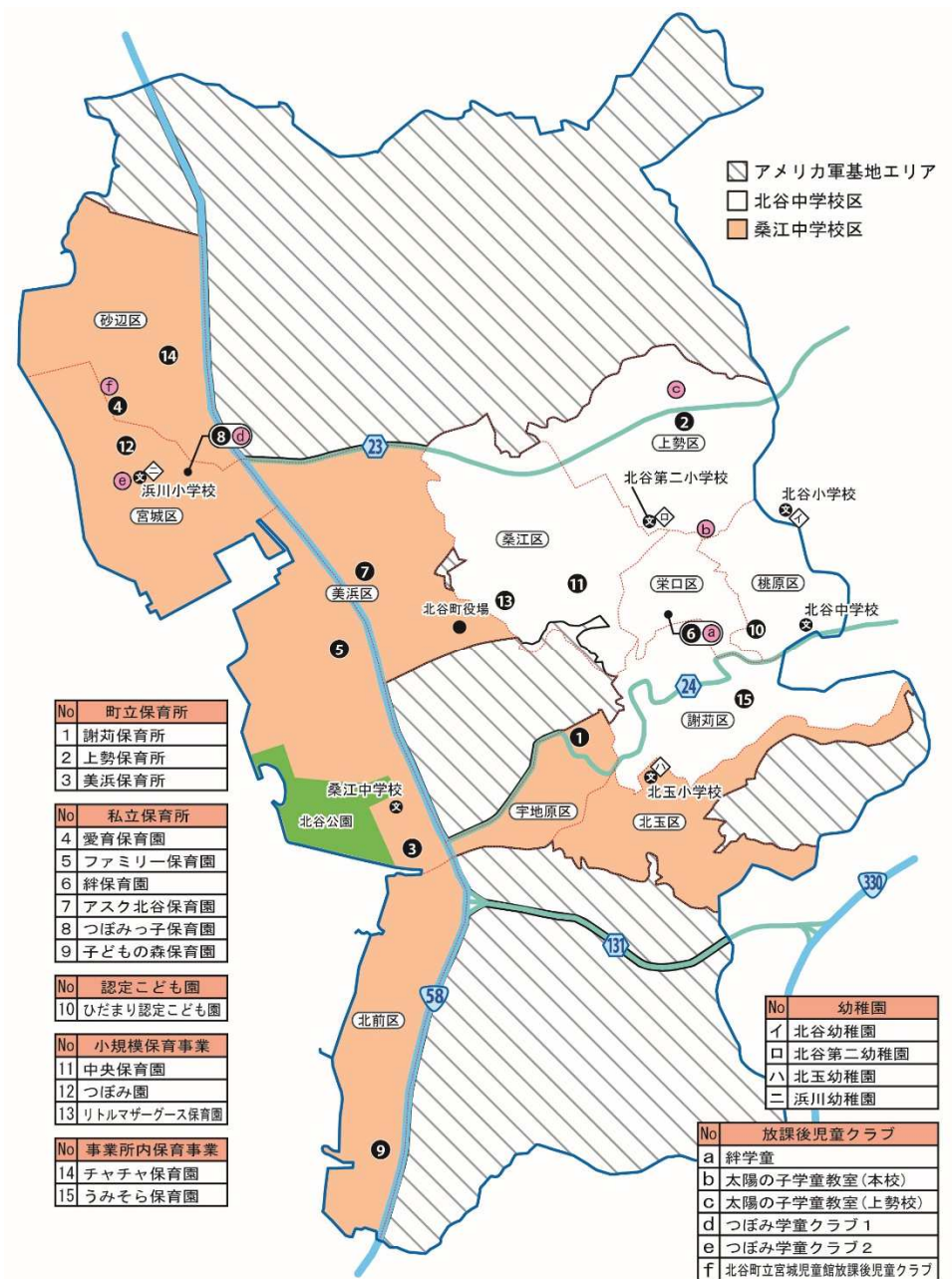
(1) 教育・保育提供区域とは…

○教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、町内を分けし、区域ごとの見込みと、確保方策を本計画では示しています。

○町全体の整備量だけではなく区域別の整備量を定めることにより、地域の実情に応じ、ニーズに対して偏りなく教育・保育施設等を整備するように図ります。

(2) 町の教育・保育提供区域

○本町においては、子どもたちや子育て家庭の日常生活圏として、中学校区を基本とした2区域を教育・保育提供区域として設定します。



第5章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策
2. 地域子ども・子育て支援事業

第5章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

(1) 北谷町全体

◇◇◇ 現状と課題、整備方針 ◇◇◇

【現状と課題】

(公立幼稚園)

- 第1期計画では、3歳児、4歳児からの幼児教育ニーズに対応すべく、複数年保育の実施を掲げており、平成27年度から4歳児の受け入れを順次進め、平成30年度からは町内全園で4・5歳児の複数年保育を実施しております。3歳児からの受け入れについては未実施の状況にあります。また、子育て家庭に占める共働き家庭の割合が7割を超える中、公立幼稚園利用者(または利用希望者)においても保育機能の充実(預かり保育充実)を求める割合が高くなっております。
- 量の見込みにおいても、1号認定での利用ニーズに比べて、“2号認定教育ニーズ”が高くなっております。つまり、共働き家庭の「幼児教育ニーズ+保育機能ニーズ」に対応できる教育・保育施設が必要であり、発達段階の連続性ある教育・保育の実施(3～5歳児での複数年保育)と利用希望者が全て利用できる預かり保育の充実が不可欠となっております。また、幼児期の教育・保育の無償化に伴い、3歳児から預けたいという声(特に1号認定は認可保育所に入れないため、幼稚園や認定こども園が対象となる)への対応も必要です。

(保育所や地域型保育事業)

- 共働き家庭が増加していることに加え、現在働いていない母親でも就労を希望する人が多くなっております。保育所及び認定こども園(2号認定、3号認定)への申し込みは年々増加する一方であり、平成29年4月には第1期計画での量の見込みを上回る申し込み数となっております。
- 第1期計画期間では、毎年度新規整備を行い、受け入れ可能定員を増やしてきました。しかし、平成31年4月時点でも待機児童が存在しており、特に産休や育休明けと関連して、1歳児のニーズがほかの年齢より高く、低年齢児のニーズ対応が課題となっております。また、第1期計画策定時には私立保育所における5歳児保育ニーズも高くなっており、受け皿の拡大を行いました。現在は、町内では0～5歳児の発達の連続性を重視した教育・保育の提供が進められております。

【整備方針】

- 保育ニーズに対しては、低年齢児の受け入れ拡充を図るため、小規模保育事業の新設を行うほか、町内の企業主導型保育施設における地域枠での受け入れも想定して対応します。
- 公立幼稚園については、午後の預かり保育の受け入れ枠拡充により、教育・保育の一体的提供による共働き家庭のニーズへの対応を図ります。また、複数年保育の充実により、3～5歳児の発達の連続性を重視した教育・保育の提供体制を整備します。
さらに、幼児教育無償化の影響も考慮しながら、公立幼稚園のあり方と併せて認定こども園への移行について検討します。

◇◇◇ 必要量の見込みと確保量（町全体）◇◇◇

① 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	168	170	165	160	160
②確保方策	180	180	180	180	180
公立幼稚園	180	180	180	180	180
②-①	12	10	15	20	20

② 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	799	805	784	760	756
2号教育	189	190	185	180	179
2号保育	610	615	599	580	577
②確保方策	845	865	865	865	865
公立保育所	126	126	126	126	126
私立保育所	348	348	348	348	348
公立幼稚園	225	225	225	225	225
認定こども園(私立)	122	122	122	122	122
企業主導型保育事業	24	44	44	44	44
②-①	46	60	81	105	109

③ 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	153	153	154	155	158
②確保方策	153	168	174	174	174
公立保育所	24	24	24	24	24
私立保育所	72	72	72	72	72
認定こども園(私立)	12	12	12	12	12
小規模保育事業	33	33	33	33	33
事業所内保育事業	12	12	12	12	12
企業主導型保育事業	0	15	21	21	21
②-①	0	15	20	19	16

④ 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	478	475	478	479	483
②確保方策	489	499	499	499	499
公立保育所	90	90	90	90	90
私立保育所	220	220	220	220	220
認定こども園(私立)	36	36	36	36	36
小規模保育事業	76	76	76	76	76
事業所内保育事業	37	37	37	37	37
企業主導型保育事業	30	40	40	40	40
②-①	11	24	21	20	16

■量の見込みに対する確保の方策（町全体）

	確保の方策（新規分）	
	教育の量	保育の量
令和 2年度	—	小規模保育事業 3カ所（57人） 企業主導型事業所内保育事業 1カ所（10人）
令和 3年度	—	企業主導型事業所内保育事業 2カ所（10人）
令和 4年度	公立幼稚園3歳児 2カ所（40人） ※5歳児40人減→3歳児の受け入れに移行	—
令和 5年度	—	—
令和 6年度	—	—

(2) 北谷中学校区

◇◇◇ 必要量の見込みと確保量（北谷中学校区）◇◇◇

① 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	61	61	60	59	58
②確保方策	70	70	70	70	70
公立幼稚園	70	70	70	70	70
②-①	9	9	10	11	12

② 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	414	413	401	394	390
2号教育	91	91	88	87	86
2号保育	323	322	313	307	304
②確保方策	402	402	402	402	402
公立保育所	51	51	51	51	51
私立保育所	84	84	84	84	84
公立幼稚園	145	145	145	145	145
認定こども園(私立)	122	122	122	122	122
企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
②-①	-12	-11	1	8	12

③ 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	62	61	62	61	62
②確保方策	66	72	75	75	75
公立保育所	9	9	9	9	9
私立保育所	18	18	18	18	18
認定こども園(私立)	12	12	12	12	12
小規模保育事業	24	24	24	24	24
事業所内保育事業	3	3	3	3	3
企業主導型保育事業	0	6	9	9	9
②-①	4	11	13	14	13

④ 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	230	228	230	230	231
②確保方策	191	196	196	196	196
公立保育所	30	30	30	30	30
私立保育所	48	48	48	48	48
認定こども園(私立)	36	36	36	36	36
小規模保育事業	51	51	51	51	51
事業所内保育事業	16	16	16	16	16
企業主導型保育事業	10	15	15	15	15
②-①	-39	-32	-34	-34	-35

(3) 桑江中学校区

◇◇◇ 必要量の見込みと確保量（桑江中学校区）◇◇◇

① 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	107	109	105	101	102
②確保方策	110	110	110	110	110
公立幼稚園	110	110	110	110	110
②-①	3	1	5	9	8

② 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	385	392	383	366	366
2号教育	98	99	97	93	93
2号保育	287	293	286	273	273
②確保方策	443	463	463	463	463
公立保育所	75	75	75	75	75
私立保育所	264	264	264	264	264
公立幼稚園	80	80	80	80	80
認定こども園(私立)	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業	24	44	44	44	44
②-①	58	71	80	97	97

③ 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	91	92	92	94	96
②確保方策	87	96	99	99	99
公立保育所	15	15	15	15	15
私立保育所	54	54	54	54	54
認定こども園(私立)	0	0	0	0	0
小規模保育事業	9	9	9	9	9
事業所内保育事業	9	9	9	9	9
企業主導型保育事業	0	9	12	12	12
②-①	-4	4	7	5	3

④ 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	248	247	248	249	252
②確保方策	298	303	303	303	303
公立保育所	60	60	60	60	60
私立保育所	172	172	172	172	172
認定こども園(私立)	0	0	0	0	0
小規模保育事業	25	25	25	25	25
事業所内保育事業	21	21	21	21	21
企業主導型保育事業	20	25	25	25	25
②-①	50	56	55	54	51

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

令和2年でも16園すべての園で実施し、令和6年でもすべての園が時間外保育事業の実施を行うよう取り組みます。

時間外保育事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(実人数)		784	786	778	768	770
確保策	実人数	784	786	778	768	770
	施設数	16	19	19	21	21

単位：人、か所

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

各小学校区に公的施設を活用した施設整備を推進し、待機児童の解消を図ります。

放課後児童健全育成事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
見込み		424	417	426	429	432	
確保策	登録児童数	320	400	426	429	432	
	施設数	公的施設利用	1	2	3	4	5
		民間施設利用	5	5	5	5	5
		計	6	7	8	9	10

単位：人、か所

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

対応できる事業展開に向けて実施に向けて検討していきます。

子育て短期支援事業(ショートステイ)

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)		14	14	14	14	14
確保策	延べ人数	0	5	8	10	10
	施設数	0	1	1	1	1

単位：人日、か所

(4) 子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と同じ3か所で行う予定です。

子育て支援拠点事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	11,639	11,590	11,664	11,725	11,848
確保策	3	3	3	3	3

単位：か所

(5) 一時預かり(幼稚園型)

家庭において保育を受けることが困難な幼稚園又は認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児について、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現在実施している公立幼稚園4か所と認定こども園1か所での一時預かりを今後も継続していきます。

一時預かり(幼稚園における2号認定教育ニーズの定期的な利用)

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)		52,212	52,231	50,854	49,278	49,032
確保策	延べ人数	52,212	52,231	50,854	49,278	49,032
	施設数	5	5	5	5	5

単位：人日、か所

(6) 一時預かり(幼稚園型以外)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

公立保育所2か所での一時預かりと、ファミサポでの対応を今後も継続していきます。

一時預かり(保育所等における一時預かり)

			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)			1,925	1,917	1,931	1,943	1,965
確保策	一時預かり	延べ人数	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		施設数	2	2	2	2	2
	ファミサポ		4,300	4,300	4,300	4,300	4,300

単位：人日、か所

(7) 病児・病後児保育

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

現在実施している病院1か所での病児・病後児保育と、ファミサポでの対応を継続していきます。

病児・病後児保育

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み(延べ人数)		597	597	602	602	604
確保策	病児・病後児	延べ人数	400	500	500	500
		施設数	1	1	1	1
	ファミサポ	500	500	500	500	500

単位：人日、か所

(8) ファミリーサポートセンター(就学児)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望とする者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みに対応できるように、おまかせ会員の確保等によりニーズへの対応を図ります。

ファミリーサポートセンター(就学児)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	1,233	1,207	1,224	1,221	1,226
確保策	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900

単位：人日

(9) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育ての支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業による相談員の配置と令和2年度からの母子健康包括支援センター設置により、子育て支援及び母子保健両面での支援を進めます。

利用者支援事業

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み		1	1	1	1	1
確保策	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1

単位：か所

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

現在の実績に基づいて算出された見込について、訪問対応を行います。

乳児家庭全戸訪問事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	312	312	314	317	322
事業実施予定	302	302	306	310	317

単位：人

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育が必要な家庭への訪問支援を行っていきます。

養育支援訪問事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	18	20	22	24	26
事業実施予定	18	20	22	24	26

単位：人

(12) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。(妊娠届出により、母子健康手帳とあわせて妊婦健診受診票を交付し、妊娠期間に14回、医療機関や助産所等で公費による健診が受けられる)

一人当たり14回の妊婦健診補助を今後も継続して実施してまいります。

妊婦健診

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	4,368	4,368	4,396	4,438	4,508
確保策	4,368	4,368	4,396	4,438	4,508

単位：人回

(13) 実費徴収に伴う補足給付事業

保育所等において、低所得世帯(主に生活保護世帯)の子どもに係る、日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を免除した場合、その費用を施設に対して補助する事業です。

対象者への周知を強化し、事業を推進します。

実費徴収に伴う補足給付事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	10	10	10	10	10
確保策	10	10	10	10	10

単位：人

(14) 多様な主体の参入促進事業

新規参入施設等に対して保育所OB等、事業経験のある者を派遣して、巡回支援を行う事業です。本町においては公立保育所のOBを派遣して事業を実施しております。今後も新規施設の開所や既存施設の要望等に応じて事業実施していきます。

多様な主体の参入促進事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	8	8	4	4	4
確保策	8	8	4	4	4

単位：か所

(15) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。町民へ周知を図る取り組みをすることで、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につなげます。

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	1	1	1	1	1
確保策	1	1	1	1	1

単位：か所

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

- 基本目標1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
基本目標2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

第6章 子どもと子育て家庭への支援対策

基本目標 1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方

【現状】

第1期計画では、私立保育所1か所が平成27年度より認定こども園に移行しており、町内には1か所整備されている状況にあります。計画予定か所数の整備には至っておりませんが、町としては認定こども園設置推進の前に、待機児童の解消を行う必要があり、保育量の拡充を推進してきました。

子育て家庭においては共働きの占める割合が上昇する一方であり、ニーズ調査でも今後働きたいとする母親の割合は80%を超える状況にあります。このような中で、公立幼稚園においては午後の預かり保育の利用率が上がっており、幼児教育のみならず保育機能も求められています。

また、小規模保育事業等の整備を進めていくに当たり、連携施設の確保が必要となってきます。

【今後の取組み】

公立幼稚園での園児数の推移、複数年保育の評価、検証及び、保育ニーズの分析を行い、幼児教育無償化の影響も考慮しながら、公立幼稚園のあり方と併せて認定こども園への移行を検討していきます。

② 教育・保育の質の向上

【現状】

子育て家庭の保育ニーズに対応する受け入れ体制の整備とともに、教育・保育の質の確保も併せて進める必要があります。子どもの最大の利益を保障するため、教育・保育の質の確保・向上は町が責任をもって取り組まなくてはなりません。現在は、各園での園内研修を実施しているほか、町内の認可保育施設及び認可外保育施設の保育従事者等を対象にアレルギー対応、障がい児対応等の研修を実施しております。また新規参入施設への巡回支援も取り入れております。

【今後の取組み】

教育・保育の質の確保のために、職員研修、巡回支援を引き続き実施します。

③保幼小連携の推進

③-1 教育・保育機関の連携強化

【現状】

町内の各教育・保育施設等の連携については、副園長や所長会議による情報共有のほか、幼保こ小会議及び研修会、幼稚園の申し送り、幼稚園との交流会、小学校とのお招き会を実施しております。

幼保の共通理解及び小学校とのつながりの機会を増やすなど、子どもがスムーズに小学校に移行していくための取り組みが課題となっております。

【今後の取組み】

幼保こ小連携会議の開催・充実とともに、新たに小学校区単位で幼稚園、保育所、小学校、関係機関等の合同研修会や情報交換会を実施することにより、教育・保育施設等及び小学校がつながりを持つ機会を増やし、小学校区のアプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの共有など、幼保こ小の共通理解と教育・保育の充実に努めます。

③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な移行支援

【現状】

幼保こ小連携において、合同研修会や情報交換会を開催しております。町内の認可保育所においては、教育・保育施設の園児と小学生との交流会(保護者同伴)や保育所児童保育要録による引継及び情報共有を行っております。

保育所・幼稚園等と小学校の職員との交流や研修の場を増やし、さらに相互理解を充実させ、円滑な移行支援を行う必要があります。教育・保育課程の工夫等も研修をとおしてさらに学習を深め、移行支援に繋げていく事が重要です。

【今後の取組み】

遊びをとおして学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、保育所・幼稚園等と小学校との職員の交流や研修、情報交換など相互理解の場の確保、保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録等の確実な引継と情報共有等を進めます。また、教育・保育施設の園児と小学生との交流活動、教育・保育課程の工夫等も実施を検討します。

③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

【現状】

0～2歳児を受け入れる地域型保育事業は、町内に5施設整備されております。3歳からの教育・保育を担う連携施設は全園で確保しております。

現時点においては全ての施設が連携施設を確保できておりますが、今後の低年齢児の受皿確保のため、地域型保育事業の整備を進めると、新たな施設は連携施設を確保できない可能性も見込まれます。

【今後の取り組み】

地域型保育事業の連携施設確保については、地域型保育を実施する事業者が確保することとされていますが、町も地域型保育利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できるように、地域の公立保育所、認可保育所、幼稚園の状況把握と協力依頼を行ってまいります。

また、既存施設の定員見直し等による3歳以上児の受皿確保を図ります。

④幼児教育アドバイザーの配置

【現状】

(第2期計画策定に当たり、国より新たに盛り込むものとして示されている項目)

【今後の取り組み】

教育・保育の質の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、町内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行うアドバイザーの設置を検討します。

⑤外国につながる幼児への支援・配慮

【現状】

(第2期計画策定に当たり、国より新たに盛り込むものとして示されている項目)

【今後の取り組み】

教育・保育施設において、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる子どもについて、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。また、保育所や地域型保育事業所に対して、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮に努めるよう促します。

また、多言語に対応できるような(通訳アプリ等の導入等)受け入れ態勢の工夫を図ります。

(2) 保育士等の確保の推進

① 保育士等の確保

【現状】

全国的に保育士不足が問題となっており、町においても同様の状況にあります。保育士の処遇改善のために、町では、「保育士年休取得等支援事業」や「北谷町認可保育所運営費補助金(職員処遇改善費の補助)」、「保育士宿舍借り上げ支援事業」等を実施してきました。また、保育士合同就職説明会や保育士試験受験者支援事業、子育て支援員研修も実施しておりますが、取り組みによっては効果が上がるように改善が必要なものもあります。

【今後の取組み】

これまで実施してきた保育士確保のための施策を継続し町内の保育所に所属する保育士の離職防止、定着化を図ります。また、保育士不足の打破を図ることを目的に、町内の私立の認可保育施設に対して保育士への手当を補助する「北谷町保育士確保対策緊急補助事業(仮称)」を新たに実施し、北谷町に保育士が流入する仕組みを構築します。

そのほか、保育士合同就職説明会、保育士試験受験者への支援などにより、保育士の確保に努めます。

② 幼稚園教諭の確保

【現状】

保育士と同様に幼稚園教諭についても確保が難しい状況となっているため、処遇改善や業務の負担軽減を図るなど、幼稚園教諭が定着するよう、対応策を検討する必要があります。入園案内を早めに行いながら、幼稚園教諭の募集も早めに対応するなど検討が必要です。

預かり保育利用希望者や特別な支援を要する幼児の入園が増えており、預かり保育担当教諭や特別支援教育加配教諭の確保が課題となっております。

【今後の取組み】

幼児教育の向上を図るため、幼稚園教諭の確保に努めるとともに、職務内容の負担軽減を図るなど幼稚園教諭が継続的に雇用できるよう努めます。

③ 放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童支援員の確保

【現状】

放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の確保は、各放課後児童クラブで実施しております。放課後児童クラブでも支援員の確保や定着が課題となっており、人材確保に向けた取り組みが必要となっております。放課後児童支援員の資格取得に向けて、沖縄県主催の認定資格研修を、町内各クラブへ周知し参加を促進しております。また、民間の放課後児童クラブに対しては支援

員の処遇改善に係る費用の補助を行っており、各クラブにおいて継続的な給与等の改善が図られております。

【今後の取組み】

放課後児童支援員資格取得に必要な研修等への参加を促しながら、町内の放課後児童クラブと連携し、放課後児童支援員の確保に努めます。また、民間の放課後児童クラブ対しては処遇改善費の補助を継続して実施します。

③-2 地域人材の確保

【現状】

小学校で実施されている放課後子ども教室においては、地域のボランティア協力が得られており、保護者や地域の方々が、これまで培った技能や経験を活かして活動しております。(協働活動支援員・協働活動サポーター)

放課後子ども教室は、ボランティア等の協力のもとに実施可能な事業であり、今後も理解を得ながら継続して人材を確保する必要があります。

【今後の取組み】

放課後子ども教室等を支援するボランティアの確保のために、広報ちやたんやホームページ等を利用して周知や地域ボランティアの募集を行うとともに、各実施校でボランティア募集の周知を行います。

④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

【現状】

北谷町では嘉手納町、北中城村の3町村合同でファミリーサポートセンター事業を実施しています。子どもを預かってほしい「おねがい会員」と比較して、支援者側である「まかせて会員」及び「どっちも会員」の人数が少なくなっております。

年2回のサポーター養成講座の実施やポスター掲示や横幕設置などによる周知も行っております。支援者(まかせて会員)の確保が課題となっております。

【今後の取組み】

ファミリーサポートセンターの「まかせて会員」の増加を図るため、引き続き、サポーター養成講座を実施します。

(3) 子どもの居場所づくり

①放課後の居場所づくり

①-1 新・放課後子ども総合プランの推進

【現状】

国は「新・放課後子ども総合プラン」の中で、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型または連携型での実施を推進しております。これは余裕教室の活用と、学校敷地内に設置されている放課後児童クラブの取り組みを一体的または連携して実施することが主な内容ですが、本町においては現在、学校敷地内への放課後児童クラブは未整備となっており、一体型または連携型での実施は行われておりません。実施に当たっては、放課後児童クラブと放課後子ども教室との担当者間での連携が不可欠であり、そのため、新・放課後子ども総合プランの「運営委員会」の実施等が必要です。

【今後の取組み】

新・放課後子ども総合プランの運営委員会により、担当部局間の連携を図り、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型(または連携型)での実施を推進します。一体型(または連携型)での実施に当たっては、学校敷地内に放課後児童クラブがある小学校でモデル的に行うように検討します。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の担当者間の交流・連携・共通理解を図り、相互の構成員や地域関係者との共通理解、情報共有を行い新・放課後子ども総合プランの推進に努めます。

その他の小学校においても、小学校の近隣児童館等で放課後児童クラブの実施に伴い連携を図るように努めます。

【国の指針に基づいた取組み(予定)】

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局による具体的な連携に関する方策

- ・行政関係者、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室を含む地域学校協働活動関係者、学校運営協議会関係者、地域住民等を構成員とする「新・放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置し、事業の実施に関する検討や共通理解、情報共有等を行い、相互連携を図る。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的型又は連携型による実施に関する具体的な方策

- ・同一の小学校内等で両事業を実施することにより、放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう連携を図る。
- ・小学校で実施する放課後子ども教室に近隣の放課後児童クラブも参加しプログラムを受けられるよう連携を図る。

○小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

- ・多目的教室や音楽教室等を活用し、放課後児童クラブと連携した放課後子ども教室を行う。
- ・夏休み等の長期休業日も学校施設を活用し、切れ目のない子ども教室の実施を図る。

○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一体型の目標値	0ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	3ヶ所	4ヶ所

①-2 放課後児童健全育成事業の推進

【現状】

本町は放課後児童クラブのニーズに対応すべく、平成28年度に新規クラブ2カ所を開設し、量的拡充を行いました。しかし、公的施設を活用した放課後児童クラブの整備が進んでいない状況にあり、今後もニーズへの対応が必要となっております。

資質向上の面については、町主催の放課後児童支援員等資質向上研修の受講を促し、積極的な研修参加を呼び掛けて資質向上を図っております。

【今後の取組み】

共働き家庭の小学生の放課後の居場所を確保するため各小学校区へ公的施設を活用した放課後児童クラブの整備を行います。また、子どもたちが安全・安心で楽しく過ごせるよう、職員の資質向上を図ります。このため、県の主催する研修等の案内を行います。困り感のある児童の状況を把握するため、小学校と放課後児童クラブの連携体制を構築します。

①-3 放課後子ども教室の充実

【現状】

放課後子ども教室は、小学生が放課後等に安全・安心で健やかな居場所づくりを推進するものであり、学校の余裕教室等を活用し実施しております。本町では平成29年度より地域学校協働活動推進事業運営委員会を開催しております。放課後子ども教室は各小学校で開催されており、その他、ちゃたんニライセンターでのしまくとうぼこども教室も行っております。今後も、継続して実施していけるように人材の確保などに努める必要があります。

【今後の取組み】

地域学校協働活動推進事業運営委員会と連携を図り、町内各小学校やニライセンター等で実施している放課後子ども教室の充実と継続的な実施に努めます。また、教室を実施出来るボランティアの確保に努めます。

○放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども教室目標値	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所

※各小学校とニライセンターで実施し、放課後児童クラブと連携

②地域における居場所の確保、充実（児童館、地区公民館）

②-1 児童館の充実

【現状】

北玉児童館、上勢桑江児童館、宮城児童館の3施設が子どもの居場所づくりとして利用されております。対象児童は18歳未満の全ての児童で、運動遊び、イベント、季節にあった制作活動、食育活動、地域交流などを実施しております。子どもが主体となった児童館運営を実施することにより、役割を最後までやり遂げる達成感・自信・子どもリーダー育成につながっております。

子ども達が安心・安全で楽しく過ごせるよう職員の資質向上、人材確保が必要です。

【今後の取組み】

子どもたちの放課後が安全に過ごせるよう児童館の安全管理に努めます。

職員の資質向上、処遇改善、確保など、人材の面での充実にも努めます。

国のガイドラインに則り、次の活動に取り組みます。

- ①遊びによる子どもの育成
- ②子どもの居場所の提供
- ③子どもが意見を述べる場の提供
- ④配慮を要する子どもへの対応
- ⑤子育て支援の実施
- ⑥地域の健全育成の環境づくり
- ⑦ボランティア等の育成と活動支援
- ⑧放課後児童クラブの実施と連携

②-2 多様な居場所づくり

【現状】

現在は小学生の放課後の居場所として放課後児童クラブと各小学校及びちゃたんニライセンターでの放課後子ども教室があります。

また、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない中学生を対象に学習支援を行う地域未来塾、いじめや不登校、怠学、非行、家庭問題等、子どもとその保護者が抱える様々な悩みについて相談支援、学習支援等を行う青少年支援センターなどがあります。

保護者からは地域で安心して過ごすことができる場の確保が望まれており、放課後の居場所づくりが必要となっております。

【今後の取組み】

新・放課後子どもプラン運営委員会において、地域における子どもの放課後の居場所について、児童館、公民館等の地域の社会資源や人材を活用しながら、対策の検討と実施に努めます。

(4)子どもと子育て家庭のための保健対策の充実

①妊産婦・乳幼児への切れ目ない支援対策

①-1 母子健康包括支援センターの設置

【現状】

母子保健の取り組みについては、乳幼児健診や相談、予防接種など、様々な施策を行っております。それぞれの取り組みは連携し、母子の健康保持や気になる子の把握と事後フォロー、関係機関などの連携を行ってきましたが、今後は「妊娠期からの切れ目ない支援」として、妊娠期から子どもの成長に沿って支援をつないでいく拠点機能が求められております。沖縄県では、各市町村でこのセンターを整備するように促しております。

【今後の取組み】

令和2年4月から北谷町保健相談センター内に「母子健康包括支援センター」を設置し、産前・産後を通じて妊産婦への必要な支援や、その後の母子への支援が途切れることなくつなぐ連携体制を構築します。

①-2 母親の健康支援、育児支援

【現状】

母子(親子)健康手帳の交付後、母親の健康管理や育児のための支援として、妊婦健診及び産婦健診受診費用の補助、両親学級、妊産婦・新生児訪問、未熟児訪問指導、育児学級、離乳食実習、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などを行っております。

【今後の取組み】

妊娠中から子育て期にわたる母親の健康支援や育児支援の充実を図るため体制を強化し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応により、産前・産後も安心して子育てができるように推進します。

②子どもの健康支援

②-1 予防接種率の向上

【現状】

個別通知や広報誌、町ホームページ等により予防接種の必要性を呼びかけるとともに、接種率向上を図る取り組みとして、再通知や各健康診査時における指導、保健師による訪問指導や来所相談の際に接種勧奨を行っております。また、定期予防接種及び行政措置予防接種については、無料で予防接種を受けられるよう費用助成を行っております。

【今後の取組み】

予防接種の大切さや定期予防接種及び行政措置予防接種の費用助成等について周知・広報を行い、接種率の向上を図ります。

②-2 乳幼児健診および未受診対策の充実

【現状】

健診については、乳児一般健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しております。保育所の協力により平成29年度以降3歳児健診の受診率が向上しております。

健診の場に保健師、心理士、栄養士、助産師、視能訓練士などを配置することで、相談支援体制の充実を図ってきました。令和元年度からは保育士を配置し、育児に関する相談だけでなく、保育所入所についての相談も行える体制を確立しております。

健診結果から支援が必要な世帯については、保健師による個別支援を行い、必要時に育ちの支援センターいっぽの心理士による発達検査や健診事後教室(ぞうさんくらぶ)へとつなげております。

【今後の取組み】

今後も受診率の向上のために、健診の内容や大切さを啓発していきます。

健診の場に保健師、栄養士、助産師、保育士などを配置することで、相談支援体制の充実を図ります。また、適切に継続支援が必要な親子を把握し支援できるよう、問診内容やフォローの基準、支援の方法を検討します。

未受診対策においては、対象家庭への訪問だけでなく、保育施設と連携した受診勧奨を今後も行っていきます。

②-3 歯の健康の推進

【現状】

乳児健診において、歯科衛生士による歯科相談を実施しております。乳児後期に限らず、乳児前期の保護者へも相談を促し、指導・助言しております。(年12回実施/一般健診に併設)

また、2歳児歯科健診を年6回実施しております。2歳児歯科健診受診票に児の発達面や子育て、栄養、生活習慣に関する質問項目を設け、会場にて保健指導や栄養相談、心理士相談を実施しております。平成30年度ははしかの流行により健診を中止した月があり、平成27年度と比較して受診率は低下しております(H27 65.9%→H30 64.4%)。

【今後の取組み】

子どもの頃から歯の健康を推進するとともに、歯の健康に関する周知広報及び受診勧奨による受診率向上を図ります。

乳児一般健康診査(後期)における9~10か月児の保護者を対象とした歯みがき相談について、今後も乳児期から発達段階に応じて指導・助言をしながら、継続した取り組みを実施していきます。

③食育の推進

③-1 栄養、食育に関する情報提供の充実

【現状】

食育の面については、すこやか健康・栄養相談を実施しているほか、食生活改善推進員による栄養教室、食育活動に関する情報提供を行っております。また、健診 BOOK の活用(H31 より)、離乳食サンプルの活用(H31 より)、育児学級の案内チラシの活用(H29 より)などを実施しております。さらに、WEBサイトに離乳食や保育所献立のレシピ掲載(H29 より)するなど、様々な手法で情報提供を行っております。

栄養相談等の窓口の情報提供や、健診の機会に相談してもらうなど、相談方法の情報提供方法について今後も検討していく必要があります。

【今後の取組み】

乳幼児健診や個別相談等を通じた乳幼児期に必要な栄養と離乳食等に関する正しい知識の普及、WEBサイト等を活用しての離乳食や幼児食に関する情報提供等を推進します。

③-2 保育所における食育の推進

【現状】

保育所では、園だより等で食育の情報を発信しているほか、園児による季節の野菜の栽培・収穫の実施、収穫した野菜を給食食材に加える等の取り組みを行っております。また、保護者懇談会において、栄養や食事の大切さ、親子で食べることの大切さを伝えております。

【今後の取組み】

子どもの発達段階に応じた食育を推進し、保育所等の児童福祉施設を対象とした食育に関する研修会を実施するなど、食育に関する支援を図ります。公立保育所においては年間食育計画に基づき、野菜の栽培や収穫、調理体験等の活動を実施します。

③-3 学校における食育の推進

【現状】

食育年間指導計画に基づいた実践、毎月19日「食育の日」の実施、栄養職員・栄養教諭との連携、食育授業の実施、体験給食会の実施等の取り組みを行っております。

【今後の取り組み】

公立幼稚園では、令和2年度より全園児に対し学校給食を提供します。給食指導を通して、食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持つことで、食の大切さに気づき、進んで食べようとする気持ちを育てます。

小中学校においては、食育指導をより効果的に実施するため、学校における食育年間指導計画について、給食センター栄養職員、栄養教諭及び食生活改善推進員が参画し計画していきます。その計画を基に、取り組みの充実を図ります。

また、今後も給食の廃棄量調査や、給食センターの栄養士による食の大切さや命の大切さなどについて講話を行います。

④望ましい生活習慣の確立

【現状】

子どもの頃から規則正しい生活習慣を身につけることは子どもの健康保持だけではなく、大人になってからの健康にも影響を与えます。乳幼児期においては健康診査や育児学級の間を活用し、正しい生活リズムについての指導や情報提供を行っております。

【今後の取り組み】

子どもの望ましい生活習慣を確立するため、今後も乳幼児健診等の母子保健事業や、教育委員会における家庭教育支援事業を通じた啓発や情報提供を行います。

また、「早寝、早起き、朝ご飯」の大切さを伝えるなど朝食の必要性について啓発広報に努めます。

⑤子どもの事故防止対策

【現状】

すくすくスクール2では、救急救命士による事故予防と応急手当の実践を行い、予防方法と事故等が起こった際の適切な対処・対応について学んでおります。

「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」による家庭訪問の際に乳幼児揺さぶられ症候群についてのリーフレットを配布し予防を啓発しております。

事業に参加できない保護者への周知も図る必要があります。

【今後の取組み】

「乳児家庭全戸訪問事業」による各家庭訪問や育児学級等における子どもの事故予防の普及啓発を今後も継続して行います。

また、子育て世代が活用しやすい周知媒体の工夫に引き続き取り組みます。

⑥学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

⑥-1 幼い頃からの一貫した性に関する指導の推進

【現状】

性に関する正しい知識の普及・啓発には、学校の授業における性教育だけではなく、子どもの発達段階に応じた涵養(無理をしないでゆっくりと養い育てること)が必要です。

小中学校では、母子保健部署の主導による発達段階に応じた思春期教育を行っており、小学3年生の「誕生学アドバイザーによる誕生学講話」、小学5年生の「ふれあい体験学習促進事業(妊娠シミュレーターによる妊婦体験、赤ちゃん人形抱っこ体験)、中学3年生の「助産師による思春期の性と生についての講話」などを行ってきましたが、学習指導要領との整合性や、授業日数確保の課題があり、今後は、学校保健の中での位置づけが求められております。

【今後の取組み】

母子保健部署による中学3年生対象の思春期講演会を今後も継続して実施します。

また、小学生を対象とした事業については、学校が主体となって、関係機関と連携を図りながら取り組みます。

⑥-2 未成年に対する飲酒・喫煙防止教育および青少年に対する薬物乱用防止教育の推進

【現状】

飲酒、喫煙及び薬物乱用による心身、人間関係に及ぼす悪影響についての理解を深め、正しい判断・行動がとれるよう意識を高める内容を町内各小中学校で年1回の講演を行っております。

【今後の取組み】

小中学校において、沖縄警察署や校医等と連携し実施している飲酒、喫煙、薬物乱用防止教室の内容の充実を図ります。

基本目標 2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

(1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保

① 0 歳児、1 歳児の保育の拡充

【現状】

待機児童の状況を見ると、産休や育休明けと関連して、0 歳児の年度途中における入所希望や、1 歳児の保育ニーズがほかの年齢より高くなっております。これまで、低年齢児の受入に特化した地域型保育事業の整備を図るなど、待機児童解消に努めてきましたが、保育ニーズへのさらなる対応が必要となっております。

【今後の取組み】

ニーズ調査で把握された潜在的ニーズに基づいて、小規模保育事業等を整備することにより、0～1 歳児の保育の拡充を行い、預けたい時にいつでも預けられる環境の整備を図ります。

② 保育所における 5 歳児保育の拡充

【現状】

5 歳児の保育ニーズが高まる中、保育所においては受皿の拡大により計画期間中は各年度の 4 月 1 日時点において 5 歳児の待機児童は発生しませんでした。

【今後の取組み】

保育所における 5 歳児の受け入れを継続し、0～5 歳児の連続した教育・保育の提供を図ります。

③ 認定こども園の整備

【現状】

平成 27 年度に私立保育所 1 か所が認定こども園に移行し、教育・保育の受皿が拡大されました。公立幼稚園利用者では共働き家庭が多くなっており、保護者のニーズを見ると、幼稚園機能とともに、保育機能の充実が求められております。

【今後の取組み】

保護者の就労の有無にかかわらず、幼児期の教育・保育を一体的に提供する認定こども園の整備を推進します。

公立幼稚園についても、共働き家庭が多く保育機能の充実が求められていることから、認定こども園への移行も含めて、そのあり方を検討します。

④公立幼稚園における複数年保育の実施

【現状】

公立幼稚園では、4歳児からの受け入れを、平成27年度1園、28年度1園実施し、平成30年度からは全園4・5歳児の複数年保育を実施しております。

4歳児については入園者数が伸びていない状況です。幼児教育への関心が高い中で、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズにも応えるため、午後の預かり保育の受け入れ体制強化が必要となっております。

沖縄県教育委員会が、県内各市町村に対し、公立幼稚園での3年保育の教育的効果や、その重要性に係る周知を行っており、町幼児教育政策プログラムの策定が求められております。

【今後の取組み】

公立幼稚園における複数年保育について、現在の4歳からの受け入れを継続し、複数年保育による連続した教育・保育の確保を進めます。

また、3歳児からの受け入れについては、各園の実態を踏まえ、新たに5歳児の定員制を導入を検討する等、3歳児教育の実施に向けて取り組みます。

⑤公立幼稚園における一時預かり事業の充実

【現状】

共働き世帯の増加に伴い、幼稚園においても保育機能の充実が求められております。本町においては、入園申込期間中に公立幼稚園の一時預かりの申込があった幼児については、すべて受け入れを行っており、平成31年度からは給食提供回数を増やし、保護者の負担軽減を図ってきました。

また、これまで、卒園式後の春休み期間の受け入れを行い、共働き家庭の保育ニーズに対応してきましたが、入園式前(4月1日から4月8日)の預かり保育受入れを希望する声も見られます。

共働き家庭でも公立幼稚園を利用しやすいように、受け入れ体制の充実を図る必要があります。

【今後の取組み】

公立幼稚園では、幼稚園型の一時的預かりの受け入れを拡充し、利用ニーズに対応します。また、現在は春休み期間の受け入れも実施しておりますが、入園式前の預かり受け入れについても検討し、公立幼稚園が共働き家庭にとって利用しやすい場となるように努めます。

預かり保育利用者の増加に伴う、担当職員の確保や安全面での施設設備の充実など、受け入れ体制の充実を図ります。

⑥認可外保育施設との連携・支援

【現状】

沖縄県の新すこやか保育事業等を活用し、町内の認可外保育施設への現物支給(牛乳、児童健康診断など)及び補助金交付(給食費など)を行っております。

認可外保育施設について、設置・運営の届出対象施設の把握に努め、未届の場合は届出についての指導を行っております。

【今後の取組み】

今後とも沖縄県の新すこやか保育事業等を活用し、町内の認可外保育施設に対する支援を行います。

認可外保育施設について、設置・運営の届出対象施設の把握に努め、未届の場合は届出についての指導を継続して実施します。

また、幼児教育・保育無償化の対象となっている施設については市町村による指導監査が必要となっております。無償化事務の実施方法や、施設等の運営に関する基準の遵守等についてチェック体制を確立します。

(2)子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

①地域での子育てネットワークの構築

【現状】

保育所、認可外保育施設、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室といった関係機関及び子ども会、PTA、民生委員・児童委員などの関係団体は、それぞれが子どもの育成や子育て支援に取り組んでおりますが、横の連携はまだ不十分な状況にあります。

【今後の取組み】

子どもの育ちを考え、支えていくための連携の充実・強化を図ります。

地域の子どもの状況について乳幼児、学童期、青少年期を一連に把握し、各関係機関や団体での対応や連携について考え、町の各組織が一体となって子育て支援の方向性を見据え、また活動も単独ではなく一緒になって取り組む体制の確立を推進します。

②地域子育て支援センターの充実

【現状】

地域子育て支援センターは、町内の3保育所で実施されており、子育て家庭の育児相談、情報提供、親子での遊びの場、保護者同士の交流の場となっております。1施設においては保育士不足のために専任の保育士を配置できていない状況となっております。

町民への周知拡大のために、支援センターでの取り組みを、子育て世代に親しみのあるあらゆる媒体を活用し、より広く広報するなど検討が必要です。

【今後の取組み】

子育て相談の核である子育て支援センターの更なる充実を図り、地域の子育て支援の向上に努めます。子育て支援センターの職員の質の向上を図り、一人ひとりのニーズに対応した相談や情報提供などが円滑に行えるように努めます。

子育て支援センターが地域における仲間づくりや遊び・交流の場となっていることの周知・広報を一層拡充し、子育て家庭の孤立化予防や不安解消に努めます。

③地域子ども・子育て支援事業の推進

【現状】

子ども・子育て支援制度においては、幼稚園や保育所等の利用に関する「教育・保育事業」とともに、地域の子育て支援として「地域子ども・子育て支援事業」があり、本町においては延長保育や放課後児童クラブ、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターなどを実施しております。その中で、放課後児童クラブについては、量的拡充によりニーズへの更なる対応が必要となっており、一時預かり事業については人員(保育士)不足が見られるなど、各事業における課題があります。

利用状況やニーズ及び潜在的な利用ニーズを踏まえるなど、本町の実態を勘案しながら、事業を進めていく必要があります。

【今後の取組み】

教育・保育施設のみならず、地域に暮らす全ての子育て世帯の支援を図るため、新制度に示されている「地域子ども・子育て支援事業」内の各種事業について、ニーズ調査や利用状況に基づいた見込量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。

④新規参入施設の巡回支援

【現状】

新たに認可・認定を取得、または取得を予定している事業者に対し、必要に応じて巡回支援員を派遣し、事業運営や事業の実施に関する相談・助言などを行う巡回支援を行っております。経験豊富な保育士からの指導・助言等により、安心安全な保育を実施するための相談先となっております。

巡回相談員2名で実施していますが、保育所巡回から報告書作成等で業務が多くなっており、相談員の負担が大きい状況にあります。

【今後の取組み】

今後も、新規参入施設へ支援員を派遣するなど巡回支援を行っていきます。また、巡回相談員の人材確保に取り組み、業務負担軽減のための報告書類の簡素化等を検討します。

(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

①育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実

【現状】

乳幼児健診では、保健師による問診や育児相談、小児科医の診察、心理士による育ちの相談を通して、発達の偏りなどによる親の育てにくさのサインに早期に気づき、適切な支援を行うよう努めております。

町では、療育グループ(親子参加型の保育)や特別支援保育交流会、育ちの支援センター「いっぽ」利用者交流会、保護者向け講演会などの機会を設け、気になる子や発達障がい等で育てにくさを感じる親への支援を行っております。

支援の一つとして、「ペアレントトレーニング」を実施しております。トレーニングの終了後には、「子育て不安の軽減に繋がった」との声もあり、成果が上がっております。ペアレントトレーニングの周知を行い、参加促進に努める必要があります。

【今後の取組み】

これまでの取り組みを継続するとともに、職員の研修等による資質向上により知識・技術を高め、親子発達支援の内容を充実していくように努めます。

ペアレントトレーニングの周知・広報について、ホームページや広報誌での周知のほか、3歳児健診の場や認可保育所、認可外保育施設、母子保健推進員の協力も得ながら周知を図ります。

②児童虐待防止対策の充実

②-1 児童虐待防止の推進

【現状】

児童虐待防止月間に、パネル掲示及び各機関へのポスター掲示により町民への啓発を図っております。また、子育て支援パンフレットやチラシを作成・配布し、子育て相談窓口の周知を図っております。

児童虐待は主なものとして「ネグレクト」、「心理的虐待」、「身体的虐待」、「性的虐待」があり、虐待による死亡事例も報道で取り上げられるなど社会問題化しております。本町においても、泣き声通報や学校等関係機関からの早期の段階での相談・通告が増えており、事態が深刻化する前の介入を行っております。また、妊娠届出時のアンケート等から支援が必要と認められる妊婦に対し、子ども家庭課(児童相談)および保健衛生課(地区担当保健師)と連携して個別支援を実施しております。

特定妊婦および要保護児童等の相談・支援体制の仕組みを強化する必要があります。

また、児童福祉法が改正され、しつけによる親の体罰の禁止が明確に謳われたことにより、今後は「体罰によらない子育て」の普及啓発が求められております。

【今後の取組み】

児童虐待防止についてのポスターの掲示、チラシの配布、パネル展等を今後も継続し、広く町民へ児童虐待防止の啓発を図るとともに、虐待通告への早期対応と虐待の未然防止に努めます。

妊娠期からの切れ目ない支援を実施するため、妊娠期からの相談しやすい体制を整備とともに、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診及び乳幼児健診未受診対策を強化し、こどもと家庭の状況を把握する機会を設け、虐待の早期発見や特定妊婦の把握を行います。

児童虐待における相談が複雑・多様化していることから、令和4年度までに、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、家庭の実態把握から相談、専門機関へのつなぎなどの機能強化を図ります。

「体罰によらない子育ての推進」のため、保護者や地域に対してしつけによる体罰の禁止等の啓発に努めます。

②-2 養育支援訪問事業

【現状】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問による養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っております。平成30年度からは、全利用者へ個別支援計画を作成し、個別性に対応した支援を行っております。

保護者が不適切な養育に気づき、より良い養育方法の実践につながるような支援体制が求められております。

【今後の取組み】

現在の取り組みを継続するとともに、母子健康包括支援センターをはじめ、他事業や他職種との連携を図りながら、要支援者の把握に努めます。

②-3 要保護児童対策地域協議会の機能強化

【現状】

町の要保護児童対策地域協議会において、福祉・保健・教育・児童相談所・警察署等が参加する各種会議を開催しており、要保護児童等の適切な支援を図るため、関係機関との情報共有および連携・支援を行っております。関係機関向け研修会を実施するなど、資質向上にも努めています。関係機関の役割の整理や連携強化が必要です。

【今後の取組み】

要保護児童対策地域協議会における代表者会議、実務者会議(ケース進行管理含む)、個別ケース検討会議の充実を図り、支援が円滑に進むよう関係機関との連携に努めます。

また、保育所等が支援の必要な子どもを発見して関係機関と連携する必要があるため、虐待を発見するポイント・発見後の対応方法などの研修等に取り組みます。

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」(地域子ども・子育て支援事業内)を活用し、地域ネットワーク構成員(関係機関)の連携強化や専門性向上を図る取り組みを実施し、要保護児童対策の強化を図ります。

③ひとり親家庭の支援の充実

③-1 相談支援、実態把握

【現状】

ひとり親家庭に関する相談に応じ、必要に応じて女性相談所や福祉保健所等、関係機関の紹介等を行っております。また、ハローワークやゆいはあと等の支援機関と連携し、ひとり親が多く来庁する児童扶養手当の現況届の期間である8月に、就労支援に関する窓口を本庁に設置しております。

【今後の取組み】

ひとり親家庭への相談支援、情報提供の充実に努めるとともに、ひとり親家庭が抱える問題点や課題を把握し、自立を促す支援策の検討につなげます。

③-2 生活援助対策の推進

【現状】

ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費の助成、各種貸付制度等の支援を実施しております。

また、母子家庭、父子家庭及び寡婦が、一時的に保育や家事、介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣し、身の回りのお世話や子どもを預かるサービスを行っております(県事業)。

手当の支給や補助などの周知のために、町のホームページや広報誌での広報、チラシの配布を継続的に行っており、ゆいは一とや北谷町母子寡婦会等の支援機関と連携し、ひとり親家庭に各種支援が行き渡るように努めております。

ファミリーサポートセンターの利用について、ひとり親家庭、非課税世帯、ダブルケア世帯の利用促進を図るため「子育てサポート券(1枚500円)」を交付しておりますが、利用率が低いという課題があります。

【今後の取組み】

「児童扶養手当」や「母子及び父子家庭等医療費助成」及び県が実施する各種貸付制度などのひとり親家庭への支援事業の周知に努めます。

また、「ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業」や「ファミリーサポートセンター利用支援事業(子育てサポート券)」を継続して実施します。

各機関の様々な支援事業を体系的に整理し、支援対象者に分かりやすく周知できるチラシ等の作成に努めます。

④障害を持つ児童等への適切な対応

④-1 障害の早期発見、早期支援

【現状】

乳幼児健診では、保健師による問診や育児相談、小児科医の診察を通して運動機能・視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等の障害を早期に発見し、適切な指導を行うよう努めております。また、健康診査後には支援が必要な子への個別支援として訪問指導をはじめ、電話相談や心理士による発達相談を行っているほか、育ちの支援センターいっぽ、保育施設、医療機関等と連携して支援しております。

乳幼児健診からの要フォローの数が多く、全数を適切にフォローすることが難しい状況にあります。また、健診後フォローで連絡すると保護者がフォローの必要性を認識していないケースもあり、保護者への理解も必要となっております。

【今後の取組み】

障がい児一人ひとりのニーズに合った支援を行うため、関係各課・機関で情報を共有できるように連携体制や支援体制の強化を図ります。

④-2 障害を持つ児童等の保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実

【現状】

保育所において、特別支援保育を実施しており、障がい児のほか特別な支援を必要とする子どもに対する対応を行っております。

特別支援保育申込世帯に対しては、障がい児福祉サービスの一つである「保育所等訪問支援」の案内を行っております。保育所等訪問支援の利用により、障がい児福祉サービス事業所が教育・保育施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援(保育士及び保護者に対し)を行うため、保護者や職員の相談・助言が期待できます。

放課後児童クラブにおいては、放課後児童支援員等資質向上研修を受講した職員を配置し、障がい児の受け入れ体制の整備を行っております。

幼稚園や学校において、幼児児童生徒の発達や障害の程度に応じた個別の支援計画や指導計画を作成、活用し、円滑な接続の取組を図る等切れ目のない支援に努めております。また、特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの発達や障害等に対する理解を深め、関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行っております。

平成31年度より、臨床発達心理士を配置し、幼稚園や学校への巡回相談を実施しております。

特別な支援を要する幼児児童生徒の増加に伴う、特別支援教育加配教諭及び特別支援教育支援員の人員確保が課題となっております。

【今後の取組み】

保育所の特別支援保育の更なる充実を図るほか、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れの継続及び公的施設を活用した放課後児童クラブの整備による受皿拡充を図ります。

また、保育所や教育現場等での障害を持つ児への対応の充実と保護者支援のため、保育所等訪問支援等の活用を図ります。

幼稚園や学校における障がい児の受け入れについては、個々の発達や障害の程度に応じた職員の配置(適正規模の検討)に努め、町派遣の特別支援教育支援員の運用により、支援体制の充実を図ります。

これらの取り組みにより、他の児童も含めた集団の中での育ちを保障していきます。

④-3 障害に関する相談・情報提供及び障がい児へのサービス提供の充実

【現状】

障がい児(者)に対する相談は、相談支援事業への委託で実施しております。町ホームページ及び広報紙での相談先及び障害福祉サービス等の広報を行うとともに、福祉課窓口でのパンフレット配付による案内を実施しております。

保育所等訪問支援に関しては、サービス提供事業所数が少なく、ニーズに対して供給が充足できていない状況にあります。

【今後の取組み】

障がい児(者)のための相談場所(相談支援事業の委託先)の周知・広報のほか、関係各課の連携を強化しながら、情報を共有し更なる事業の充実を図ります。

また、児童発達支援や放課後等デイサービスといった、障がい児が利用できる福祉サービス制度について周知・広報に努めるほか、事業所ごとのサービス提供内容など、ニーズへの対応を円滑に行うための情報収集と発信に努めます。

障害児福祉手当、特別児童扶養手当等についてはスムーズに申請することができるよう、子ども家庭課と福祉課の連携を強化し、制度の周知を図ります。

児童発達支援センターの設置により児童発達支援や保育所等訪問支援などの障がい児支援機能強化を図ります。(障がい児福祉計画で目標としている。)

④-4 発達障害の支援の充実

【現状】

母子保健においては、乳幼児健診時に育ちの確認を実施し、その結果等をもとにその後の支援をするなど早期発見・早期支援に努めております。また、保育所、幼稚園及び学校においては、発達障がい児への対応の整備を進めており、保育所においては、保育士向けにティーチャーズトレーニングを実施するなど、支援者の質の向上を図っております。

庁内関係各課では、発達障がい児(者)のライフステージを通じた取り組みのため、連携の強化を図ることが課題となっております。

【今後の取組み】

引き続き、発達障害の早期発見や対応の充実を図るため、乳幼児健診時や事後支援に携わるスタッフの技術向上、フォロー体制の強化を図ります。

保育所や幼稚園、学校、放課後児童クラブと連携し、保育士や教職員の研修の機会を持ち、発達障害についての理解や支援者の質の向上を図ります。

また、保育所や教育現場での発達障害を持つ児への対応の充実と保護者支援のため、巡回支援事業、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業等の活用を図ります。幼小中学校に通う学習障害などの発達障害を持つ園児、児童生徒には、学校へ特別支援教育支援員を派遣し、支援を行います。

定期的に支援関係機関が集まり、発達支援体制の取り組みが適正な支援体制として機能しているか検証・見直しを行い、連携体制の充実強化を図ります。

また、発達障害について、親や子どもを取り巻く周りの方々への理解を図るため、保育所や幼稚園での周知のほか、町からの情報提供にも努め、子育ての楽しさを感じることが出来るような環境づくりに努めます。

児童発達支援センターの設置により児童発達支援や保育所等訪問支援などの障がい児支援機能強化を図ります。(障がい児福祉計画で目標としている。)

ペアレントトレーニングは、対象者を思春期まで広げ、関係課と連携・分担しつつ町全体で幼児から思春期までを支援できるよう、支援体制を整えていきます。

⑤子どもの貧困対策の充実

⑤-1 生活困窮世帯の子の居場所づくり

【現状】

本町では、スクールソーシャルワーカーを2名配置し、学校の管理職や担任と定期的に情報共有を図り、問題を抱える児童生徒に対して早い段階での支援に取り組んでおります。

子どもの貧困対策支援員を平成28年6月より配置し、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭課、各児童館、各公民館と情報共有し、気になる生徒の現状把握や、子どもの居場所事業など適切な支援先への繋ぎを行っております。令和元年11月には、中学3年生の不登校等による進学困難な生徒を対象とした新たな子どもの居場所を立ち上げております。

学習支援を通じた子どもの居場所事業では、小学2年生～6年生までを対象にそれぞれの習得度に合わせた学習サポートを実施しております。

子どもの居場所運営事業では、2つのボランティア団体が活動しており、食事の提供や基本的な生活指導、相談支援などを実施しております。

課題としては、増加傾向にある発達に課題を抱えた生徒への多様なサポートや、居場所の数不足による繋ぎ先の確保の難しさ、子ども食堂からは調理場の確保などがあげられております。

【今後の取組み】

生活困窮世帯の子の支援のため居場所を確保し、学習支援や食事提供等を行ってまいります。

⑤-2 生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり

【現状】

町内には、NPO法人によるインフォーマルな学習支援の取り組みがあります。これらのインフォーマルサービスとつながりをもって生活困窮世帯の支援を図っております。

【今後の取組み】

教育・保育施設等や学校、地域などが連携し、生活困窮世帯の子の把握に努めるとともに、孤立化を防ぎ、必要な支援が届くよう、「つなぎ」を重視した関係者・関係機関のネットワークづくりを進めます。このネットワークには、NPOや個人が実施している支援活動とも協力しながら生活困窮世帯の子の支援を図ります。

⑤-3 就学援助制度の周知・普及

【現状】

町の広報誌や町のホームページに掲載し、全児童生徒への申請書類を配布などで周知徹底を図っております。また、平成30年度より新入学児童生徒学用品費の入学前支給及び認定基準の緩和を実施しております。

【今後の取組み】

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学援助制度について広報を行い、必要な世帯への周知・普及を図ります。

(4) 相談、情報提供の充実

① 相談機能の充実

①-1 地域子育て支援センターの充実（再掲）

【現状】

地域子育て支援センターは、町内の3保育所で実施されており、子育て家庭の育児相談、情報提供、親子での遊びの場、保護者同士の交流の場となっております。1施設においては保育士不足のために専任の保育士を配置できていない状況となっております。

町民への周知拡大のために、支援センターでの取り組みをより広く広報するなど検討が必要です。

【今後の取り組み】

子育て相談の核である子育て支援センターの更なる充実を図り、地域の子育て支援の向上に努めます。子育て支援センターの職員の質の向上を図り、一人ひとりのニーズに対応した相談や情報提供などが円滑に行えるように努めます。

子育て支援センターが地域における仲間づくりや遊び・交流の場となっていることの周知・広報を一層拡充し、子育て家庭の孤立化予防や不安解消に努めます。

①-2 関係機関等による各種相談の充実

【現状】

子育てに関する相談は、相談や交流の中心を担っている地域子育て支援センターのほか、子ども家庭課窓口や保健衛生課、保育所などの関係機関、民生委員・児童委員、母子保健推進員などが行っております。気軽な相談から専門的な相談まで対応し、的確な相談先への紹介を行うために相談を担う機関同士が連携を強化する必要があります。

【今後の取り組み】

町の子ども家庭課及び関係機関が情報の共有を行い、地域における子育て相談を強化します。

①-3 利用者支援事業の実施

【現状】

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

本町では、平成26年11月から利用者支援業務員(保育士資格所有者)を子ども家庭課に配置しており、教育・保育施設や、その他子育て支援施設等の利用案内や子育てに関する相談等に対応しました。

利用者支援業務員について周知が進んでおらず、窓口での相談内容が認可保育施設等の入所に関するものがほとんどとなっております。

【今後の取組み】

共働き世帯のみならず、家庭保育を行っている保護者も気軽に子育てに関することや施設の利用等についての相談ができるよう利用者支援事業についての周知を図ります。

令和2年度以降は、母子健康包括支援センターが設置され、利用者支援事業と併せて事業展開し、母子の健康から子育て支援までの様々な相談や支援に対応していきます。

②情報提供の充実

②-1 子育て情報提供の充実

【現状】

子育ての情報提供としては、町ホームページや広報誌に制度の紹介・子育ての不安への対応等を掲載しております。また、「健康だより」や「子育てだより」で予防接種や育児学級等の母子保健事業の紹介を掲載しております。

令和元年度から乳幼児健診場で保育士を配置し、教育・保育事業に関する情報提供や育児に関する相談業務を行える体制を確立しました。

乳児家庭全戸訪問事業の家庭訪問時に、ファミリーサポートセンターやブックスタート、子育て支援センターの情報提供を行ったほか、必要に応じて教育・保育事業に関する相談窓口を紹介しております。

【今後の取組み】

町の広報誌やホームページによる子育て情報提供を充実するとともに、子育て支援情報が一元化された形で発信できるように、関係各課との連携強化、情報の共有を図ります。

また、広報誌や「健康だより」については、全戸配布を行う方法を検討し、町民が行政からの情報を確実に入手できるように図ります。

広く子育て家庭全般に幼稚園や保育所、子育てに関する情報を提供するため、母子保健関連の事業と連携し、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診などの場で教育・保育事業に関する情報提供や相談業務を行うように進めます。

②-2 関係機関との連携による情報の提供

【現状】

子育てに関する情報の発信においては、幼稚園や保育所、地域子育て支援センター、学校と連携して行っております。保護者は利用している教育・保育施設等を通して情報入手することが多いため、利用できるサービスや制度の情報について、関係機関と一層連携し、的確に、早急に周知を図る必要があります。

【今後の取組み】

行政からの直接の情報発信のみならず、地域の母子保健推進員、民生委員・児童委員、自治会、幼稚園、保育所、地域子育て支援センター、学校など、関係機関が連携し、教育・保育や子育てに関する情報について、速やかに発信していくように推進します。

③経済的負担の軽減

③-1 児童手当の給付

【現状】

中学校終了前までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定を支援しております。

現況届の未届により支給差し止めになる方が多くあります。

【今後の取組み】

これまでどおり、児童手当の給付を行ってまいります。

③-2 医療費の助成

【現状】

子ども医療費助成については、平成 27 年度より対象年齢を拡充(中学校卒業まで通院・入院費)しました。また、平成 30 年度より現物給付方式を導入しております。

【今後の取組み】

子育て家庭への経済的負担軽減を図るため、現在の中学校卒業まで通院費・入院費ともに引き続き助成を実施します。

③-3 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施

【現状】

保育所等において、低所得世帯(主に生活保護世帯)の子どもに係る、日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を免除した場合、その費用を施設に対して補助しております。

対象児童のいる世帯に対し、当該事業の周知が進んでおらず、実績が伸びていない状況となっております。

【今後の取組み】

低所得世帯への経済的支援策として、今後も補助を継続します。

対象児童のいる世帯に対しては、施設を通して周知を推進します。

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知
2. 計画の推進体制
3. ニーズ等の定期的な把握
4. PDCAサイクルによる進行管理の実施

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知

計画の推進に当たり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの町民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く町民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 計画の推進体制

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組みを進めていきます。また、県とも連携し、教育・保育施設等の運営について共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町村域を超えた利用については、町民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、近接する市町村と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

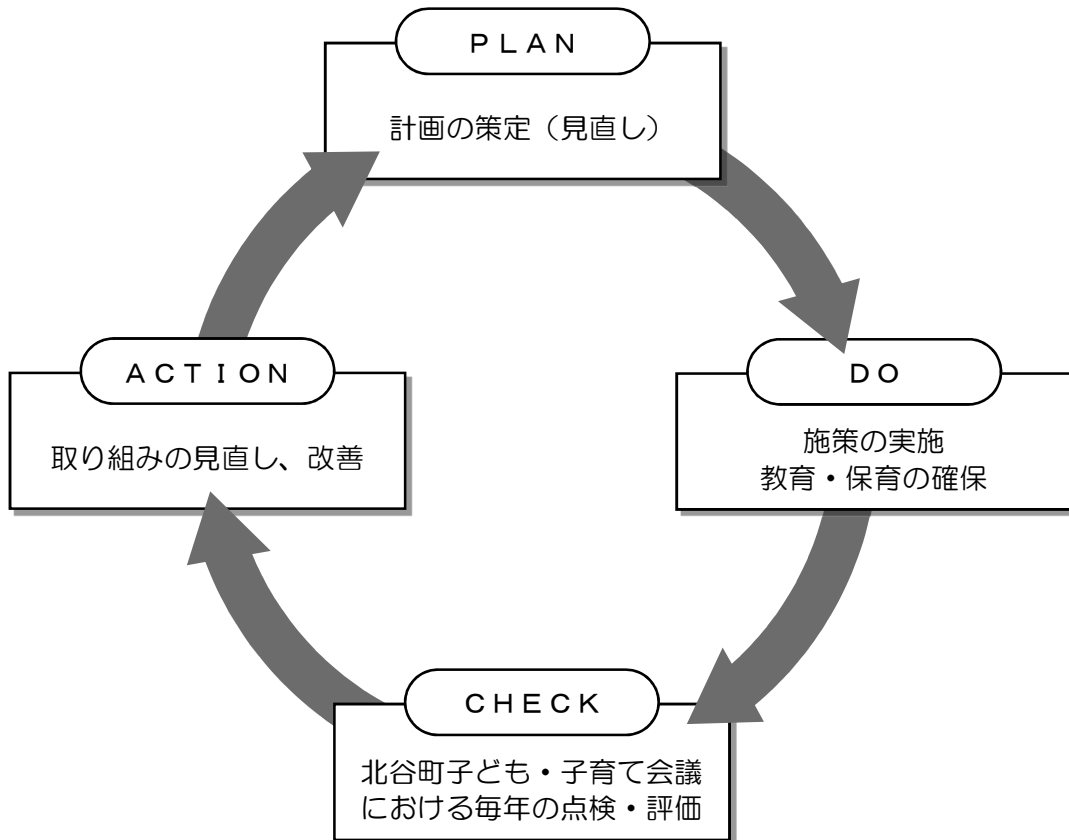
3. ニーズ等の定期的な把握

子どもと子育て家庭の生活状況や取り巻く環境、ニーズは変化をしていきます。本計画を策定するにあたってはニーズ調査等を行いました。今後子どもと子育て家庭のニーズを定期的に把握し、計画の見直しについて見極めを行っていきます。

4. P D C Aサイクルによる進行管理の実施

本計画の進行管理においては、「P D C Aサイクル」に基づいて、計画の実施状況の点検・評価をし、必要に応じて課題の検討を行い、取り組みの改善や見直しなどを行っていくこととします。

このため、事業・施策の評価は毎年、各担当部署で行うとともに、計画の中間年及び最終年には「北谷町子ども・子育て会議」が状況の把握・点検を行い、適時、取り組みの見直しを行っていきます。



資料編

資料 1 : 北谷町子ども・子育て会議規則

資料 2 : 北谷町子ども・子育て会議委員名簿

資料 3 : 「第 2 期北谷町子ども・子育て支援事業計画
(案)」策定までの流れ

資料 1 : 北谷町子ども・子育て会議規則

平成25年12月20日

規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、北谷町附属機関設置条例(平成20年北谷町条例第22号)第3条の規定に基づき、北谷町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に規定する次の事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- (3) 北谷町子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関して意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) 学識経験者及びこれに準ずる者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、
又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。
(報酬等)

第8条 委員の報酬等は、北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成
20年北谷町条例第17号）の定めるところによる。
(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、住民福祉部子ども家庭課において処理する。
(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に
諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料２：北谷町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和元年10月8日～令和3年10月7日

No.	所属	役職	氏名
1	沖縄女子短期大学	教授	ひろせ まきこ 廣瀬 真喜子
2	沖縄県中部福祉事務所 地域福祉班	班長	きんじょう やすこ 金城 康子
3	愛育保育園	園長	きんじょう てるみ 金城 照美
4	学童教室太陽の子	施設長	あしとみ かずみ 安次富 和美
5	沖縄県私立幼稚園連合会	副理事長	いけはら もとぎ 池原 基生
6	北谷町商工会	女性部部长	たかみやぎ きぬよ 高宮城 絹代
7	小規模保育事業 リトルマザーグース保育園	園長	やびく えつこ 屋比久 悦子
8	事業所内保育事業 チャチャ保育園	園長	たまき のぶこ 玉城 信子
9	北谷・嘉手納・北中城ファミリーサポートセンター	センター長	なかよし かずの 仲吉 一乃
10	NPO法人 沖縄県学童・保育支援センター	理事	かきのはな みちあき 垣花 道朗
11	美浜保育所	保護者	みやぎと ちはる 宮里 ちはる
12	北谷幼稚園	保護者	かむら あい 香村 歩惟
13	ひだまり認定こども園	保護者	あらかき ちひろ 新垣 ちひろ
14	北谷町住民福祉部	部長	いは こうはん 伊波 興繁
15	上勢保育所	所長	しんじょう えつこ 新城 悦子
16	謝莉保育所子育て支援センター	主任保育士	いなみね さおり 稲嶺 さおり
17	北谷町教育委員会	教育次長	たまな は おさむ 玉那覇 修
18	北谷幼稚園	副園長	ほかま みほ 外間 美穂

事務局

所属	役職	氏名
北谷町 子ども家庭課	課長	よぎ つかさ 与儀 司
子ども家庭課 こども園係	係長	たいら しんのすけ 平良 真之介
子ども家庭課 こども園係	主任主事	たかみやぎ よしと 高宮城 芳人
子ども家庭課 こども園係	主任主事	ぐしけん なつこ 具志堅 奈都子
北谷町教育委員会 学校教育課	課長	はらだ としあき 原田 利明
学校教育課 指導係	係長	みやぎ あや 宮城 亜矢
学校教育課 指導係	学校教育担当主査 兼指導主事	うえはら しがこ 上原 志芽子

資料3：「第2期北谷町子ども・子育て支援事業計画(案)」策定までの流れ

◆北谷町子ども・子育て会議開催日程及び会議資料

開催日	次第	会議資料
平成31年 3月20日	平成30年度 北谷町子ども・子育て会議 【議題】 1. 平成30年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用状況について(報告) 2. 平成31年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用申込み状況について(報告) 3. 平成31年度利用定員の設定について 4. 北谷町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の速報値について(報告)	資料1 平成30年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用状況 資料2 平成31年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の申込状況 資料3 平成31年度利用定員の設定について
令和元年 10月8日	令和元年度 北谷町子ども・子育て会議 【議題】 1. 北谷町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について 2. 第2期北谷町子ども・子育て支援事業計画策定の概要について 3. 人口推計について 4. 教育・保育の量の見込について	資料1-1 調査結果のまとめ 資料1-2 北谷町子ども・子育て支援事業計画(平成30年度実施)調査結果の報告(概要版) 資料2 子ども・子育て支援事業計画について(北谷町) 資料3 人口推計について 資料4 教育・保育事業等の「量の見込み」について
令和元年 11月27日	令和元年度 第2回北谷町子ども・子育て会議 【議題】 1. 教育・保育の確保方策について 2. 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込みについて 3. 第1期計画の事業評価について	資料1 教育・保育事業等の量の見込みと確保方策について 資料2 北谷町地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込み検討資料 資料3 第1期計画の実施状況について
令和2年 2月5日	令和元年度 第3回北谷町子ども・子育て会議 【議題】 1. 第2期北谷町子ども・子育て支援事業計画の素案について 2. 事業所内保育事業の認可について	資料1 第2期北谷町子ども・子育て支援事業計画<施策の検討資料> 資料2 事業所内保育事業の認可について
令和2年 3月11日	令和元年度 第4回北谷町子ども・子育て会議 【議題】 1. 第2期北谷町子ども・子育て支援事業計画の素案について 2. 令和2年度利用定員の設定について	資料1 第2期北谷町子ども・子育て支援事業計画<素案> 資料2 令和2年度利用定員の設定について

北谷町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月策定

発行 北谷町

沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地

編集 北谷町役場 子ども家庭課

電話：098-936-1234（内線 255）

